

官報

号外
平成六年十一月二十五日

○第三百一十一回 参議院會議録第九号

平成六年十一月二十五日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第九号

平成六年十一月二十五日

午前十時開議

第一 日本放送協会平成四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

第二 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 平成七年度分所得税の特別減税のための臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第五 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、請願の件

○議長(原文兵衛君) これより會議を開きます。

この際、お諮りいたします。

久保田真苗君から海外旅行のため九日間の請願

平成六年十一月二十五日 参議院會議録第九号

の申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

よって、許可することに決しました。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原文兵衛君) 日程第一 日本放送協会平成四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。通信委員長山田健一君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(山田健一君登壇、拍手)

○山田健一君 ただいま議題となりました日本放送協会平成四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、日本放送協会の平成四年度決算書類でありまして、放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て内閣から提出されたものであります。

その概要は、一般勘定について、四年度末における財務状況は、資産総額五千三百三十二億円、負債総額二千三百二十四億円、資本総額三千八億円となっております。また、当年度中の損益の状

況は、事業収入五千四百四億円に対し事業支出は五千八十億円で、差し引き事業収支差金は三百二十四億円となっております。このうち、百七十二億円を債務償還のため、三十一億円を建設積立金のため資本支出に充当し、残余の百二十一億円は翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越しております。

なお、本件には、会計検査院の「記述すべき意見はない。」旨の検査結果が付されております。

委員会におきましては、収支予算が適正かつ効率的に執行されたかを初め、公共放送としての放送番組のあり方、今次経営計画の達成状況と次期経営方針の策定等について質疑を行いました。その詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本件は委員長報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本件は全会一致をもって委員長報告のとおり承認することに決しました。

○議長(原文兵衛君) 日程第二 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案

日程第三 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案

日程第四 平成七年度分所得税の特別減税のための臨時措置法案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長西田吉宏君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(西田吉宏君登壇、拍手)

○西田吉宏君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案は、当面の経済状況に配慮して所得税減税を先行すること等により平成六年度、七年度及び八年度の一般会計の歳入において見込まれる租税収入の減少を補うため、公債を発行することができることとするともに、その公債等の償還に充てるため、国債整理基金特別会計の規定による繰り入れを行うほか、平成十年度から二十九年度までの各年度において一般会計から国債整理基金特別会計に所要の償還財源を繰り入れようとするものであります。

次に、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案は、活力ある福祉社会の実現を目指す観点に立ち、社会の構成員が広く負担を分かち合い、かつ、歳出面の諸措置の安定的な維持に資するよう所得・消費・資産等の間における均衡がとれた税体系を構築する観点から、個人所得課税の累進緩和等を通ずる負担の軽減、並びに消費税の中小事業者に対する特例措置等の改革及び税率の引き上げによる消費課税の充実を図ろうとするものであります。

次に、平成七年度分所得税の特別減税のための臨時措置法案は、所得税法及び消費税法の一部改正案による所得税の制度減税に加え、当面の景気に配慮して平成七年度分の所得税について定率による特別減税を上乗せして実施しようとするものであります。

委員会における質疑は、今回の税制改革に対する強い国民の関心を背景に、終始熱心に行われ、その対象も広範多岐にわたりました。

質疑の主な内容について申し上げますと、所得・消費・資産等の間における課税上のバランスのあり方、二階建て減税方式の是非、消費税の見直し条項設定の趣旨、ヨーロッパ型のインボイス方式を導入する必要性、利子所得の総合課税化と納税者番号制度導入の見通し、税制改革の前提としての福祉ビジョンの具体的な内容、新ゴールドプランの財源問題、特殊法人等の見直しを含む行政改革推進のスケジュール、税制改革による税収額の減収額と特例公債の発行見込み額等がありますが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、新緑風会を代表して池田治委員より減税特例公債法案に賛成、所得税法及び消費税法の一部改正案及び平成七年分所得税特別減税臨時措置法案の二法律案に反対、自由民主党を代表して竹山裕理事より三法律案のいずれにも賛成、公明党・国民会議を代表して白浜一良理事より減税特例公債法案に賛成、所得税法及び消費税法の一部改正案及び平成七年分所得税特別減税臨時措置法案の二法律案に反対、日本社会党・護憲民主連合を代表して峰崎直樹理事より三法律案のいずれにも賛成、日本共産党を代表して吉岡吉典委員より平成七年分所得税特別減税臨時措置法案に賛成、減税特例公債法案及び所得税法及び消費税法の一部改正案の二法律案に反対する旨の意見が、それぞれ述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、三法律案はいずれも賛成多数をもって原案どおり可決すべきも

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の公債の発行の特例等に関する法律案外二件

のと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長(原文兵衛君) 三案に対し、討論の通告が
ございます。順次発言を許します。野末陳平君。
〔野末陳平君登壇、拍手〕

○野末陳平君 私は、新緑風会を代表いたしました。ただいま議題となりました三法案のうち特例公債の法案には賛成ですが、他の二法案に対しては反対の立場から討論を行います。

今回の税制改革関連法案を虚心坦懐に検討してみました。高齢化社会の福祉ビジョン、それから行財政改革に関する基本的な考え方など、具体的な展望や施策が全く示されていない、ここが一番の問題であります。

特に、所得減税を二階建てにして消費税率を五%としたものの、国民に知らすべき、そして国民が知りたい重要な部分を見直し条項の中にねじ込んでしまふという全くその場しのぎのやり方、これは、これまでの税制改革法案に比べましても

実には無責任な、まるで空
ではないかと思えます。

國民に新たな負担を求めるときには、徹底した行財政改革とこれによる冗費の節減で政府が邁進の努力を國民の前に見せる、この努力を重ねることが前提でなければなりません、この前提が欠けておって、そして、あるのは消費税の税率アップだけというこのような内容の税制改正に対しては、反対するなというのが無理というものではないでしょうか。

以下、反対理由を述べますが、反対の第一は、もう言うまでもなく、公約違反ということであり
ます。

村山総理は、公約違反ではない、前回の選挙ではもう反対とか廃止とは言っていない、消費税は定着しているんだと、そういう苦しい弁明をしてありますが、それならば社会党本部の前について先日まで掲げられていたあの消費税の税率引き上げ

反対運動本部という大看板は何だったのか。こういうことを言いたいわけですね。

りますから、これは税率引き上げはしないという公約ということになりますね。これこそ社会党が金科玉条としてきた基本政策だと国民はみんな理解しているわけでありますから、つい先日までの看板を掲げながら、実は去年の選挙からは反対していないんだと、こういうような取ってつけたような理屈を言っても、これは詭弁にしかすぎない。自縄自縛の公約違反ということは明らかであります。

これは、いや、私が言うだけじゃありません。公聴会に出席しておった公述人の先生方もこの点を指摘しておられました。ある先生などは、社会党はもっと早く政策転換をすべきであつた、それを国民の前に率直に語るべきであつたと、こういうコメントもしておりました。

また私たちのところへ届きます要望書にも村山総理は、事情が変わった、だから政策転換をしたと説明しているが、国民を取り巻く事情は何にも変わっていない、変わったのは社会党が政権についたことだけだと、こういうふうになつていきますね。つまりは、政権についたから政策を変えたんだと国民からは見られているわけですから、村山総理の苦渋に満ちたあの政策変更も単なる自己都合だったと、こういう皮肉のコメントも聞えてくるわけであります。

反対理由の第二は、村山総理も武村大蔵大臣も、これまで、行財政改革は消費税率アップの前提だと明言しながら、しかも大蔵大臣に至っては、党首であるところの新党さきがけが特殊法人を初めとした行革のプランを出しました。数値目標まで出しました。乱暴な面もありますよ。しかし、霞が関ではあれを異端邪説のような扱いをして、いけるとも聞かぬが、私に言わせれば、あの意気は買うべきであつて、あのさきがけの行革案に対する内容が全く今度は反映されていないということ

は、個人的に言っても、切齒抵牾の思っているところであり、思えば、あのとき、サヌは単なる人

ですから、思へば、あのさきから案に事なる人々、
 氣取りであつたのか、單に作文をマスコミに発表
 して國民の機嫌をとつたのかという意地悪い見方
 すらできるのでありまして、大藏大臣御本人も今
 のところはやるぞやるぞのかけ声だけではすから
 じや、できない場合にはどうするんだと、期待ど
 おりにならなかつた場合に責任をとるのかといえ
 ば、責任をとるようなとらないような、まさにこ
 れは隔靴搔痒の趣を呈しているという、これはど
 う考へても賛成するわけにはいかないということ
 になりますね。

國民の聲は、言うまでもなく、消費税を先に決めるんでなくて行革を先にやれということですね。國民に負担増を求めるからには政府みずからがみずからの身を削れ、こういうことですから、これを真剣に受けとめて、やはり政府は早急に目に見える形で行革案をまとめ、國民の前に提示しなければいけなかった、こういうことになりました。

反対理由の第三ですが、高齢化社会に対する福祉ビジョンが欠落しているということでありまして、平成七年には二千億、平成八年は二千億というようなスズメの涙のような高齢化対策の枠を設けて、目先の深謀遠慮をめぐらしておりますけれども、本当に大事なことは、これからどういう福祉が必要で、どこにどれだけのお金がかかって、だから国民にはこれだけ負担してもらって、そして国民に安心してもらうというふうなビジョンが見えてくれば、賢明なる国民は、これは、消費税の五%でもあるいはそれ以上のアップでも、以心の気持ちですよ、これ、理解してくれと私は思うのであります。

反対理由の第四ですが、減税の中身が中堅所得層にはかなりの改正ですから評価します。しかし、課税最低限をここまで引き上げてよかったのかどうか。上げ過ぎではないかと私は思います。

これは少額納税者への配慮ということらしいんですが、これが逆進性の解消を意図したとするならば、少額納税すらできないそれ以下の所得層の人たちは消費税のアップをもろに受けるわけですから、そういう層への気配りが最出の面できているのかといえ、村山総理お得意の弱者への優しさというものがほとんど見当たらないと言つてもいいわけですから、弱者にとつてはまさに秋風素漠の思いの税制改正である、こういうことが言えるわけですね。

ですから、その上に特別減税がいつなくなるかわからないということになりますと、ここで増税になつてしましますから、消費税アップとダブルパンチになると数年先はこの改革は暗雲低迷と言わざるを得ないと、こういうことになるんですよ。

反対理由の第五。これは地方税にまで触れて恐縮であります、特別地方消費税及び自動車取得税は廃止できないのかということであり、地方消費税が創設された以上は、消費税に加えてこれらの税金が課せられるいわゆるタックス・オン・タックスという二重課税、これは検討しなければいけない。それから、酒税などに関しまして、やはり調整併課というのが筋である。それからさらに、国際化時代に対応した法人課税のあり方を検討して見直さなきゃいけない、これも当然であります。それから、納税者番号による所得税の総合課税、これは大蔵大臣は前向きな答弁をなさつておられますが、これも一刻も早く決めていかなくちゃならぬし、資産課税の適正化の課題も一定の方向性を早目に固めておく必要がある。これから、村山内閣の面目躍如たるところを見せてほしいと私は願つておるわけであり、このほかに、財政面からの反対理由も二、三ありますが、時間の関係で割愛させていただきます、残念ながら、以上をまとめて、さらなる要望を大蔵大臣にしておきたいと思ふんです。

行財政改革は、一日も早く具体的な数値目標を含めたプログラムを示すべきことで、これを新たな公約としなければいけない。

二番目は、福祉ビジョンは、新ゴールドプラン及びエンゼルプランの策定を中心にして、国民が安心できる高齢化社会の姿を明確に早急に国民に示す必要がある。当然のことであり、早くしてもらいたい。

三番目。減税は二階建てであり、これをやめまして、やはり特別減税の部分を恒久税制にしなければいけない、そう思います。

それから四番目。これはいわゆる不公平税制、これに鋭く切り込めばかなりの財源が出ると大蔵大臣の答弁をいただいておりますから、英断をもつてこの実現を期してほしい。

それから、問題は飲食料品の軽減税率の課題であり、消費税の中でこの手の逆進性解消をやります、消費税の無理なんですよ、消費税そのものが逆進性という面を持っておりますから、ここで大事なのは、内外価格差をなくし、公共料金を抑え、そして民間の物価下げの努力も期待し、この三つで物価を安くすることが先決なんです。そうならば消費税の税率アップに対する抵抗感もやがては雲散霧消していくであろう、こう考えるのが筋ではないでしょうか。

最後の要望は、消費税五％という、これが仮置き数字であつてはならない。ここで決めるべきなん、見直し事項の中で安易なる税率アップということにならないようにくぎを刺しておきたいと思ふ。

以上を強く要望しまして反対討論を終わりますが、ひとつ、大蔵大臣を中心とした村山内閣におきましては、横綱貴乃花にあやかって不惜生命の決意で最後の課題に取り組んでほしいと思ふ。

どうもありがとうございました。(拍手)
○議長(原文兵衛君) 統訓弘君。
(統訓弘君登壇、拍手)

○統訓弘君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となつております税制改正三法案のうち、所得税法・消費税法改正案及び特別減税法案に反対、減税特別公債法案に賛成の討論を行うものであります。

我が国は、あと三十年足らずのうちに、国民の四人に一人が六十五歳以上の高齢社会を迎えることになり、しかも、我が国は、人口一億二千万、四百万人を擁する大國であります。

この大國、日本国民のすべてに安心して生き生きとした活力ある豊かな社会を保障することが、政府の責任であります。このためには、二十一世紀の世界を展望した上で、我が国のこれまでの社会の仕組みや諸制度を抜本的に見直し、大胆な改革を進めるべきだと認識に立って、細川内閣及び羽田内閣は政治改革、景気浮揚策としての大型減税及び公共事業の追加、規制緩和、地方分権の推進、抜本的税制改革の検討、行財政改革の推進等々に真剣に取り組み、国民の皆様の熱い御支持をいただいたのであります。

今、国民の皆様の、村山内閣も、細川、羽田両内閣の改革の志を受け継ぎ、国民のための大胆な諸改革を進めてくれるものと大いに期待しております。

この意味で、今回の税制改革に国民の皆様は次のような期待を寄せておられるのではないかと思ふいます。すなわち、その第一は、改革の目的、改革の基本理念、改革の具体案の三点が明示された抜本的な税制改革であること。

その第二は、確実に到来する少子・高齢社会に十分対応する税制改革であること。

その第三は、税制改革の前提として、政府所管の特殊法人を含む行財政改革の断行と、租税特別措置や消費税の益税関係等のいわゆる不公平税制の是正の断行が行われること。

その第四は、財政の健全性の確保の見地から、特別公債の発行を行わず、財政負担は後世代に残

さないという財政運営の哲学が明示されていること。

その第五は、衆参両院の全会一致の国会決議を踏まえて、地方分権推進の見地から、地方独立税制と財源拡充策が保障されることでもあります。

さて、地方行政委員会、大蔵委員会は連合して、税制改革法案の審議に資するため、十一月二十一日、中央公聴会を開き、学者、地方公共団体の首長、税の専門家から成る六名の公述人からそれぞれ熱心に意見の開陳を伺い、活発な質疑を交わしました。その意見を私なりに集約すれば、今回の税制改革の方向を是とする人も、さきに述べた国民が期待する五点については、それぞれ十分であり、これから真剣に検討すべき課題だということでありました。

ここで一、二の具体的指摘を御紹介申し上げますと、「消費税率については初めに五％ありきという感をぬぐえない。所得税の累進税率の緩和も十分だ。定率減税と恒久減税を組み合わせた二階建てではなく、すべて恒久減税にしようとしたのではない。いづれにせよ、増税となれば行財政改革の実現が強く求められる。」「改革は大枠で妥当だ。税制や財政、福祉政策の将来像については十分示されたとは言えず不満も残る。」「地方消費税の創設による財源の確保の意義は大きい、なお地方老人福祉計画の実施について財源面に非常に不安がある。」というのが公述人の要旨でありました。

また、十一月十六日の地方行政委員会、大蔵委員連合審査会の審議や、その後の地方行政委員会及び大蔵委員会の審議を通じて、村山総理大臣を始め関係各大臣からは、残念ながら国民の皆様が期待される明確な所信を伺うことができませんでした。

私は三十八年間地方行政に携わった者として、今回の地方消費税の創設は画期的なものとして率直に評価したいところでございますが、次の点に問題がございます。

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度まで

平成六年十一月二十五日 参議院會議録第九号

その第一は、徴収権を当分の間国に委託したことであります。地方独立税として創設された以上、速やかに課税権、徴収権ともに地方が持つべきであります。

その第二は、今回の地方消費税の創設により三千三百余の地方公共団体の財源となる金額は、平成九年度以降わずかに二千三百五十億円にすぎないのであります。少子・高齢社会対策の実際の担い手は地方公共団体であります。このことを踏まえて、地方公共団体の財源確保について担当大臣の所信をいただきましたが、これまた明確な回答は得られませんでした。

以上、主な反対理由を申し述べました。しかし、救いがあります。二年後の見直しに当たっては、二十一世紀を展望した真に国民の皆様への御期待にこたえる抜本的な税制改革を断行されることを強く求めて、私の反対討論を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 有働正治君。

〔有働正治君登壇、拍手〕

○有働正治君 私は、日本共産党を代表して、消費増税法案及び関連法案に反対し、減税法案について賛成の討論を行います。

反対の第一の理由は、公約違反の悪法だからであります。

そもそも政党的公約は、国民主権、議会制民主主義の根幹をなすものであります。社会党は五年前に本院において消費増税法案を提出したにもかかわらず、その社会党が首班の村山内閣は、国民への公約を裏切り、消費税率を三%から五%へと、実に七割もアップする大幅引き上げを強行する最初の内閣になろうとしています。国民主権の名において、断じて認めることはできません。

こうした公約違反の悪法を押し通すためにしゃにむに採決を急ぎ、本院では、特別委員会も設置

せず、実質審議入りに先立ちまして採決の前提となる公聴会を設定するなど、国権の最高機関である国会におけるこのような異常な運営は断じて容認することはできません。十分審議を尽くさぬまま、本日、我が党の反対を押し切つてこの本会議での採決強行を、消費税率引き上げ反対の国民とともに厳しく糾弾するものです。

第二に、国民大多数に増税を押しつける悪法だからであります。

消費税五%で、サラリーマンの九割に及ぶ年収八百万円以下の圧倒的多数の世帯が差し引き増税となります。また、政府は高齢化社会対策だと言いますが、税率五%へのアップによる税収増四兆八千億円のうち新ゴールドプランに回されるのは国費千五百億円、三・一%、国と地方合わせても六・二%にすぎず、しかも消費税の逆進性によって最もしわ寄せを受けるのは高齢者であります。

第三に、二年後の見直し問題であります。

この見直しなるものの本質は、歳入歳出の抜本的見直しの具体的計画は棚上げし、逆に、自衛隊の海外派兵など国際貢献や対米公約に基づく公共投資の二百兆円増計画など、財政需要の新たな増大要因が打ち出されているため、結局、最終的には六%にも七%にもなる消費増税を国民に押しつけるトリックにはかならないのであります。まさにこれは、歯どめなき増税に道を開くものであります。

第四に、地方消費税が真の地方自治に逆行するからであります。

地方消費税の創設は、消費税の害悪をそのまま地方へ持ち込むのみならず、当分の間国が徴収することとされております。この実体は消費増税と何ら変わりません。真の自主財源、地方独立税とは無縁であります。

第五に、国、地方の歳出のむだをなくし、大企業優遇の不公平税制の是正が全くなされておら

ず、その方向さえ示されていないからであります。

政府がゼネコンの談合などにメスを入れ公共事業費のむだをなくせば、四兆円程度の財源は確保できるものであります。軍事費の大幅削減、大企業優遇の不公平税制の是正などに本格的に取り組めば、さらに財源は確保できるのです。そうすれば、消費税率アップが不要となるばかりか、消費税そのものを廃止できるのであります。

今でも、国民の三分の二以上は消費増税に強く反対しております。公約違反の態度に対する怒りとともに、消費税なくせの声が全国に大きく広がっています。日本共産党は、この圧倒的多数の国民の皆さんとともに、二年五ヵ月後の税率アップ阻止、さらに消費税廃止を目指して引き続き意気高く闘うことを表明しまして、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

まず、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

表決は記名投票をもって行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(原文兵衛君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(原文兵衛君) これより開票いたします。

投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(原文兵衛君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十六票

白色票 百五十一票

青色票 八十五票

よって、本案は可決されました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名 百五十一名

青木 幹雄君 井上 吉夫君

井上 章平君 井上 孝君

井上 裕君 石井 道子君

石渡 清元君 板垣 正君

岩崎 純三君 上杉 光弘君

浦田 勝君 遠藤 要君

小野 清子君 尾辻 秀久君

大木 浩君 大島 慶久君

大塚清次郎君 大浜 方栄君

太田 豊秋君 合馬 敬君

岡 利定君 岡野 裕君

岡部 三郎君 加藤 紀文君

狩野 安君 鹿熊 安正君

笠原 潤一君 片山虎之助君

鎌田 要人君 木宮 和彦君

北 修二君	久世 公義君
倉掛 哲男君	倉田 寛之君
河本 三郎君	佐々木 満君
佐藤 静雄君	佐藤 泰三君
斎藤 十朗君	斎藤 文夫君
坂野 重信君	志村 哲良君
清水嘉与子君	清水 達雄君
下稻葉耕吉君	下条進一郎君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君
鈴木 栄治君	鈴木 省吾君
世耕 政隆君	関根 則之君
田沢 智治君	高木 正明君
竹山 裕君	坪井 一字君
中曾根弘文君	永田 良雄君
橋崎 泰昌君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野沢 太三君
野間 起君	野村 五男君
南野知恵子君	服部三雄君
平井 卓志君	二木 秀夫君
真島 一男君	前田 勲男君
増岡 康治君	松浦 功君
松浦 孝治君	松谷蒼一郎君
澤手 顕正君	宮崎 秀樹君
宮澤 弘君	村上 正邦君
守住 有信君	森山 眞弓君
矢野 哲朗君	柳川 覺治君
山崎 正昭君	山本 富雄君
吉川 博君	吉川 芳男君
吉村剛太郎君	会田 長栄君
青木 薪次君	磯山 篤君
一井 淳治君	糸久八重子君
稲村 稔夫君	岩崎 昭弥君
岩本 久人君	上野 雄文君
小川 仁一君	及川 一夫君
大淵 綱子君	大森 昭君
大脇 雅子君	梶原 敬義君

上山 和人君	菅野 茂君
川橋 幸子君	菅野 壽君
喜岡 淳君	北村 哲男君
久保 巨君	日下部代子君
佐藤 三吾君	櫻井 規順君
志苦 裕君	清水 澄子君
篠崎 年子君	庄司 中君
菅野 久光君	鈴木 和美君
瀬谷 英行君	竹村 泰子君
谷畑 孝君	谷本 巍君
種田 誠君	千葉 景子君
角田 義一君	堂本 曉子君
中尾 則幸君	野別 隆俊君
浜本 万三君	肥田美代子君
深田 肇君	洲上 貞雄君
細谷 昭雄君	堀 利和君
前畑 幸子君	松前 達郎君
三重野栄子君	三上 隆雄君
峰崎 直樹君	村沢 牧君
村田 誠醇君	本岡 昭次君
森 暢子君	山口 哲夫君
山田 健一君	山本 正和君
吉田 達男君	渡辺 四郎君
薬科 満治君	赤桐 操君
安恒 良一君	

反対者(青色票)氏名
栗原 君子君
足立 良平君
井上 計君
池田 治君
泉 信也君
乾 晴美君
江本 孟紀君
河本 英典君
釘宮 馨君

八十五名
西岡瑠璃子君
栗森 喬君
井上 哲夫君
石井 一二君
磯村 修君
猪木 寛至君
勝木 健司君
北澤 俊美君
小島 慶三君

小林 正君	木暮 山人君
笹野 貞子君	田村 秀昭君
武田邦太郎君	都築 讓君
寺崎 昭久君	寺澤 芳男君
直嶋 正行君	中村 鋭一君
永野 茂門君	野末 陳平君
長谷川 清君	萩野 浩基君
林 寛子君	平野 貞夫君
古川太三郎君	星川 保松君
星野 朋市君	松尾 官平君
山崎 順子君	山田 勇君
吉田 之久君	荒木 清寛君
猪熊 重二君	牛嶋 正君
及川 順郎君	大久保直彦君
風間 純君	片上 公人君
刈田 貞子君	黒柳 明君
木庭健太郎君	白浜 一良君
高桑 栄松君	武田 節子君
統 訓弘君	鶴岡 洋君
中川 嘉美君	中西 珠子君
浜四津敏子君	広中和歌子君
矢原 秀男君	山下 栄一君
横尾 和伸君	和田 教美君
市川 正一君	有働 正治君
上田耕一郎君	藤澤 弘君
高崎 裕子君	立木 洋君
西山登紀子君	橋本 敦君
林 紀子君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	青島 幸男君
島袋 宗康君	下村 泰君
西川 潔君	坂 正敏君
國弘 正雄君	田 英夫君
西野 康雄君	三石 久江君
椎名 素夫君	

○議長(原文兵衛君) 次に、平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第五 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長岩本久人君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔岩本久人君登壇、拍手〕

○岩本久人君 ただいま議題となりました法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、活力ある豊かな福祉社会の実現を目指す観点に立った今次の税制改革等の一環として、個人住民税について、税率適用区分の見直し、基礎控除等の引き上げ、及び平成七年度における定率による特別減税の実施等を行うとともに、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、消費譲与税にかえて消費に広く負担を求める地方消費税を創設することにより地方税源の充実を図ることとし、あわせて税制改革に伴い、消費税に係る地方交付税の率を引き上げるほか、個人住民税に係る減税による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、大蔵委員会との連合審査会を開き、村山総理大臣、武村大蔵大臣等に対

して質疑を行うとともに、同連合審査会公聴会を開催しております。

委員会における質疑の主な内容は、地方分権推進と地域福祉充実のための地方税財源拡充の必要性、地方税体系における住民税の位置づけ、地方消費税の徴収の今後のあり方、地方消費税導入に伴う特別地方消費税等の負担調整のあり方、事業税の外形標準課税問題等でありますが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して有働理事より反対の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十三分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 原文兵衛君
副議長 赤桐 操君
横尾 和伸君 荒木 清寛君
溝手 順正君 武田 節子君

山下 栄一君	安恒 良一君	松浦 功君	吉川 芳男君	日下部補代子君	櫻井 規順君
椎名 素夫君	笠原 潤一君	岡部 三郎君	田沢 智治君	萩野 浩基君	深田 肇君
木庭健太郎君	浜四津敏子君	倉田 寛之君	上杉 光弘君	谷本 義君	会田 長栄君
成瀬 守重君	西田 吉宏君	井上 孝君	森山 眞弓君	清水 澄子君	野別 隆俊君
野村 五男君	白浜 一良君	村上 正邦君	岩崎 純三君	庄司 中君	菅野 壽君
猪熊 重二君	中川 嘉美君	宮澤 弘君	山本 富雄君	乾 晴美君	一井 淳治君
刈田 貞子君	清水嘉子君	斎藤 十朗君	井上 吉夫君	波辺 四郎君	山口 哲夫君
鎌田 要人君	合馬 敬君	斎藤 満君	井上 裕君	山本 正和君	細谷 昭雄君
石渡 清元君	風間 純君	関根 則之君	喜岡 淳君	栗原 敬義君	稲村 珍夫君
牛嶋 正君	統 訓弘君	谷畑 孝君	吉田 達男君	栗森 喬君	洲上 貞雄君
広中和歌子君	柳川 覺治君	角田 義一君	野間 越君	糸久八重子君	上野 雄文君
吉川 博君	守住 有信君	榑崎 泰昌君	中尾 則幸君	本岡 昭次君	佐藤 三吾君
石井 道子君	片上 公人君	栗原 君子君	峰崎 直樹君	松前 達郎君	古川 太三郎君
矢原 秀男君	高桑 栄松君	今井 澄君	河本 三郎君	鈴木 和美君	及川 一夫君
中西 珠子君	竹山 裕君	佐藤 泰三君	清水 達雄君	大森 昭君	村沢 牧君
岡野 裕君	大浜 方栄君	堀 健一君	種田 誠君	志苦 裕君	久保 亘君
増岡 康治君	及川 順郎君	山田 利和君	松浦 孝治君	瀬谷 英行君	星川 保松君
鶴岡 洋君	和田 教美君	志村 哲良君	西岡瑠璃子君	河本 英典君	都築 譲君
大久保直彦君	黒柳 明君	三上 隆雄君	堂本 曉子君	西川 潔君	西野 康雄君
鈴木 省吾君	世耕 政隆君	森 暢子君	木宮 和彦君	西山登紀子君	釘宮 警君
平井 卓志君	遠藤 要君	久世 公亮君	香掛 哲男君	江本 孟紀君	直嶋 正行君
坂野 重信君	鈴木 栄治君	斎藤 文夫君	篠崎 年子君	島袋 宗康君	諏 正敏君
鹿熊 安正君	尾辻 秀久君	大淵 絹子君	竹村 泰子君	高崎 裕子君	北澤 俊美君
大島 慶久君	真島 一男君	千葉 景子君	高木 正明君	泉 信也君	長谷川 清君
太田 豊秋君	吉村剛太郎君	大木 浩君	板垣 正君	青島 幸男君	國弘 正雄君
山崎 正昭君	松谷蒼一郎君	菅野 久光君	上山 和人君	吉川 春子君	井上 哲夫君
服部三男雄君	狩野 安君	北 修二君	北村 哲男君	下村 泰君	星野 朋市君
坪井 一宇君	岡 利定君	薬科 満治君	下条進一郎君	平野 貞夫君	寺崎 昭久君
加藤 紀文君	陣内 孝雄君	前田 敷男君	浜本 万三君	小林 正君	三石 久江君
井上 章平君	矢野 哲朗君	穂山 篤君	青木 新次君	吉川 貞子君	磯村 修君
須藤良太郎君	佐藤 静雄君	小川 仁一君	菅野 茂君	足立 良平君	木暮 山人君
片山虎之助君	宮崎 秀樹君	岩崎 昭弥君	小島 慶三君	田 英夫君	猪木 寛至君
二木 秀夫君	浦田 勝君	山崎 順子君	川橋 幸子君	池田 治君	吉岡 吉典君
青木 幹雄君	永田 良雄君	大脇 雅子君	三重野栄子君	田村 秀昭君	林 寛子君
下稲葉耕吉君	野沢 太三君	村田 誠雄君	武田邦太郎君	山田 勇君	勝木 健司君
中曾根弘文君	小野 清子君	寺澤 芳男君	岩本 久人君	橋本 敦君	有働 正治君
大塚清次郎君		肥田美代子君	前畑 幸子君		聽瀧 弘君

國務大臣

野末 陳平君	中村 銳一君
石井 一二君	永野 茂門君
松尾 官平君	井上 計君
吉田 久君	市川 正一君
立木 洋君	上田耕一郎君
大藏 大臣	武村 正義君
郵政 大臣	大出 俊君
自治 大臣	野中 広務君

議長の報告事項

去る二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

一井 淳治君	補欠
野末 陳平君	渡辺 四郎君
	小林 正君

外務委員

矢田部 理君	補欠
	藥科 満治君

大蔵委員

渡辺 四郎君	補欠
小林 正君	一井 淳治君
直嶋 正行君	野末 陳平君
西山登紀子君	寺崎 昭久君
	吉岡 吉典君

厚生委員

吉岡 吉典君	補欠
	西山登紀子君

商工委員

藥科 満治君	補欠
	矢田部 理君

運輸委員

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

平成六年十一月二十五日 参議院會議録第九号

議長の報告事項

政治改革に関する特別委員

加藤 紀文君	補欠
	清水 達雄君

同日特別委員会において選任した委員長は次のとおりである。

世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会

理事 上杉 光弘君

理事 須藤良太郎君

理事 野間 勉君

理事 稲村 稔夫君

理事 梶原 敬義君

理事 北澤 俊美君

理事 山下 栄一君

理事 立木 洋君

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会に付託した。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一二二号)

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第一二二号)

蘭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案(閣法第一二三号)

農産物価格安定法の一部を改正する法律案(閣法第一四四号)

特許法等の一部を改正する法律案(閣法第一五号)

関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第一六号)

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案(閣法第一七号)

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案

政党内閣の交付を受ける政党内閣に対する法人格の付与に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

中山間地域対策に関する質問主意書(紀平梯子君提出)

特別栽培米振興策に関する質問主意書(紀平梯子君提出)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

公職選挙法の一部を改正する法律

政党内閣の交付を受ける政党内閣に対する法人格の付与に関する法律

同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

日本放送協会平成三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 年月日

外務省総合外交政策局長 柳井 俊二君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省総合外交政策局長柳井俊二君(同日議長承認)を、第百三十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百三十一回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省総合外交政策局長 柳井 俊二君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省総合外交政策局長柳井俊二君(同日議長承認)を、第百三十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

寺崎 昭久君	補欠
	直嶋 正行君

平成六年十一月二十五日 参議院會議録第九号

議長の報告事項 日本放送協会平成四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

世界貿易機関設立協定等に関する特別委員

村沢 牧君 補欠 大淵 絹子君

喜屋武眞榮君 下村 泰君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案 (閣法第一九号)

昨二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員 吉川 春子君 補欠 藤澤 弘君

地方行政委員 鈴木 貞敏君 補欠 中曾根弘文君

外務委員 野沢 太三君 補欠 上杉 光弘君

大蔵委員 上杉 光弘君 補欠 野沢 太三君

須藤 泰三君 太田 豊秋君

岡 利定君 寺崎 昭久君

商工委員 中曾根弘文君 補欠 鈴木 貞敏君

運輸委員 寺崎 昭久君 補欠 直嶋 正行君

通信委員 岡 利定君 補欠 須藤 泰三君

労働委員 藤澤 弘君 補欠 吉川 春子君

建設委員

太田 豊秋君 補欠 佐藤 泰三君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

世界貿易機関設立協定等に関する特別委員

大淵 絹子君 補欠 村沢 牧君

同日委員長から次の報告書が提出された。

日本放送協会平成四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書審査報告書

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)審査報告書

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第二号)審査報告書

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案(閣法第三号)審査報告書

平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案(閣法第四号)審査報告書

審査報告書

日本放送協会平成四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年十一月二十四日

通信委員長 山田 健一

参議院議長 原文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づ

き、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出された日本放送協会の平成四年度決算書類である。
この決算書類によれば、日本放送協会の平成四年度末における資産及び負債の状況は別表第1、並びに当年度中の損益の状況は別表第2のとおりである。
本件について、当年度収支予算、事業計画等が適正かつ効率的に執行されたかどうか、さらに日本放送協会の運営全般につき慎重に審査を行った結果、これを承認すべきものと認めた。

(別表第1) 平成4年度末における資産及び負債の状況

一般勘定

科 目	金 額
	百万円
資 産 総 額	533,207
負 債 総 額	232,449
資 本 総 額	300,758

受託業務等勘定

科 目	金 額
	百万円
資 産 総 額	21
負 債 総 額	21

(別表第2) 平成4年度中の損益の状況

一 般 勘 定

(△は欠損)

科 目	金 額
	百万円
経 常 事 業 収 入 金	539,824
経 常 事 業 支 出 金	506,346
経 常 事 業 収 支 差 金	33,478
経 常 事 業 外 収 入 金	11,238
経 常 事 業 外 支 出 金	14,112
経 常 事 業 外 収 支 差 金	△ 2,874
経 常 収 支 差 金	30,604
特 別 収 入 金	4,310
特 別 支 出 金	2,530
当 期 事 業 収 支 差 金	32,384
資 本 支 出 金	17,181
建 設 積 立 金 繰 入 金	3,138
事 業 収 支 剰 余 金	12,065

(注) 事業収支剰余金は翌年度以降の財政安定のための財源に充てることとしている。

受託業務等勘定

(△は欠損)

科 目	金 額
	百万円
経 常 事 業 収 入 金	536
経 常 事 業 支 出 金	478
経 常 事 業 収 支 差 金	108
経 常 事 業 外 支 出 金	16
経 常 事 業 外 収 入 金	△ 16
当 期 事 業 収 支 差 金	92
事 業 収 支 剰 余 金	92

(注) 事業収支剰余金は、一般勘定の経常事業収入に繰り入れている。

右 日本放送協会平成四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書国会に提出する。
平成六年二月八日

内閣総理大臣 細川 護熙

日本放送協会平成4年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに
関する説明書

5 検 第 482 号
平成5年12月9日

内閣総理大臣 細川 護国

会計検査院長 中島 隆国

日本放送協会平成4年度財産目録等の回付について

日本放送協会平成4年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書等の検査を了したのでこれを回付する。
なお、検査の結果記述すべき意見はない。

1 平成4年度財産目録

財 産 目 録

平成5年3月31日現在

(一般勘定)

科 目	内 訳		合 計
	摘 要	金 額	
(資産の部)		千円	千円
流動資産	現金	113,143	113,443,230
現金及び預金	定期預金ほか	65,617,902	65,731,045
受信料未収金	受信料未収金	16,844,644	1,831,644
	未収受信料欠損引当金	△ 15,013,000	
有価証券	受信料未収金の 収納不能見越額		33,590,010
貯蔵品	国債、金融債ほか		41,770
前払費用	放送記念品		6,064,246
	翌年度番組関係費	5,274,351	

未収金	翌年度受信料収納費	203,723	
その他の流動資産	その他の前払費用	586,172	
固定資産	長期借入金利息ほか 有価証券利息ほか	4,989,885	
有形固定資産	建物賃借保証金ほか	1,194,630	
	差入保証金	1,092,438	
	仮払金	102,162	
	諸立替払金		389,469,012
	放送会館、放送所ほか	149,356,403	296,009,925
	建築物	△ 48,062,333	101,296,070
	建築物減価償却累計額	91,519,661	30,031,074
	機械及び装置減価償却累計額	△ 61,488,587	
	機械及び装置減価償却累計額	374,087,539	113,404,308
	放送衛星	△ 260,683,231	
	放送衛星3号	27,133,415	17,435,773
	放送衛星減価償却累計額	△ 9,697,642	
	車両及び運搬具減価償却累計額	6,393,288	2,015,693
	中継車ほか	△ 4,377,575	
	器具		617,088

[illegible]

官報 (号外)

科 目	内		要	訳		合 計
	摘			金	額	
(資産の部)				千円		千円
流動資産						20,530
現金及び預金	預金		記録映像制作経費		18,917	18,917
前払費用						1,613
資産合計					20,530	20,530
(負債の部)						
流動負債						20,530
未払金			納付消費税			8,820
その他の流動負債						11,710
負債合計	預り金		建物賃貸保証金		11,710	20,530

2 平成4年度貸借対照表

表 照 对 借 賃

平成5年3月31日現在

科 目	内 訳	金 額	構 成 比
	千円	千円	%
(資 産 の 部)			
流 動 資 産			
現金及び預金	16,844,644	65,731,045	
受 信 料 未 収 金		1,831,644	
未 収 受 信 料 欠 損 引 当 金	△ 15,013,000		
有 価 証 券		38,590,010	

貯 前 未	私 収	蔵 費	品 用 金
その 他 の 流 動 資 産	41,770	6,084,246	21.3
流 動 資 産	4,989,885	1,194,630	
固 定 資 産	113,443,230		
有 形 固 定 資 産			
建 築 物	149,358,403		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 48,062,333</u>	101,296,070	
構 築 物	91,519,661		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 61,488,587</u>	30,031,074	
機 械 及 び 装 置	374,087,539		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 260,683,231</u>	113,404,308	
放 送 衛 星	27,133,415		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 9,897,642</u>	17,435,773	
車 両 及 び 運 搬 具	6,393,268		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 4,377,575</u>	2,015,693	
器 具	1,785,583		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,188,445</u>	617,088	
土 地		23,798,621	
放 送 衛 星 建 設 仮 勘 定		4,008,000	
そ の 他 の 建 設 仮 勘 定		<u>3,403,298</u>	
有 形 固 定 資 産 合 計		296,009,925	55.5
無 形 固 定 資 産		<u>14,000,412</u>	
無 形 固 定 資 産 合 計		14,000,412	2.6
出 資 そ の 他 の 資 産		11,600,000	
長 期 保 有 有 価 証 券		<u>62,488,132</u>	

建設積立金	13,619,955	
繰越剰余金	35,675,523	
当期事業収支差	32,384,280	
当期末資産合計	300,757,937	56.4
負債合計	533,206,697	100.0

(受託業務等勘定)

科 目	内 訳	金 額	機 成 比
	千円	千円	%
流 動 資 産 の 部			
現金及び預金	18,917		
前払資産	1,613		
流動資産合計	20,530		100.0
(負債の部)			
流動負債	20,530		
未払負債	8,820		
その他の流動負債	11,710		
流動負債合計	20,530		100.0
その他の流動負債	20,530		
流動負債合計	20,530		100.0

3 平成4年度損益計算書

損 益 計 算 書

平成4年4月1日から平成5年3月31日まで

(一般勘定)

科 目	金 額	千円	千円
経常事業収入		539,824,275	
経受信料	530,486,921		

出 資 用 資 産	3,581,642	
長期前払資産	1,788,901	
出資その他の資産合計	79,458,675	14.9
固定資産合計	389,469,012	73.0
特 定 資 産		
放送債券償還積立資産	13,536,000	
建設積立資産	16,758,455	
特定資産合計	30,294,455	5.7
資産の部合計	539,206,697	100.0
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金	527,000	
一年以内に返済する長期借入金	12,317,000	
一年以内に償還する放送債券	6,750,000	
未払料前受金	28,574,530	
受信料の流動負債	83,750,132	
その他の流動負債	2,379,098	
流動負債合計	134,297,760	25.2
固定負債		
放送借入金	43,060,000	
長期借当引当金	32,441,000	
退職手当引当金	22,650,000	
固定負債合計	98,151,000	18.4
負債の部合計	232,448,760	43.6
資本		
継続資産	219,078,179	
承継資産	168,375	
固定資産充当資産	218,914,804	
積立	49,295,478	

經常事業	收入	1,806,038	
交付金	收入	7,531,316	
副次事業	支出	184,528,555	
國內國際	送納	4,125,183	
國稅	對策	47,923,925	
契約	研究	1,541,263	
受託	費	2,410,864	
広調	費	5,613,876	
給	與	137,300,475	
退職手当・厚生費		52,309,182	
一般管理費		11,887,541	
減価償却費		43,692,420	
未収受信料欠損償却費		15,013,000	
經常事業	收支差金		33,477,991
經常事業	收入	10,403,004	
財務	收入	835,366	
經常事業	支出	14,112,442	
財務	支出		14,112,442
經常事業	收支差金		△ 2,874,072
經常事業	收入	17,181,000	
資本	支出	13,422,919	
當期	差金		30,603,919
特別	收入	557,353	
固定資産	売却益	205,310	
固定資産	受贈益		4,310,401

別	その他の特別収入	3,547,738	2,530,040
収	特 別 支 出		
	固定資産売却損	381,436	
	固定資産除却損	1,054,993	
	過年度損益修正損	684,373	
支	その他の特別支出	409,238	
当期事業収支差金			32,384,280
資本支出充当	17,181,000		
建設積立金繰入れ	3,138,500		
事業収支剰余金	12,064,780		

(受託業務等勘定)

科	目	金額
経常事業収支	經常事業収入	千円 585,723
	經常事業等支出	477,529
	經常事業業務等支出	477,529
	經常事業収支差金	108,194
経外常業収支	經常事業外支出	16,000
	經常財務	△ 16,000
当期繰入一般勘定への繰入れ		92,194
当期繰入剰余金		92,194
当期繰入剰余金		92,194

4 平成4年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

平成4年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

説概算決1

日本放送協会は、日本経済の低迷など厳しい経営環境の下、平成2年度を初年度とする5か年経営

「一般勘定」の当年度末の資産、負債及び資本の状況を財産目録と貸借対照表でみると資産総額5,332億669万7千円に対し、負債総額2,324億4,876万円であり、資本総額は3,007億5,798万7千円で、このうち当期事業収支差金は323億8,428万円である。

なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

官報(外号)

官

(1) 財産目録及び貸借対照表

(一) 一般勘定

(単位 千円)

区 分	平成 3 年度末	平成 4 年度末	増 減
現金及び預金	38,184,180	65,731,045	27,536,865
貸倒引当金	2,694,823	1,831,644	863,179
有価証券	54,351,134	33,590,010	20,761,124
資産	41,054	41,770	716

前払費用	8,546,071	6,064,246	△	2,481,825
未収金	4,650,429	4,989,885		339,456
その他の流動資産	3,234,959	1,194,630	△	2,040,329
流動資産合計	(22.1) 111,712,650	(21.3) 113,443,230		1,730,580
有形固定資産	275,757,778	298,009,925		20,252,147
建物	84,173,150	101,298,070		17,122,920
構築物	29,050,174	30,031,074		980,900
機械及び装置	106,545,762	113,404,308		6,858,546
運搬装置	21,033,485	17,435,773	△	3,597,712
車両及び運搬具	2,227,961	2,015,693	△	212,268
器具	546,611	617,088		70,477
土地	23,565,847	23,798,621		232,774
放送衛星建設仮勘定	0	4,008,000		4,008,000
その他の建設仮勘定	8,614,788	3,403,298	△	5,211,490
無形固定資産	10,360,701	14,000,412		3,639,711
出資その他の資産	68,441,669	79,458,675		11,017,006
長期預金	11,600,000	11,600,000		0
長期保有有価証券	50,423,352	62,488,132		12,064,780
出資	3,492,842	3,581,642		88,800
長期前払費用	2,925,475	1,788,901	△	1,136,574
固定資産合計	(70.1) 354,560,146	(73.0) 389,469,012		34,908,864
放送債券償還積立資産	15,455,000	13,536,000	△	1,919,000
建設積立資産	24,128,000	16,758,455	△	7,369,545
特定資産合計	(7.8) 39,583,000	(5.7) 30,294,455	△	9,288,545

資 産 合 計		(100.0)	(100.0)	27,350,889
短 期 借 入 金	882,000	527,000	△	355,000
一年以内に返済する長期借入金	12,200,000	12,317,000		117,000
一年以内に償還する放送債券	6,900,000	6,750,000	△	150,000
未 払 私 金	32,874,740	28,574,530	△	4,300,210
受 信 料 前 受 金	79,214,871	83,750,132		4,535,261
その他の流動負債	1,665,530	2,379,098		713,568
流 動 負 債 合 計	(26.4) 133,737,141	(25.2) 134,287,760		560,619
放 送 債 入 金	43,810,000	43,060,000	△	750,000
長 期 借 入 金	37,285,000	32,441,000	△	4,844,000
退職手当引当金	22,650,000	22,650,000		0
固 定 負 債 合 計	(20.5) 103,745,000	(18.4) 98,151,000	△	5,594,000
負 債 合 計	(46.9) 237,482,141	(43.6) 232,448,760	△	5,033,381
資 産 合 計				
資 本 総 資 本	195,514,134	219,078,179		23,564,045
固定資産充当資本	163,375	163,375		0
積 立 金	195,350,759	218,914,804		23,564,045
建 設 積 立 金	12,848,867	49,235,478		36,446,611
繰 越 剰 余 金	0	13,619,955		13,619,955
当期事業収支差金	12,848,867	35,675,523		22,826,656
	60,010,656	32,384,280	△	27,626,376
資 本 合 計	(53.1) 268,373,657	(56.4) 300,757,937		32,384,280
負 債 資 本 合 計	(100.0) 505,855,798	(100.0) 533,206,697		27,350,889

(注) ()内は、資産合計及び負債資本合計を100とした構成比率(%)である。

ア 資 産 の 部

当年度末の資産総額は、前年度末の5,058億5,579万8千円に比べ273億5,089万9千円増加し、5,332億689万7千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	平成3年度末		平成4年度末		増 減
	金 額	構成比率 (%)	金 額	構成比率 (%)	
流 動 資 産	111,712,650	22.1	113,443,230	21.3	1,730,580
固 定 資 産	354,560,148	70.1	389,469,012	73.0	34,908,864
特 定 資 産	39,583,000	7.8	30,294,455	5.7	△ 9,288,545
合 計	505,855,798	100.0	533,206,697	100.0	27,350,889

イ 流 動 資 産

当年度末の流動資産は、前年度末の1,117億1,265万円に比べ17億3,058万円増加し、1,134億4,323万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	平成3年度末	平成4年度末	増 減
現 金 及 び 預 金	38,194,180	65,731,045	27,536,865
受 信 料 未 収 金	2,694,823	1,831,644	△ 863,179
有 価 証 券	54,351,134	33,590,010	△ 20,761,124
貯 蔵 品	41,054	41,770	716
前 払 費 用	8,546,071	6,064,246	△ 2,481,825
未 収 金	4,650,429	4,989,865	339,436
その他の流動資産	3,234,959	1,194,630	△ 2,040,329
合 計	111,712,650	113,443,230	1,730,580

注1 現金及び預金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
現 金	113,143	
預 金	65,617,902	定期預金ほか
合 計	65,731,045	

注2 受信料未収金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
受 信 料 未 収 金	16,844,644	当年度末の受信料未収額
未収受信料欠損引当金	△ 15,013,000	翌年度における収納不能見越額
合 計	1,831,644	

注3 有 価 証 券

(単位 千円)

区 分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
国 債	8,221,737	6,218,015	6,218,015	利付商工債券ほか
政 府 債	1,715,635	1,715,635	1,715,635	関西空港債券ほか
政 府 保 証 債	1,077,000	1,076,965	1,076,965	特別鉄道建設債券ほか
非 政 府 保 証 債	2,403,000	2,392,480	2,392,480	東京都公営公債ほか
地 方 債	7,525,000	7,515,847	7,515,847	電力債券ほか
事 業 債	13,206,833	13,172,408	13,172,408	スウェーデン国立住宅金融公社債券ほか
外 債	1,500,000	1,498,660	1,498,660	
合 計	33,649,205	33,580,010	33,580,010	

上記有価証券の貸借対照表計上額は、原価法により算出している。

注4 貯 蔵 品

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
放 送 記 念 品	41,770	放送出演記念用ボールペンほか

上記貯蔵品の金額は、先入先出法により算出している。

注5 前 払 費 用

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
翌 年 度 番 組 関 係 費	5,274,351	翌年度放送テレビ番組「炎立つ」等番組制作経費ほか
翌 年 度 受 信 料 収 納 費	203,723	受信料前受金に対応する収納事務費
長 期 借 入 金 利 息	289,204	長期借入金の翌年度分利息
そ の 他 の 前 払 費 用	286,966	営業センター等翌年度分賃借料ほか
合 計	6,064,246	

注6 未 収 金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
有 価 証 券 等 利 息	1,288,461	国債等の当年度分利息
そ の 他 の 未 収 金	3,691,424	国際放送関係交付金第4・四半期分ほか
合 計	4,989,885	

注7 その他の流動資産

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
差 入 保 証 金	1,082,438	建物賃借保証金ほか
仮 払 金	102,192	諸立替私金
合 計	1,184,630	

(イ) 固定資産

(単位 千円)

区分	前年度末高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末高	減価償却累計額	差引当年度末高
有形固定資産	635,348,129	72,728,028	26,588,419	681,487,738	385,477,813	296,009,925
建物	129,776,420	20,946,068	1,364,085	149,358,403	48,062,333	101,296,070
構築物	88,928,828	4,399,917	1,809,084	91,519,661	61,488,587	30,031,074
機械及び装置	349,042,873	39,585,573	14,540,907	374,087,539	280,883,231	113,404,308
放送衛星	27,404,230	138,423	409,236	27,133,415	9,697,642	17,435,773
車両及び運搬具	6,352,834	730,848	690,414	6,393,268	4,377,575	2,015,693
器具	1,662,309	148,413	25,189	1,785,533	1,168,445	617,088
土地	23,565,847	245,547	12,773	23,798,621	—	23,798,621
放送衛星建設仮勘定	0	4,008,000	0	4,008,000	—	4,008,000
その他の建設仮勘定	8,614,788	2,525,239	7,736,729	3,403,298	—	3,403,298
無形固定資産	15,283,082	4,624,495	79,682	19,777,845	5,777,433	14,000,412
(有形・無形固定資産計)	650,581,161	77,352,523	26,668,101	701,265,583	391,255,246	310,010,337
出資その他の資産	68,441,669	12,154,774	1,137,768	79,458,675	—	79,458,675
長期預金	11,600,000	0	0	11,600,000	—	11,600,000
長期保有有価証券	50,423,352	12,064,780	0	62,488,132	—	62,488,132
出資	3,492,842	88,800	0	3,581,642	—	3,581,642
長期前払費用	2,925,475	1,194	1,137,768	1,788,901	—	1,788,901
合 計	719,022,830	89,507,297	27,805,869	780,724,258	391,255,246	389,469,012

注1 有形固定資産及び無形固定資産の当年度増加額のうち、建設計画の実施に伴う増加は、69,323,297千円であり、その内容は次のとおりである。

新放送施設の整備(衛星放送設備の整備等) 7,715,333千円
テレビジョン、ラジオ放送網の整備(総合放送1局、教育放送1局、中波第1放送1局、FM放送1局の完成、国際放送(八俣送信所の拡充整備、放送装置の更新等) 15,432,954千円
放送会館の整備(福岡放送会館の整備等) 16,522,177千円
番組設備の整備(放送センター番組送出設備の整備、地域放送充実のための機器の整備等) 25,526,856千円

研究設備等の整備(研究開発設備の整備、事務機器の整備等)

4,125,978千円

注2 当年度末のその他の建設仮勘定残高3,403,298千円の内容は、広島放送会館整備である。

注3 当年度末の無形固定資産残高14,000,412千円の内容は、国際放送送信設備等施設利用権13,960,498千円、地上権39,914千円である。

注4 当年度末の長期預金残高11,600,000千円の内容は、定期預金である。

注5 長期保有有価証券

(単位 千円)

区分	分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
国 債	債	15,140,087	15,089,706	15,089,706	利付日本信用債券ほか
金 融 債	債	5,575,069	5,575,069	5,575,069	公営企業債券ほか
政 府 保 証 債	債	6,260,000	6,254,675	6,254,675	新東京国際空港債券ほか
非 政 府 保 証 債	債	5,445,700	5,445,665	5,445,665	東京都公営公債ほか
地 方 債	債	8,371,900	8,368,239	8,368,239	電力債券ほか
事 業 債	債	9,362,522	9,349,318	9,349,318	電力債券ほか
外 債	債	12,778,760	12,275,460	12,275,460	電力債券ほか
貸 付 信 託	債	120,000	120,000	120,000	電力債券ほか
合 計	計	63,054,036	62,488,132	62,488,132	

上記有価証券の貸借対照表計上額は、原価法により算出している。

注6 出 資

(単位 千円)

出 資 先	前年度末高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末高	一 株 の 額	当 年 度 末 出 資 株 式 数
通信・放送機構	1,127,542	0	0	1,127,542	—	—
㈱NHKエニタープラ	335,000	0	0	335,000	50,000円	6,700株
㈱NHKエデュケー	67,000	0	0	67,000	50,000円	1,340株
㈱NHKクリエイティ	67,000	0	0	67,000	50,000円	1,340株
㈱NHKソフトラウェア	67,000	0	0	67,000	50,000円	1,340株

通	（株）NHK情報ネット （株）NHKプロモーション （株）NHKアート （株）NHKテクニカルサービス （株）日本放送出版協会 （株）NHKきんぎょメディア （株）NHK名古屋プレイ （株）NHKちゅうごくソ フトメディア （株）NHK九州メディア （株）NHK東北ブランチ （株）NHK北海道ビジョ ン （株）NHK総合ビジネス （株）NHKアイテック （株）NHK文化センター （株）NHKコンピュータ サービス NHK営業サービス（株）	153,500 57,000 63,350 210,000 33,000 52,000 30,000 26,000 26,000 26,000 26,000 26,000 26,000 40,000 151,000 20,000 57,000 120,000	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	153,500 57,000 63,350 210,000 38,000 52,000 30,000 26,000 26,000 26,000 26,000 26,000 26,000 40,000 151,000 20,000 57,000 120,000	50,000円 500円 500円 50,000円 50円 50,000円 50,000円 50,000円 50,000円 50,000円 50,000円 50,000円 50,000円 500円 500円 500円 50,000円 50,000円	3,070株 114,000株 128,700株 4,200株 660,000株 1,040株 600株 520株 520株 520株 520株 520株 520株 80,000株 302,000株 40,000株 1,140株 2,400株
そ	（株）日本文字放送 （株）西日本文字放送 （株）中部文字放送 （株）NHK名古屋ビルジ ステムズ （株）日本ハイビジョン （株）ハイビジョンフル （株）福岡タワー（株） キャパシティサービス（株） （株）国際電気通信基礎技 術研究所	40,000 20,000 20,000 10,000 130,000 24,000 110,000 2,000 93,900	0 0 0 0 0 0 0 0 0	40,000 20,000 20,000 10,000 130,000 24,000 160,000 2,000 93,900	50,000円 50,000円 50,000円 50,000円 50,000円 50,000円 50,000円 50,000円 50,000円	800株 400株 400株 200株 2,600株 480株 3,200株 40株 1,878株

の	（株）エイ・アイ・アール 通信システム研究所 （株）エイ・アイ・アール 自動翻訳電話研究所 （株）エイ・アイ・アール 音訳翻訳通信研究所 （株）エイ・アイ・アール 視聴覚機械研究所 （株）エイ・アイ・アール 人間情報通信研究所 （株）エイ・アイ・アール 光電波通信研究所 （株）宇宙通信基礎技術研 究所 （株）コンピュータシヨナル・ アジアセズ・テクノロ ジーズ研究所 （株）高度映像技術研究所	8,500 10,800 0 9,900 1,600 1,700 8,500 112,500 109,750 26,900	0 3,000 2,400 1,600 3,050 0 0 23,050 0 5,700	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	8,500 13,800 2,400 11,500 4,750 8,500 135,550 109,750 32,600	50,000円 50,000円 50,000円 50,000円 50,000円 50,000円 50,000円 50,000円 50,000円 50,000円	170株 276株 48株 230株 95株 170株 2,711株 2,195株 652株
合	計（39団体）	3,492,842	88,800	0	3,581,642	—	—

上記出資は、放送法第9条の2に基づき郵政大臣の認可を受けて出資している。

注7 当年度末の長期前払費用残高1,788,901千円の内容は、補完放送衛星地上管制設備管理
料金1,720,804千円、放送所敷地賃借料未経過分等68,297千円である。

（イ）特定資産

当年度末の特定資産は、前年度末の395億8,300万円に比べ82億8,854万5千円減少し、
302億8,445万5千円となり、その内容は次表のとおりである。

（単位 千円）

区 分	平成3年度末	平成4年度末	増 減
放送債券償還積立資産	15,455,000	13,536,000	△ 1,919,000
建設積立資産	24,128,000	16,758,455	△ 7,369,545
合 計	39,583,000	30,294,455	△ 9,288,545

注1 放送債券償還積立資産

区 分	平成3年度末	平成4年度	
		増	減
放送債券償還積立資産	15,455,000	4,981,000	6,900,000
			13,536,000

上記放送債券償還積立資産は、放送法第42条第3項に基づき放送債券償還のために積み立てた資産である。

注2 建設積立資産

区 分	平成3年度末	平成4年度	
		増	減
建設積立資産	24,128,000	3,138,500	10,508,045
			16,758,455

上記建設積立資産は、放送会館の建設等のための建設費に充てるために積み立てた資産である。

イ 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の2,374億8,214万1千円に比べ50億3,338万1千円減少し、2,324億4,876万円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	平成3年度末		平成4年度末	
	金額	構成比率(%)	金額	構成比率(%)
流動負債	133,737,141	56.3	134,297,760	57.8
固定負債	163,745,000	43.7	98,151,000	42.2
合 計	237,482,141	100.0	232,448,760	100.0

ロ 流動負債

当年度末の流動負債は、前年度末の1,337億3,714万1千円に比べ5億6,061万9千円増加し、1,342億9,776万円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	平成3年度末		平成4年度末	
	金額	増	減	
短期借入金	882,000	527,000	△	355,000

一年以上に返済する長期借入金	12,200,000	12,317,000	117,000
一年以上以内に償還する放送債券未払私金	6,900,000	6,750,000	△ 150,000
受信料前受金	32,874,740	28,574,530	△ 4,300,210
その他の流動負債	79,214,871	83,750,132	4,535,261
	1,665,530	2,379,098	713,568
合 計	133,737,141	134,297,760	560,619

注1 短期借入金

区 分	金額	摘要
短期借入金	527,000	

上記短期借入金の借入先別金額は、第一勧業銀行264,000千円、富士銀行64,000千円、住友銀行49,000千円、さくら銀行43,000千円、三和銀行33,000千円、三菱銀行27,000千円、日本長期信用銀行9,000千円、日本興業銀行4,000千円、日本生命保険17,000千円、第一生命保険17,000千円である。

注2 未払金

区 分	金額	摘要
契約収納事務費	2,847,022	3月分受信契約取次・受信料収納事務費
放送債権利息	322,816	放送債券の当年度分利息
納付消費税	1,551,596	
その他の未払金	23,853,096	3月分電力料ほか
合 計	28,574,530	

注3 受信料前受金

区 分	金額	摘要
受信料前受金	83,750,132	翌年度分受信料の収納額

(単位 千円)

(4) 固定負債

当年度末の固定負債は、前年度末の1,037億4,500万円に比べ55億9,400万円減少し、981億5,100万円となり、その内容は次表のとおりである。

(單位 千円)

注1 放送債券

(単位 千円)

区 分	平成3年度末	平成4年度			
		発行額	償還額	組替額	年度末
固定負債・放送債券 流動負債・一年以内 に償還する放送債券	43,810,000 6,900,000	6,000,000 —	— 6,900,000	△ 6,750,000 6,750,000	43,060,000 6,750,000
合 計	50,710,000	6,000,000	6,900,000	0	49,810,000

(単位 千円)

०६५

上記長期借入金の平成4年度末残高44,758,000千円の借入先別金額は、第一勧業銀行22,849,000千円、富士銀行5,201,000千円、住友銀行4,388,000千円、さくら銀行3,365,000千円、三菱銀行2,790,000千円、三和銀行2,200,000千円、日本長期信用銀行1,142,000千円、日本興業銀行647,000千円、日本生命保険1,088,000千円、第一生命保険1,088,000千円である。

部の資本の

し、3,007億5,783万7千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	平成3年度末	平成4年度末	増 減
資 本 金	195,514,134	219,078,179	23,564,045
積 立 金	12,848,867	49,295,478	36,446,611
当期事業収支差金	60,010,656	32,384,280	△ 27,626,376
合 計	268,373,657	300,757,937	32,384,280

資本 (f)

(單位：千円)

区 分	平成3年度末	平成4年度末	増 減
承 継 資 本	163,375	163,375	0
固定資産充当資本	185,350,759	218,914,804	23,564,045
合 計	185,514,134	219,078,179	23,564,045

イ 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の2,133万3千円に比べ80万3千円減少し、2,053万円となり、その内容は次表のとおりである。

		(単位 千円)	
区 分		平成3年度末	平成4年度末
未 払 金		9,623	8,820 △
そ の 他 の 流 動 負 債		11,710	11,710 0
合 計		21,333	20,530 △

注1 未払金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
納 付 消 費 税	8,820	
合 計	8,820	

注2 その他の流動負債

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
預 り 金	11,710	建物賃貸保証金

(2) 損益計算書

(比較損益計算書)

(一般勘定)

(単位 千円)

区 分	平成3年度	平成4年度	増 減
経 常 事 業 収 入	(100,0) 523,039,569	(100,0) 539,824,275	16,784,706
経 受 信 料	513,452,781	530,466,921	17,034,140

常 業 事 業		支 出		支 入	
交 付 金	1,546,521	1,806,036	259,517	交 付 金	1,546,521
副 次 収 入	8,040,267	7,581,316	508,951	副 次 収 入	8,040,267
経 常 事 業 支 出	(91,7)	(93,8)	26,764,586	経 常 事 業 支 出	(91,7)
国 内 放 送 費	168,310,187	184,528,555	16,218,368	国 内 放 送 費	168,310,187
国 際 放 送 費	3,770,109	4,125,183	355,074	国 際 放 送 費	3,770,109
契 約 収 納 費	46,942,245	47,923,925	981,680	契 約 収 納 費	46,942,245
受 信 対 策 費	1,456,168	1,541,283	85,100	受 信 対 策 費	1,456,168
広 報 研 究 費	2,251,730	2,410,864	159,134	広 報 研 究 費	2,251,730
調 査 費	5,292,836	5,613,876	321,040	調 査 費	5,292,836
給 与 費	132,615,155	137,300,475	4,685,320	給 与 費	132,615,155
退 職 手 当 ・ 厚 生 費	48,940,039	52,309,182	3,369,143	退 職 手 当 ・ 厚 生 費	48,940,039
一 般 管 理 費	11,285,842	11,887,541	601,699	一 般 管 理 費	11,285,842
減 価 償 却 費	44,186,392	43,692,420	493,972	減 価 償 却 費	44,186,392
未 収 受 信 料 欠 損 償 却 費	14,531,000	15,013,000	482,000	未 収 受 信 料 欠 損 償 却 費	14,531,000
経 常 事 業 収 支 差 金	(8,3)	(6,2)	9,979,880	経 常 事 業 収 支 差 金	(8,3)
経 常 事 業 外 収 入	(1,9)	(2,1)	1,119,814	経 常 事 業 外 収 入	(1,9)
財 務 収 入	9,304,177	10,403,004	1,098,827	財 務 収 入	9,304,177
雑 収 入	814,379	835,366	20,987	雑 収 入	814,379
経 常 事 業 外 支 出	(3,0)	(2,6)	1,546,259	経 常 事 業 外 支 出	(3,0)
財 務 費	15,658,701	14,112,442	1,546,259	財 務 費	15,658,701
経 常 事 業 外 収 支 差 金	(Δ1,1)	(Δ0,5)	2,666,073	経 常 事 業 外 収 支 差 金	(Δ1,1)
経 常 収 支 差 金	(7,2)	(5,7)	7,313,807	経 常 収 支 差 金	(7,2)

資 本 支 出 充 当 当 期 剩 余 金	18,056,000	17,181,000	△	875,000
特 別 収 入	(4,9)	(0,8)	△	21,313,880
	25,624,281	4,310,401		
特 別 収 入	固 定 資 産 売 却 益	1,492,990	557,353	△ 935,637
	固 定 資 産 受 贈 益	0	205,310	△ 205,310
特 別 収 入	過 年 度 損 益 修 正 益	3,291	0	△ 3,291
	そ の 他 の 特 別 収 入	24,128,000	3,547,738	△ 20,580,262
支 出	特 別 支 出	(0,7)	(0,5)	△ 1,001,311
	3,581,351	2,530,040		
支 出	固 定 資 産 売 却 損	549,839	381,436	△ 168,403
	固 定 資 産 除 却 損	1,845,072	1,054,993	△ 790,079
支 出	過 年 度 損 益 修 正 損	1,136,440	684,373	△ 452,067
	そ の 他 の 特 別 支 出	0	409,238	△ 409,238
当 期 事 業 収 支 差 金	(11,4)	(6,0)	△	27,626,376
	60,010,656	32,384,280		
資 本 支 出 充 当	18,056,000	17,181,000	△	875,000
	24,128,000	3,138,500	△ 20,989,500	
建 設 積 立 金 繰 入 れ	17,828,656	12,064,780	△	5,761,876

(注) ()内は、経常事業収入を100とした比率(%)である。

ア 経常事業収入

経常事業収入5,398億2,427万5千円に対し、経常事業支出は5,063億4,628万4千円であり、差し引き経常事業収支差金は334億7,799万1千円である。

なお、前年度の経常事業収入5,230億3,956万9千円、経常事業支出4,795億8,169万8千円に比較すれば、経常事業収入は167億8,470万6千円、経常事業支出は267億6,458万6千円の増加である。

イ 経常事業収入

経常事業収入の増加は、主として衛星受信契約件数の増加等に伴う受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)				
区 分	平成3年度	平成4年度	増	減
受 信 料 入	513,452,781	530,486,921	17,034,140	
交 付 金 収 入	1,546,521	1,806,038	259,517	
副 収 入	8,040,267	7,531,316	△ 508,951	
合 計	523,039,569	539,824,275	16,784,706	

注1 受 信 料

(単位 千円)

区 分	平成3年度	平成4年度	増	減
基 本 受 信 料	482,115,155	484,999,059	2,883,904	
衛 星 付 加 受 信 料	31,337,626	45,487,862	14,150,236	
合 計	513,452,781	530,486,921	17,034,140	

なお、有料受信契約件数の増減状況は、次表のとおりである。

(単位 千件)

区 分	平成3年度	平成4年度	増	減
カ ラ イ 契 約	△	29,106	28,139	
年 度 初 頭 加 末	△	967	660	
普 通 契 約	1,188	81	△ 1,107	
年 度 初 頭 加 末	1,107	1,107	0	
衛 星 契 約	2,338	1,439	△ 899	
年 度 初 頭 加 末	3,777	3,777	0	

約 普通 契	年 度 初 頭 加 末	年 度 初 頭 加 末	12 '10 22	22 8 30
特別契約	年 度 初 頭 加 末	年 度 初 頭 加 末	2 2 4	4 8 12
契約総数	年 度 初 頭 加 末	年 度 初 頭 加 末	32,646 403 33,049	33,049 400 33,449

注2 交付金収入 (単位 千円)

区	分	平成3年度	平成4年度	増	減
国際放送関係交付金		1,520,580	1,644,629		124,049
選挙放送関係交付金		25,941	161,409		135,468
合 計		1,546,521	1,806,038		259,517

注3 副次収入 (単位 千円)

区	分	平成3年度	平成4年度	増	減
一般業務収入		7,722,148	7,024,367	△	697,781
受託業務等収入		318,119	506,949		188,830
合 計		8,040,267	7,531,316	△	508,951

上記平成4年度受託業務等収入506,949千円は、「受託業務等勘定」の1号、2号業務費(人件費、減価償却費等)414,755千円に「受託業務等勘定」の当期事業収支差金82,194千円を加えたものである。

(イ) 経常事業支出
平成4年度事業計画に基づき、経営全般にわたり極力業務の合理的、効率的運営を推進しつつ、各部門の業務活動を積極的に実施した結果は次表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	平成3年度	平成4年度	増	減
国内放送費		168,310,187	184,528,555		16,218,368
国際放送費		3,770,109	4,125,183		355,074
契約受信対策費		46,942,245	47,923,925		981,680
広報調査費		1,456,163	1,541,263		85,100
調査研究費		2,251,730	2,410,864		159,134
給与・厚生費		5,282,836	5,613,876		321,040
退職手当		132,615,155	137,300,475		4,685,320
一般管理費		48,940,039	52,309,182		3,369,143
減価償却費		11,285,842	11,887,541		601,699
未収受信料欠損償却費		44,186,392	43,692,420	△	493,972
合 計		14,531,000	15,013,000		482,000

注1 国内放送費 (単位 千円)

区	分	平成3年度	平成4年度	増	減
番組組費		129,048,945	142,075,731		12,426,786
技術運用費		38,661,242	42,452,824		3,791,582
合 計		168,310,187	184,528,555		16,218,368

注2 国際放送費

		(単位 千円)		
区	分	平成3年度	平成4年度	増 減
番組組 技術運用費	費	1,584,834	1,727,649	132,815
		2,175,275	2,397,534	222,259
合 計		3,770,109	4,125,183	355,074

注3 契約収納費

		(単位 千円)		
区	分	平成3年度	平成4年度	増 減
契約収納業務推進費	費	34,435,623	34,283,937	△ 151,686
契約収納推進費	費	12,506,622	13,639,988	1,133,366
合 計		46,942,245	47,923,925	981,680

注4 受信対策費

		(単位 千円)		
区	分	平成3年度	平成4年度	増 減
受信改善費	費	290,867	287,285	△ 3,582
受信対策推進費	費	1,165,296	1,253,978	88,682
合 計		1,456,163	1,541,263	85,100

注5 広報費

		(単位 千円)		
区	分	平成3年度	平成4年度	増 減
視聴者意向収集費	費	935,740	992,318	56,578
広報推進費	費	1,315,990	1,418,546	102,556
合 計		2,251,730	2,410,864	159,134

注6 調査研究費

		(単位 千円)		
区	分	平成3年度	平成4年度	増 減
番組調査研究費	費	1,098,675	1,159,753	61,078
技術研究費	費	4,194,161	4,454,123	259,962
合 計		5,292,836	5,613,876	321,040

注7 給与

		(単位 千円)		
区	分	平成3年度	平成4年度	増 減
給 与		132,615,155	137,300,475	4,685,320

上記平成4年度給与の内容は、職員給与136,953,067千円、常勤役員報酬347,408千円である。

注8 退職手当・厚生費

		(単位 千円)		
区	分	平成3年度	平成4年度	増 減
退職手当・厚生費		48,940,089	52,309,182	3,369,143

上記平成4年度退職手当・厚生費の内容は、退職手当31,270,204千円、厚生保健費21,038,978千円である。

注9 一般管理費

		(単位 千円)		
区	分	平成3年度	平成4年度	増 減
一般管理費	費	11,285,842	11,887,541	601,699

上記平成4年度一般管理費の内容は、施設管理費5,767,215千円、職員管理費その他6,120,326千円である。

注10 減価償却費

(単位 千円)

区 分	取得価額	当年度償却額	償却累計額	帳簿価額	償却率
有形固定資産	650,277,819	42,709,110	385,477,813	264,800,006	58.3%
建物	149,358,403	3,463,610	48,062,333	101,296,070	32.2
構築物	91,519,661	3,231,915	61,488,587	30,031,074	67.2
機械及び装置	374,087,539	31,710,442	260,683,231	113,404,308	69.7
放送衛星	27,133,415	3,326,897	9,697,642	17,435,773	35.7
車両及び運搬具	6,393,268	901,116	4,377,575	2,015,693	68.5
器具	1,785,533	75,130	1,168,445	617,088	65.4
無形固定資産	19,737,931	983,310	5,777,433	13,960,498	29.3
施設利用権	19,737,931	983,310	5,777,433	13,960,498	29.3
合 計	670,015,750	43,692,420	391,255,246	278,760,504	58.4

上記当年度償却額は、有形固定資産のうち建物・構築物・放送衛星は定額法、機械及び装置・車両及び運搬具・器具は定率法、無形固定資産については定額法により算出している。

イ 経常事業外収支

経常事業外収入は112億3,837万円であり、経常事業外支出は141億1,244万2千円であり、差し引き経常事業外収支差金は△28億7,407万2千円である。その内容は次表のとおりである。

(ア) 経常事業外収入

(単位 千円)

区 分	平成3年度	平成4年度	増 減
財務収入	9,304,177	10,403,004	1,098,827
雑収入	814,379	835,366	20,987
合 計	10,118,556	11,238,370	1,119,814

注 財務収入

(単位 千円)

区 分	平成3年度	平成4年度	増 減
受取利息	9,285,385	10,361,274	1,075,889
受取配当金	18,792	41,730	22,938
合 計	9,304,177	10,403,004	1,098,827

(イ) 経常事業外支出

(単位 千円)

区 分	平成3年度	平成4年度	増 減
財務費	15,658,701	14,112,442	△ 1,546,259
支払利息	7,052,486	5,286,165	△ 1,766,321
放送債券発行償還経費	157,950	119,743	△ 38,207
建設仕入消費税	1,467,678	1,919,498	451,820
納付消費税	6,980,587	6,787,036	△ 193,551

(注) 消費税の会計処理は、税込方式によっている。ただし、有形・無形固定資産取得に係る消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

ウ 特別収支

固定資産売却益等の特別収入は、43億1,040万1千円であり、固定資産売却損等の特別支出は25億3,004万円であり、その内容は次表のとおりである。

(ア) 特別収入

(単位 千円)

区 分	金額	摘 要
固定資産売却益	557,353	
固定資産受贈益	205,310	
その他の特別収入	3,547,738	広島放送会館の土地賃借権料等
合 計	4,310,401	

(4) 特別支出

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
固定資産売却損	381,436	
固定資産除却損	1,054,983	
過年度損益修正損	684,373	平成3年度分未収受信料欠損額確定に伴う修正損
その他の特別支出	409,238	放送衛星BS-3b製作・打上げ経費精算に伴う資産価額の修正
合 計	2,530,040	

エ 当期事業収支差金

経常事業収支差金384億7,789万1千円に経常事業外収支差金△28億7,407万2千円を加えた経常収支差金は306億391万9千円である。

これに、特別収入43億1,040万1千円を加え、特別支出25億3,004万円を差し引いた当期事業収支差金は323億8,428万円であり、これは資本支出充当171億8,100万円、建設積立金繰入れ31億3,860万円及び事業収支剰余金120億6,478万円である。

なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

(受託業務等勘定)

(単位 千円)

区 分	平 成 3 年 度	平 成 4 年 度	増 減
経 常 事 業 収 入	(100,0)	(100,0)	194,665
受 託 業 務 等 収 入	391,058	585,723	194,665
経 常 事 業 支 出	(83,6)	(81,5)	150,416
受 託 業 務 等 支 出	327,113	477,529	150,416
経 常 事 業 収 支 差 金	(16,4)	(18,5)	44,249
経 常 事 業 外 支 出	(2,5)	(2,8)	6,426
経 常 事 業 外 支 出	9,574	16,000	6,426
財 務 費	9,574	16,000	6,426
経 常 事 業 外 収 支 差 金	(△2,5)	(△2,8)	6,426
当 期 事 業 収 支 差 金	(13,9)	(15,7)	37,823
当 期 繰 入 前 剰 余 金	54,371	92,194	37,823
一 般 勘 定 へ の 繰 入 れ	54,371	92,194	37,823

(注) ()内は、経常事業収入を100とした比率(%)である。

ア 経常事業収支

経常事業収入5億8,572万3千円に対し、経常事業支出は4億7,752万9千円であり、差し引き経常事業収支差金は1億819万4千円である。その内容は次のとおりである。

(イ) 経常事業収入

受託業務等収入の内訳は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
1 号 業 務 収 入	414,575	協会の保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸することによる収入
2 号 業 務 収 入	171,148	委託により、放送番組等を制作すること等による収入
合 計	585,723	

(ロ) 経常事業支出

受託業務等費の内訳は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
1 号 業 務 費	340,639	人件費及び減価償却費等337,742千円を含む
2 号 業 務 費	136,890	人件費及び減価償却費等77,018千円を含む
合 計	477,529	

(注) 1号、2号業務費の人件費、減価償却費等の総額は414,755千円である。

イ 経常事業外収支

経常事業外支出は1,600万円であり、これにより経常事業外収支差金は△1,600万円である。その内容は次表のとおりである。

経常事業外支出

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
財 務 費	16,000	
納 付 消 費 税	16,000	

(注) 消費税の会計処理は、税込方式によっている。

ウ 当期事業収支差金

経常事業収支差金1億819万4千円に経常事業外収支差金△1,600万円を加えた当期事業収支差金は9,219万4千円で、この当期事業収支差金9,219万4千円は「一般勘定」へ繰り入れた。

(イ) 国際放送八俣送信所施設の拡充経費等		19億1,298万円	
エ 予算総則第7条第1項に基づく増収額の振当て		4億 923万8千円	
放送衛星BS-3b制作・打上げ経費精算に伴う資産価額の修正		4億 923万8千円	
(イ) 受入れの項及び金額（特別収入）		4億 923万8千円	
(イ) 振当ての項及び金額（特別支出）		51億9,661万5千円	
オ 予算総則第9条第2項に基づく繰越金の増額		51億9,661万5千円	
翌年度以降の財政安定のための繰越金		51億9,661万5千円	
予 算 額		68億6,816万5千円	増 額
決算 額		120億6,478万円	増 額
カ 予算総則第13条に基づく建設積立資産繰入れの減額		51億9,661万5千円	
広島会館土地賃借権料の減に伴う建設積立資産繰入れ額		150万円	
予 算 額		31億4,000万円	減 額
決算 額		31億3,850万円	△ 150万円

（一般勘定）
（事業収支）

平成4年度

款	項	予 算					決 算 額	予 算 残 高
		当 初 額 (1)	予 算 総 則 に 基 づ く 増 減 額 (2)		合 計 (1)+(2) (3)			
			第 4 条 第 1 項 流 用	第 7 条 第 1 項 増 収		増 減 額 計		
事 業 収 入	受 信 料	千円 540,372,886	千円 0	千円 409,238	千円 409,238	千円 540,781,904	千円 540,380,046	千円 421,858
	交 付 金 収 入	516,532,840	0	0	0	516,532,840	515,473,921	1,058,919
	副 次 収 入	1,866,274	0	0	0	1,866,274	1,806,038	60,236
	財 務 収 入	8,249,000	0	0	0	8,249,000	7,531,316	717,684
	雑 収 入	9,648,552	0	0	0	9,648,552	10,403,004	754,452
	特 別 収 入	380,000	0	0	0	380,000	835,366	455,366
事 業 支 出		3,686,000	0	409,238	409,238	4,105,238	4,310,401	△ 205,163
	国 内 放 送 費	513,183,501	0	409,238	409,238	513,592,739	507,975,766	5,616,973
	国 際 放 送 費	186,150,559	0	0	0	186,150,559	184,528,555	1,622,004
	国 際 契 約 収 納 費	4,234,754	0	0	0	4,234,754	4,125,183	109,571
		47,974,494	0	0	0	47,974,494	47,923,925	50,569

(外) 附 加

(資本収支)

款	項	算 額			決 算 額	繰 越 額	予 算 残 額			
		予 当 初 額 (1)	予 算 総 則 に 基 づ く 増 減 額 第 5 条 第 2 項 繰 越 (2)							
			合 計 (1) + (2) (3)							
資 本 収 入	事業収支差金受入れ	千円 95,151,000	千円 6,352,987	千円 101,503,987	千円 98,631,984	千円 2,249,528	千円 2,622,455			
	減価償却資金受入れ	20,321,000	0	20,321,000	20,319,500	0	1,500			
	貸付資金受入れ	43,777,000	0	43,777,000	43,692,420	0	84,580			
	放送債券償還積立資産戻入れ	1,112,000	0	1,112,000	1,739,019	0	627,019			
	建設積立資産戻入れ	6,900,000	0	6,900,000	6,800,000	0	0			
		12,607,000	0	12,607,000	10,508,045	1,049,000	1,049,955			
資 本 支 出	当 当	20,321,000	0	0	0	20,319,500	1,500			
	債務償還充当	17,181,000	0	0	0	17,181,000	0			
	建設積立資産繰入れ	3,140,000	0	0	0	3,138,500	1,500			
		6,868,165	0	0	0	6,868,165	12,064,780			
	翌年度以降の財政安定のための繰越金						△ 5,196,615			
事業収支差金	受信対策費	1,564,261	0	0	0	1,564,261	22,998			
	広報研究費	2,439,619	0	0	0	2,410,864	28,755			
	調査費	5,648,615	0	0	0	5,613,876	34,739			
	給与	137,847,050	0	0	0	137,800,475	546,575			
	退職手当	52,312,459	0	0	0	52,809,182	3,277			
	一般管理費	12,014,665	0	0	0	11,887,541	127,124			
	減価償却費	43,777,000	△ 80,000	△ 80,000	43,697,000	43,692,420	4,580			
	財務費	15,138,025	△ 860,000	△ 860,000	14,178,025	14,112,442	65,583			
	特別支出費	1,082,000	1,040,000	409,238	2,531,238	2,530,040	1,198			
	予備費	3,000,000	0	0	0	3,000,000	3,000,000			
		27,189,165	0	0	0	27,189,165	32,384,280			
							△ 5,195,115			

前期繰越金	89,374,336千円
当年度発生額	12,065,167千円(事業収支差金 32,384,280千円から事業収支差金受入れ20,319,500千円を差し引いた12,064,780千円と資本収支差金387千円との合計額)
後期繰越金	51,439,503千円(このうち、翌年度以降の財政安定のための繰越金は51,438,132千円)

(受託業務等勘定)

(事業収支)

資本収支差金	放 送 債 券	長 期 借 入 金	建 設 費 資	出 資	放 送 債 券 還 積 立 資 産 繰 入 金	建 設 債 券 還 積 立 資 産 繰 入 金	放 送 債 券 還 積 立 資 産 繰 入 金	長 期 借 入 金 返 還 金
	6,000,000	0	6,000,000	6,000,000	0	7,473,000	1,200,528	2,113,469
	4,434,000	6,352,997	10,786,997	7,473,000	0	2,249,528	2,622,872	2,580,172
	85,151,000	6,352,997	101,503,997	96,631,597	0	2,249,528	2,622,872	2,580,172
	67,800,000	6,352,997	74,152,997	69,323,297	0	2,249,528	2,622,872	2,580,172
	130,000	0	130,000	88,800	0	41,200	41,200	41,200
	4,981,000	0	4,981,000	4,981,000	0	0	0	0
	3,140,000	0	3,140,000	3,138,500	0	1,500	1,500	1,500
	6,900,000	0	6,900,000	6,900,000	0	0	0	0
	12,200,000	0	12,200,000	12,200,000	0	0	0	0
	0	0	0	387	0	387	387	387

款	項	予 算 額			決 算 額	予 算 残 額 (3) - (4)
		当 初 額 (1)	予算総則に基づく増減 額 (2)	合 計 (1) + (2) (3)		
事業収入	受託業務等収入	千円 640,000	千円 0	千円 640,000	千円 585,723	千円 54,277
事業支出	受託業務等費	640,000	0	640,000	585,723	54,277
		557,000	0	557,000	493,529	63,471
		541,000	0	541,000	477,529	63,471
	受託業務等財	16,000	0	16,000	16,000	0
事業収支差金		83,000	0	83,000	92,194	△ 9,194

92,194千円は、「一般勘定」へ繰り入れた。

平成六年十一月二十五日 参議院會議録第九号

審査報告書

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成六年十一月二十四日

大蔵委員長 西田 吉宏

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、財政法第四十一条ただし書の規定等による場合のほか所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行による所得税の減税の実施等により平成六年度から平成八年度までの各年度の一般会計の歳入において見込まれる租税収入の減少を補うため、公債を発行することができるとするとともに、当該公債等の償還に充てるための一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認めらる。

二、費用

本法律施行に伴い、平成六年度の租税収入の減少見込額三千十億円、平成七年度の租税収入の減少見込額四兆一千二百二十億円及び平成八年度の租税収入の減少見込額二兆七千四百六十億円に対応する公債の発行が見込まれている。

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案

三二

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成六年十一月十一日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案

(特例公債の発行)

第一条 政府は、平成六年度において、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十一条ただし書の規定及び平成六年度分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律(平成六年法律第二十八号)第一条の規定により発行する公債のほか、同年度の一般会計の歳入において見込まれる所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)の施行による所得税に係る租税収入の減少を補うため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 政府は、平成七年度において、財政法第四十一条ただし書の規定により発行する公債のほか、同年度の一般会計の歳入において見込まれる次に掲げる租税収入の減少を補うため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

一 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行による所得税の収入の減少
二 平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法(平成六年法律第 号)に定める特別減税の実施による所得税の収入の減少

三 相続税法の一部を改正する法律(平成六年法律第二十三号)及び租税特別措置法の一部を改正する法律(平成六年法律第二十二号)の施行による相続税の収入の減少

3 政府は、平成八年度において、財政法第四十一条ただし書の規定により発行する公債のほか、同年度の一般会計の歳入において見込まれる前項第一号及び第三号に掲げる租税収入の減少を補うため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

(特例公債に係る発行時期及び会計年度所属区分の特例)

第二条 前条第一項の規定による公債の発行は、平成七年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成六年度所属の歳入とする。

(償還計画の国会への提出)
第三条 政府は、第一条各項の議決を経ようとするときは、それぞれ同条各項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。
(一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例)
第四条 政府は、第一条各項の規定及び平成六年度分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律第一条の規定により発行した公債の償還に充てるため、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)の規定による繰入れを行うほか、平成十年度から平成二十九年までの各年度において、当該公債の発行額面金額(割引の方法により発行した場合においては、発行価格に相当する金額)の総額から三千四百八十五億六千万円を控除した額の三十分の一に相当する金額を一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

附則

この法律は、平成七年一月一日から施行する。

審査報告書

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成六年十一月二十四日

大蔵委員長 西田 吉宏

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、活力ある福祉社会の実現を目指す

す税点に立ち、社会の構成員が広く負担を分かち合い、かつ、歳出面の諸措置の安定的な維持に資するような所得、消費、資産等の間における均衡がとれた税体系を構築する観点から、個人所得課税の負担の軽減及び消費課税の充実を図るための措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴う租税増収見込額は、平年度において、二千二百十億円である。

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年十一月十一日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案

(趣旨)

第一条 この法律は、活力ある福祉社会の実現を目指す観点に立ち、社会の構成員が広く負担を分かち合い、かつ、歳出面の諸措置の安定的な維持に資するような所得、消費、資産等の間における均衡がとれた税体系を構築する観点から、個人所得課税の累進緩和等を通ずる負担の

軽減並びに消費税の中小事業者に対する特例措置等の改革及び税率の引上げによる消費課税の充実を図るため、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)及び消費税法(昭和六十三年法律第八十八号)の一部改正について定めるものとする。

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第三十二号中「六十二万円」を「六十五万円」に改め、同項第三十三号及び第三十四号中「三十五万円」を「三十八万円」に改める。

第二十八条第三項中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項第一号中「百六十五万円」を「百八十万円」に改め、同項第二号中「百六十五万円」を「百八十万円」に改め、同項第三号中「三百三十万円」を「三百六十万円」に改め、同項第四号中「六十六万円」を「六十八万円」に改め、同項第五号中「二百九万五千円」を「三百二十万円」に改め、同条第四項中「六十六万円」を「六十八万円」に改める。

第五十七条第三項第一号中「八十万円」を「八十六万円」に、「四十七万円」を「五十万円」に改める。

第八十三条第一項中「三十五万円」を「三十八万円」に、「四十五万円」を「四十八万円」に改める。

第八十三条の二第二項中「除く。」の下に「第二条第一項第三十号(定義)に規定する合計所得金額(以下この項及び次項において「合計所得金額」という。)が七十六万円未満であるもの」を加え、同項第一号イを次のように改める。

イ 合計所得金額が五万円未満である者 三十八万円

第八十三条の二第二項第一号ロ中「三十五万円」を「三十八万円」に改め、「当該合計所得金額が」の下に「三十八万円未満であり、かつ、」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 控除対象配偶者以外の配偶者 次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める金額
イ 合計所得金額が四十万円未満である者 三十八万円
ロ 合計所得金額が四十万円以上七十五万円未満である者 三十八万円からその者の

第八十九条第一項の表を次のように改める。

三百三十万円以下の金額	百分の十
三百三十万円を超え九百万円以下の金額	百分の二十
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の三十
千八百万円を超え三千万円以下の金額	百分の四十
三千万円を超える金額	百分の五十

第二百一十一条第一項及び第九十条中「千五百万円」を「二千万円」に改める。
第二百一十三条の三第一号ニ中「六万円」を「六万五千円」に、「六万七千五百円」を「七万二千五百円」に改め、同号ホ中「三万円」を「三万二千五百円」に改める。

の合計所得金額のうち三十八万円を超える部分の金額(当該超える部分の金額が五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額でないときは、五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額で当該超える部分の金額に満たないもののうち最も多い金額とする。)を控除した金額

ハ 合計所得金額が七十五万円以上である者 三万円

第八十四条第一項中「三十五万円」を「三十八万円」に改め、「又は老人扶養親族を削り、」を「四十五万円」を「五十三万円」とし、その者が老人扶養親族である場合には四十八万円とする。」に改める。

第八十六条第一項中「三十五万円」を「三十八万円」に改める。

円に、「又は老人扶養親族については三万七千五百円」を「四万五千円」とし、老人扶養親族については四万円とする。」に改める。
別表第二から別表第五までを次のように改める。

別表第二 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)(第百八十五条、第百八十六条、第百八十九条関係)

(一)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
87,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会 保険料控除後 の給与等の金 額の7%に相 当する金額	
87,000	88,000	170	0	0	0	0	0	0	0	6,100	
88,000	89,000	270	0	0	0	0	0	0	0	6,100	
89,000	90,000	370	0	0	0	0	0	0	0	6,100	
90,000	91,000	470	0	0	0	0	0	0	0	6,200	
91,000	92,000	570	0	0	0	0	0	0	0	6,200	
92,000	93,000	670	0	0	0	0	0	0	0	6,300	
93,000	94,000	770	0	0	0	0	0	0	0	6,400	
94,000	95,000	870	0	0	0	0	0	0	0	6,500	
95,000	96,000	970	0	0	0	0	0	0	0	6,600	
96,000	97,000	1,070	0	0	0	0	0	0	0	6,600	
97,000	98,000	1,170	0	0	0	0	0	0	0	6,700	
98,000	99,000	1,270	0	0	0	0	0	0	0	6,700	
99,000	101,000	1,420	0	0	0	0	0	0	0	6,700	
101,000	103,000	1,620	0	0	0	0	0	0	0	7,100	
103,000	105,000	1,820	0	0	0	0	0	0	0	7,200	
105,000	107,000	2,020	0	0	0	0	0	0	0	7,400	
107,000	109,000	2,220	0	0	0	0	0	0	0	7,500	
109,000	111,000	2,420	0	0	0	0	0	0	0	7,600	
111,000	113,000	2,620	0	0	0	0	0	0	0	7,800	
113,000	115,000	2,820	0	0	0	0	0	0	0	7,900	
115,000	117,000	3,020	0	0	0	0	0	0	0	8,100	
117,000	119,000	3,220	0	0	0	0	0	0	0	8,200	
119,000	121,000	3,420	250	0	0	0	0	0	0	8,300	
121,000	123,000	3,620	450	0	0	0	0	0	0	8,500	
123,000	125,000	3,820	650	0	0	0	0	0	0	8,700	
125,000	127,000	4,020	850	0	0	0	0	0	0	8,900	
127,000	129,000	4,220	1,050	0	0	0	0	0	0	9,100	
129,000	131,000	4,420	1,250	0	0	0	0	0	0	9,300	
131,000	133,000	4,620	1,450	0	0	0	0	0	0	9,400	
133,000	135,000	4,820	1,650	0	0	0	0	0	0	9,600	
135,000	137,000	4,990	1,830	0	0	0	0	0	0	9,800	
137,000	139,000	5,110	1,950	0	0	0	0	0	0	10,000	
139,000	141,000	5,230	2,070	0	0	0	0	0	0	10,200	
141,000	143,000	5,350	2,190	0	0	0	0	0	0	10,400	
143,000	145,000	5,470	2,310	0	0	0	0	0	0	10,600	
145,000	147,000	5,590	2,430	0	0	0	0	0	0	10,800	
147,000	149,000	5,710	2,550	0	0	0	0	0	0	11,000	
149,000	151,000	5,830	2,670	0	0	0	0	0	0	11,200	
151,000	153,000	5,970	2,810	0	0	0	0	0	0	11,300	
153,000	155,000	6,110	2,950	0	0	0	0	0	0	11,500	
155,000	157,000	6,250	3,090	0	0	0	0	0	0	11,700	
157,000	159,000	6,390	3,230	0	0	0	0	0	0	11,900	
159,000	161,000	6,530	3,370	200	0	0	0	0	0	12,100	
161,000	163,000	6,670	3,510	340	0	0	0	0	0	12,300	
163,000	165,000	6,810	3,650	480	0	0	0	0	0	12,500	

平成六年十一月二十五日 参議院會議録第九号 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案

(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
165,000	167,000	6,950	3,790	620	0	0	0	0	0	12,700
167,000	169,000	7,090	3,930	760	0	0	0	0	0	12,900
169,000	171,000	7,230	4,070	900	0	0	0	0	0	13,100
171,000	173,000	7,370	4,210	1,040	0	0	0	0	0	13,200
173,000	175,000	7,510	4,350	1,180	0	0	0	0	0	13,400
175,000	177,000	7,650	4,490	1,320	0	0	0	0	0	13,600
177,000	179,000	7,790	4,630	1,460	0	0	0	0	0	14,000
179,000	181,000	7,930	4,770	1,600	0	0	0	0	0	14,600
181,000	183,000	8,070	4,910	1,740	0	0	0	0	0	15,200
183,000	185,000	8,210	5,050	1,880	0	0	0	0	0	15,800
185,000	187,000	8,350	5,190	2,020	0	0	0	0	0	16,400
187,000	189,000	8,490	5,330	2,160	0	0	0	0	0	17,000
189,000	191,000	8,630	5,470	2,300	0	0	0	0	0	17,600
191,000	193,000	8,770	5,610	2,440	0	0	0	0	0	18,200
193,000	195,000	8,910	5,750	2,580	0	0	0	0	0	18,800
195,000	197,000	9,050	5,890	2,720	0	0	0	0	0	19,400
197,000	199,000	9,190	6,030	2,860	0	0	0	0	0	19,900
199,000	201,000	9,330	6,170	3,000	0	0	0	0	0	20,500
201,000	203,000	9,470	6,310	3,140	0	0	0	0	0	21,100
203,000	205,000	9,610	6,450	3,280	110	0	0	0	0	21,700
205,000	207,000	9,750	6,590	3,420	250	0	0	0	0	22,200
207,000	209,000	9,890	6,730	3,560	390	0	0	0	0	22,800
209,000	211,000	10,030	6,870	3,700	530	0	0	0	0	23,400
211,000	213,000	10,170	7,010	3,840	670	0	0	0	0	23,900
213,000	215,000	10,310	7,150	3,980	810	0	0	0	0	24,500
215,000	217,000	10,450	7,290	4,120	950	0	0	0	0	25,000
217,000	219,000	10,590	7,430	4,260	1,090	0	0	0	0	25,600
219,000	221,000	10,730	7,570	4,400	1,230	0	0	0	0	26,200
221,000	224,000	10,910	7,740	4,570	1,410	0	0	0	0	26,800
224,000	227,000	11,120	7,950	4,780	1,620	0	0	0	0	27,800
227,000	230,000	11,330	8,160	4,990	1,830	0	0	0	0	28,700
230,000	233,000	11,540	8,370	5,200	2,040	0	0	0	0	29,700
233,000	236,000	11,750	8,580	5,410	2,250	0	0	0	0	30,700
236,000	239,000	11,960	8,790	5,620	2,460	0	0	0	0	31,700
239,000	242,000	12,170	9,000	5,830	2,670	0	0	0	0	32,700
242,000	245,000	12,380	9,210	6,040	2,880	0	0	0	0	33,700
245,000	248,000	12,590	9,420	6,250	3,090	0	0	0	0	34,700
248,000	251,000	12,800	9,630	6,460	3,300	130	0	0	0	35,700
251,000	254,000	13,010	9,840	6,670	3,510	340	0	0	0	36,700
254,000	257,000	13,220	10,050	6,880	3,720	550	0	0	0	37,700
257,000	260,000	13,430	10,260	7,090	3,930	760	0	0	0	38,600
260,000	263,000	13,640	10,470	7,300	4,140	970	0	0	0	39,600
263,000	266,000	13,850	10,680	7,510	4,350	1,180	0	0	0	40,600
266,000	269,000	14,060	10,890	7,720	4,560	1,390	0	0	0	41,600
269,000	272,000	14,270	11,100	7,930	4,770	1,600	0	0	0	42,600
272,000	275,000	14,480	11,310	8,140	4,980	1,810	0	0	0	43,600
275,000	278,000	14,690	11,520	8,350	5,190	2,020	0	0	0	44,600
278,000	281,000	14,900	11,730	8,560	5,400	2,230	0	0	0	45,600
281,000	284,000	15,110	11,940	8,770	5,610	2,440	0	0	0	46,600
284,000	287,000	15,320	12,150	8,980	5,820	2,650	0	0	0	47,600

(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
287,000	290,000	15,530	12,360	9,190	6,030	2,860	0	0	0	48,500
290,000	293,000	15,740	12,570	9,400	6,240	3,070	0	0	0	49,500
293,000	296,000	15,950	12,780	9,610	6,450	3,280	110	0	0	50,500
296,000	299,000	16,160	12,990	9,820	6,660	3,490	320	0	0	51,200
299,000	302,000	16,370	13,210	10,040	6,870	3,710	540	0	0	51,800
302,000	305,000	16,610	13,450	10,280	7,110	3,950	780	0	0	52,400
305,000	308,000	16,850	13,690	10,520	7,350	4,190	1,020	0	0	53,100
308,000	311,000	17,090	13,930	10,760	7,590	4,430	1,260	0	0	53,700
311,000	314,000	17,330	14,170	11,000	7,830	4,670	1,500	0	0	54,300
314,000	317,000	17,570	14,410	11,240	8,070	4,910	1,740	0	0	54,900
317,000	320,000	17,810	14,650	11,480	8,310	5,150	1,980	0	0	55,600
320,000	323,000	18,050	14,890	11,720	8,550	5,390	2,220	0	0	56,200
323,000	326,000	18,290	15,130	11,960	8,790	5,630	2,460	0	0	56,800
326,000	329,000	18,530	15,370	12,200	9,030	5,870	2,700	0	0	57,500
329,000	332,000	18,770	15,610	12,440	9,270	6,110	2,940	0	0	58,100
332,000	335,000	19,010	15,850	12,680	9,510	6,350	3,180	0	0	58,700
335,000	338,000	19,250	16,090	12,920	9,750	6,590	3,420	250	0	59,400
338,000	341,000	19,490	16,330	13,160	9,990	6,830	3,660	490	0	60,100
341,000	344,000	19,730	16,570	13,400	10,230	7,070	3,900	730	0	60,800
344,000	347,000	19,970	16,810	13,640	10,470	7,310	4,140	970	0	61,500
347,000	350,000	20,210	17,050	13,880	10,710	7,550	4,380	1,210	0	62,200
350,000	353,000	20,450	17,290	14,120	10,950	7,790	4,620	1,450	0	62,900
353,000	356,000	20,690	17,530	14,360	11,190	8,030	4,860	1,690	0	63,600
356,000	359,000	20,930	17,770	14,600	11,430	8,270	5,100	1,930	0	64,300
359,000	362,000	21,170	18,010	14,840	11,670	8,510	5,340	2,170	0	65,000
362,000	365,000	21,410	18,250	15,080	11,910	8,750	5,580	2,410	0	65,700
365,000	368,000	21,650	18,490	15,320	12,150	8,990	5,820	2,650	0	66,400
368,000	371,000	21,890	18,730	15,560	12,390	9,230	6,060	2,890	0	67,100
371,000	374,000	22,130	18,970	15,800	12,630	9,470	6,300	3,130	0	67,700
374,000	377,000	22,370	19,210	16,040	12,870	9,710	6,540	3,370	210	68,300
377,000	380,000	22,610	19,450	16,280	13,110	9,950	6,780	3,610	450	69,000
380,000	383,000	22,850	19,690	16,520	13,350	10,190	7,020	3,850	690	69,600
383,000	386,000	23,090	19,930	16,760	13,590	10,430	7,260	4,090	930	70,200
386,000	389,000	23,330	20,170	17,000	13,830	10,670	7,500	4,330	1,170	70,800
389,000	392,000	23,570	20,410	17,240	14,070	10,910	7,740	4,570	1,410	71,500
392,000	395,000	23,810	20,650	17,480	14,310	11,150	7,980	4,810	1,650	72,800
395,000	398,000	24,050	20,890	17,720	14,550	11,390	8,220	5,050	1,890	74,100
398,000	401,000	24,290	21,130	17,960	14,790	11,630	8,460	5,290	2,130	75,400
401,000	404,000	24,530	21,370	18,200	15,030	11,870	8,700	5,530	2,370	76,800
404,000	407,000	24,770	21,610	18,440	15,270	12,110	8,940	5,770	2,610	78,100
407,000	410,000	25,010	21,850	18,680	15,510	12,350	9,180	6,010	2,850	79,400
410,000	413,000	25,250	22,090	18,920	15,750	12,590	9,420	6,250	3,090	80,800
413,000	416,000	25,490	22,330	19,160	15,990	12,830	9,660	6,490	3,330	82,100
416,000	419,000	25,730	22,570	19,400	16,230	13,070	9,900	6,730	3,570	83,400
419,000	422,000	25,970	22,810	19,640	16,470	13,310	10,140	6,970	3,810	84,700
422,000	425,000	26,210	23,050	19,880	16,710	13,550	10,380	7,210	4,050	86,100
425,000	428,000	26,450	23,290	20,120	16,950	13,790	10,620	7,450	4,290	87,400
428,000	431,000	26,690	23,530	20,360	17,190	14,030	10,860	7,690	4,530	88,700
431,000	434,000	26,930	23,770	20,600	17,430	14,270	11,100	7,930	4,770	90,100
434,000	437,000	27,170	24,010	20,840	17,670	14,510	11,340	8,170	5,010	91,400

(四)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
437,000	440,000	27,410	24,250	21,080	17,910	14,750	11,580	8,410	5,250	92,700	
440,000	443,000	27,810	24,490	21,320	18,150	14,990	11,820	8,650	5,490	94,000	
443,000	446,000	28,290	24,730	21,560	18,390	15,230	12,060	8,890	5,730	95,400	
446,000	449,000	28,770	24,970	21,800	18,630	15,470	12,300	9,130	5,970	96,700	
449,000	452,000	29,250	25,210	22,040	18,870	15,710	12,540	9,370	6,210	98,000	
452,000	455,000	29,730	25,450	22,280	19,110	15,950	12,780	9,610	6,450	99,300	
455,000	458,000	30,210	25,690	22,520	19,350	16,190	13,020	9,850	6,690	100,700	
458,000	461,000	30,690	25,930	22,760	19,590	16,430	13,260	10,090	6,930	102,000	
461,000	464,000	31,170	26,170	23,000	19,830	16,670	13,500	10,330	7,170	103,300	
464,000	467,000	31,650	26,410	23,240	20,070	16,910	13,740	10,570	7,410	104,700	
467,000	470,000	32,130	26,650	23,480	20,310	17,150	13,980	10,810	7,650	106,000	
470,000	473,000	32,610	26,890	23,720	20,550	17,390	14,220	11,050	7,890	107,300	
473,000	476,000	33,090	27,130	23,960	20,790	17,630	14,460	11,290	8,130	108,600	
476,000	479,000	33,570	27,370	24,200	21,030	17,870	14,700	11,530	8,370	110,000	
479,000	482,000	34,050	27,710	24,440	21,270	18,110	14,940	11,770	8,610	111,300	
482,000	485,000	34,530	28,190	24,680	21,510	18,350	15,180	12,010	8,850	112,600	
485,000	488,000	35,010	28,670	24,920	21,750	18,590	15,420	12,250	9,090	113,900	
488,000	491,000	35,490	29,150	25,160	21,990	18,830	15,660	12,490	9,330	115,300	
491,000	494,000	35,970	29,630	25,400	22,230	19,070	15,900	12,730	9,570	116,600	
494,000	497,000	36,450	30,110	25,640	22,470	19,310	16,140	12,970	9,810	117,900	
497,000	500,000	36,930	30,590	25,880	22,710	19,550	16,380	13,210	10,050	119,300	
500,000	503,000	37,410	31,070	26,120	22,950	19,790	16,620	13,450	10,290	120,600	
503,000	506,000	37,890	31,550	26,360	23,190	20,030	16,860	13,690	10,530	121,900	
506,000	509,000	38,370	32,030	26,600	23,430	20,270	17,100	13,930	10,770	123,200	
509,000	512,000	38,850	32,510	26,840	23,670	20,510	17,340	14,170	11,010	124,600	
512,000	515,000	39,330	32,990	27,080	23,910	20,750	17,580	14,410	11,250	125,900	
515,000	518,000	39,810	33,470	27,320	24,150	20,990	17,820	14,650	11,490	127,200	
518,000	521,000	40,290	33,950	27,620	24,390	21,230	18,060	14,890	11,730	128,500	
521,000	524,000	40,770	34,430	28,100	24,630	21,470	18,300	15,130	11,970	129,900	
524,000	527,000	41,250	34,910	28,580	24,870	21,710	18,540	15,370	12,210	131,200	
527,000	530,000	41,730	35,390	29,060	25,110	21,950	18,780	15,610	12,450	132,500	
530,000	533,000	42,210	35,870	29,540	25,350	22,190	19,020	15,850	12,690	133,900	
533,000	536,000	42,690	36,350	30,020	25,590	22,430	19,260	16,090	12,930	135,200	
536,000	539,000	43,170	36,830	30,500	25,830	22,670	19,500	16,330	13,170	136,500	
539,000	542,000	43,650	37,310	30,980	26,070	22,910	19,740	16,570	13,410	137,800	
542,000	545,000	44,130	37,790	31,460	26,310	23,150	19,980	16,810	13,650	139,200	
545,000	548,000	44,610	38,270	31,940	26,550	23,390	20,220	17,050	13,890	140,500	
548,000	551,000	45,090	38,750	32,420	26,790	23,630	20,460	17,290	14,130	141,800	
551,000	554,000	45,620	39,280	32,950	27,060	23,890	20,720	17,560	14,390	143,200	
554,000	557,000	46,160	39,820	33,490	27,330	24,160	20,990	17,830	14,660	144,500	
557,000	560,000	46,700	40,360	34,030	27,700	24,430	21,260	18,100	14,930	145,800	
560,000	563,000	47,240	40,900	34,570	28,240	24,700	21,530	18,370	15,200	147,100	
563,000	566,000	47,780	41,440	35,110	28,780	24,970	21,800	18,640	15,470	148,300	
566,000	569,000	48,320	41,980	35,650	29,320	25,240	22,070	18,910	15,740	149,600	
569,000	572,000	48,860	42,520	36,190	29,860	25,510	22,340	19,180	16,010	150,900	
572,000	575,000	49,400	43,060	36,730	30,400	25,780	22,610	19,450	16,280	152,200	
575,000	578,000	49,940	43,600	37,270	30,940	26,050	22,880	19,720	16,550	153,500	
578,000	581,000	50,480	44,140	37,810	31,480	26,320	23,150	19,990	16,820	154,800	
581,000	584,000	51,020	44,680	38,350	32,020	26,590	23,420	20,260	17,090	156,000	
584,000	587,000	51,560	45,220	38,890	32,560	26,860	23,690	20,530	17,360	157,300	

(五)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
587,000	590,000	52,100	45,760	39,430	33,100	27,130	23,960	20,800	17,630	158,600	
590,000	593,000	52,640	46,300	39,970	33,640	27,400	24,230	21,070	17,900	159,900	
593,000	596,000	53,180	46,840	40,510	34,180	27,840	24,500	21,340	18,170	161,200	
596,000	599,000	53,720	47,380	41,050	34,720	28,380	24,770	21,610	18,440	162,500	
599,000	602,000	54,260	47,920	41,590	35,260	28,920	25,040	21,880	18,710	163,700	
602,000	605,000	54,800	48,460	42,130	35,800	29,460	25,310	22,150	18,980	165,000	
605,000	608,000	55,340	49,000	42,670	36,340	30,000	25,580	22,420	19,250	166,300	
608,000	611,000	55,880	49,540	43,210	36,880	30,540	25,850	22,690	19,520	167,600	
611,000	614,000	56,420	50,080	43,750	37,420	31,080	26,120	22,960	19,790	168,900	
614,000	617,000	56,960	50,620	44,290	37,960	31,620	26,390	23,230	20,060	170,200	
617,000	620,000	57,500	51,160	44,830	38,500	32,160	26,660	23,500	20,330	171,400	
620,000	623,000	58,040	51,700	45,370	39,040	32,700	26,930	23,770	20,600	172,700	
623,000	626,000	58,580	52,240	45,910	39,580	33,240	27,200	24,040	20,870	174,000	
626,000	629,000	59,120	52,780	46,450	40,120	33,780	27,470	24,310	21,140	175,300	
629,000	632,000	59,660	53,320	46,990	40,660	34,320	27,990	24,580	21,410	176,600	
632,000	635,000	60,200	53,860	47,530	41,200	34,860	28,530	24,850	21,680	177,800	
635,000	638,000	60,740	54,400	48,070	41,740	35,400	29,070	25,120	21,950	179,100	
638,000	641,000	61,280	54,940	48,610	42,280	35,940	29,610	25,390	22,220	180,400	
641,000	644,000	61,820	55,480	49,150	42,820	36,480	30,150	25,660	22,490	181,700	
644,000	647,000	62,360	56,020	49,690	43,360	37,020	30,690	25,930	22,760	183,000	
647,000	650,000	62,900	56,560	50,230	43,900	37,560	31,230	26,200	23,030	184,300	
650,000	653,000	63,440	57,100	50,770	44,440	38,100	31,770	26,470	23,300	185,600	
653,000	656,000	63,980	57,640	51,310	44,980	38,640	32,310	26,740	23,570	186,900	
656,000	659,000	64,520	58,180	51,850	45,520	39,180	32,850	27,010	23,840	188,200	
659,000	662,000	65,060	58,720	52,390	46,060	39,720	33,390	27,280	24,110	189,500	
662,000	665,000	65,600	59,260	52,930	46,600	40,260	33,930	27,600	24,380	188,700	
665,000	668,000	66,140	59,800	53,470	47,140	40,800	34,470	28,140	24,650	189,500	
668,000	671,000	66,680	60,340	54,010	47,680	41,340	35,010	28,680	24,920	190,400	
671,000	674,000	67,220	60,880	54,550	48,220	41,880	35,550	29,220	25,190	191,200	
674,000	677,000	67,760	61,420	55,090	48,760	42,420	36,090	29,760	25,460	192,100	
677,000	680,000	68,300	61,960	55,630	49,300	42,960	36,630	30,300	25,730	192,900	
680,000	683,000	68,840	62,500	56,170	49,840	43,500	37,170	30,840	26,000	193,800	
683,000	686,000	69,380	63,040	56,710	50,380	44,040	37,710	31,380	26,270	194,700	
686,000	689,000	69,920	63,580	57,250	50,920	44,580	38,250	31,920	26,540	195,500	
689,000	692,000	70,460	64,120	57,790	51,460	45,120	38,790	32,460	26,810	196,400	
692,000	695,000	71,000	64,660	58,330	52,000	45,660	39,330	33,000	27,080	197,200	
695,000	698,000	71,540	65,200	58,870	52,540	46,200	39,870	33,540	27,350	198,100	
698,000	701,000	72,080	65,740	59,410	53,080	46,740	40,410	34,080	27,620	198,900	
701,000	704,000	72,620	66,280	59,950	53,620	47,280	40,950	34,620	28,280	199,800	
704,000	707,000	73,160	66,820	60,490	54,160	47,820	41,490	35,160	28,820	200,600	
707,000	710,000	73,700	67,360	61,030	54,700	48,360	42,030	35,700	29,360	202,100	
710,000	713,000	74,240	67,900	61,570	55,240	48,900	42,570	36,240	29,900	203,600	
713,000	716,000	74,780	68,440	62,110	55,780	49,440	43,110	36,780	30,440	205,200	
716,000	719,000	75,320	68,980	62,650	56,320	49,980	43,650	37,320	30,980	206,800	
719,000	722,000	75,860	69,520	63,190	56,860	50,520	44,190	37,860	31,520	208,300	
722,000	725,000	76,400	70,060	63,730	57,400	51,060	44,730	38,400	32,060	209,900	
725,000	728,000	76,940	70,600	64,270	57,940	51,600	45,270	38,940	32,600	211,500	
728,000	731,000	77,480	71,140	64,810	58,480	52,140	45,810	39,480	33,140	213,000	
731,000	734,000	78,020	71,680	65,350	59,020	52,680	46,350	40,020	33,680	214,600	
734,000	737,000	78,560	72,220	65,890	59,560	53,220	46,890	40,560	34,220	216,200	

(六)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
737,000	740,000	79,100	72,760	66,430	60,100	53,760	47,430	41,100	34,760	217,700
740,000	743,000	79,640	73,300	66,970	60,640	54,300	47,970	41,640	35,300	219,300
743,000	746,000	80,180	73,840	67,510	61,180	54,840	48,510	42,180	35,840	220,900
746,000	749,000	80,720	74,380	68,050	61,720	55,380	49,050	42,720	36,380	222,500
749,000	752,000	81,260	74,920	68,590	62,260	55,920	49,590	43,260	36,920	224,000
752,000	755,000	81,800	75,460	69,130	62,800	56,460	50,130	43,800	37,460	225,600
755,000	758,000	82,340	76,000	69,670	63,340	57,000	50,670	44,340	38,000	227,200
758,000	761,000	82,880	76,540	70,210	63,880	57,540	51,210	44,880	38,540	228,700
761,000	764,000	83,420	77,080	70,750	64,420	58,080	51,750	45,420	39,080	230,300
764,000	767,000	83,960	77,620	71,290	64,960	58,620	52,290	45,960	39,620	231,900
767,000	770,000	84,500	78,160	71,830	65,500	59,160	52,830	46,500	40,160	233,400
770,000	773,000	85,040	78,700	72,370	66,040	59,700	53,370	47,040	40,700	235,000
773,000	776,000	85,580	79,240	72,910	66,580	60,240	53,910	47,580	41,240	236,600
776,000	779,000	86,120	79,780	73,450	67,120	60,780	54,450	48,120	41,780	238,100
779,000	782,000	86,660	80,320	73,990	67,660	61,320	54,990	48,660	42,320	239,700
782,000	785,000	87,200	80,860	74,530	68,200	61,860	55,530	49,200	42,860	241,300
785,000	788,000	87,740	81,400	75,070	68,740	62,400	56,070	49,740	43,400	242,800
788,000	791,000	88,280	81,940	75,610	69,280	62,940	56,610	50,280	43,940	244,400
791,000	794,000	88,820	82,480	76,150	69,820	63,480	57,150	50,820	44,480	246,000
794,000	797,000	89,360	83,020	76,690	70,360	64,020	57,690	51,360	45,020	247,500
797,000	800,000	89,900	83,560	77,230	70,900	64,560	58,230	51,900	45,560	249,100
800,000	803,000	90,440	84,100	77,770	71,440	65,100	58,770	52,440	46,100	250,700
803,000	806,000	90,980	84,640	78,310	71,980	65,640	59,310	52,980	46,640	252,200
806,000	809,000	91,520	85,180	78,850	72,520	66,180	59,850	53,520	47,180	253,800
809,000	812,000	92,060	85,720	79,390	73,060	66,720	60,390	54,060	47,720	255,400
812,000	815,000	92,600	86,260	79,930	73,600	67,260	60,930	54,600	48,260	256,900
815,000	818,000	93,140	86,800	80,470	74,140	67,800	61,470	55,140	48,800	258,500
818,000	821,000	93,680	87,340	81,010	74,680	68,340	62,010	55,680	49,340	260,100
821,000	824,000	94,220	87,880	81,550	75,220	68,880	62,550	56,220	49,880	261,600
824,000	827,000	94,760	88,420	82,090	75,760	69,420	63,090	56,760	50,420	263,200
827,000	830,000	95,300	88,960	82,630	76,300	69,960	63,630	57,300	50,960	264,800
830,000円		95,570	89,230	82,900	76,570	70,230	63,900	57,570	51,230	266,300
830,000円を超え 970,000円に満た ない金額		830,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 830,000円を超える金額の19%に相当する金額を加算した金額								266,300円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与等の 金額のうち 830,000円を 超える金額の 47%に相当す る金額を加算 した金額
970,000円		122,170	115,830	109,500	103,170	96,830	90,500	84,170	77,830	
970,000円を超え 1,760,000円に満た ない金額		970,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 970,000円を超える金額の28.5%に相当する金額を加算した金額								

(七)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲									乙
	扶 養 親 族 等 の 数									
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上 未 満	税 額									税 額
1,760,000円	円 347,320	円 340,980	円 334,650	円 328,320	円 321,980	円 315,650	円 309,320	円 302,980		
1,760,000円を超え 2,810,000円に満た ない金額	1,760,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,760,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額									
2,810,000円	円 746,320	円 739,980	円 733,650	円 727,320	円 720,980	円 714,650	円 708,320	円 701,980		
2,810,000円を超え る金額	2,810,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 2,810,000円を超える金額の47%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える 1人ごとに3,170円を控除した金額										従たる給与に ついての扶養 控除等申告書 が提出されて いる場合には、 当該申告書に 記載された扶 養親族等の 数に応じ、扶 養親族等 1人ごとに 3,170円を、 上の各欄に よつて求め た税額から 控除した金 額

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料(第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。以下同じ。)の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに3,170円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに3,170円を控除した金額)が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の源泉徴収税額表（日額表）（第百八十五条関係）

(一)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲										乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人				
以 上	未 満	税 額										税 額	税 額
円 2,900	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の 7%に相当 する金額	円 0	
2,900	2,950	5	0	0	0	0	0	0	0	0	210	0	
2,950	3,000	10	0	0	0	0	0	0	0	0	210	0	
3,000	3,050	15	0	0	0	0	0	0	0	0	210	0	
3,050	3,100	20	0	0	0	0	0	0	0	0	210	0	
3,100	3,150	25	0	0	0	0	0	0	0	0	210	0	
3,150	3,200	30	0	0	0	0	0	0	0	0	220	0	
3,200	3,250	35	0	0	0	0	0	0	0	0	220	0	
3,250	3,300	40	0	0	0	0	0	0	0	0	220	0	
3,300	3,400	50	0	0	0	0	0	0	0	0	230	0	
3,400	3,500	60	0	0	0	0	0	0	0	0	240	0	
3,500	3,600	70	0	0	0	0	0	0	0	0	250	0	
3,600	3,700	80	0	0	0	0	0	0	0	0	250	0	
3,700	3,800	90	0	0	0	0	0	0	0	0	260	0	
3,800	3,900	100	0	0	0	0	0	0	0	0	270	0	
3,900	4,000	110	5	0	0	0	0	0	0	0	270	0	
4,000	4,100	120	15	0	0	0	0	0	0	0	280	0	
4,100	4,200	130	25	0	0	0	0	0	0	0	290	0	
4,200	4,300	140	35	0	0	0	0	0	0	0	300	0	
4,300	4,400	150	45	0	0	0	0	0	0	0	310	0	
4,400	4,500	160	55	0	0	0	0	0	0	0	320	0	
4,500	4,600	165	60	0	0	0	0	0	0	0	330	0	
4,600	4,700	175	65	0	0	0	0	0	0	0	340	0	
4,700	4,800	180	75	0	0	0	0	0	0	0	350	0	
4,800	4,900	185	80	0	0	0	0	0	0	0	360	0	
4,900	5,000	190	85	0	0	0	0	0	0	0	370	0	
5,000	5,100	195	90	0	0	0	0	0	0	0	380	0	
5,100	5,200	205	100	0	0	0	0	0	0	0	390	0	
5,200	5,300	210	105	0	0	0	0	0	0	0	390	0	
5,300	5,400	220	115	5	0	0	0	0	0	0	400	0	
5,400	5,500	225	120	15	0	0	0	0	0	0	410	0	
5,500	5,600	230	125	20	0	0	0	0	0	0	420	0	
5,600	5,700	240	135	30	0	0	0	0	0	0	430	0	
5,700	5,800	245	140	35	0	0	0	0	0	0	440	0	
5,800	5,900	255	150	40	0	0	0	0	0	0	450	0	
5,900	6,000	260	155	50	0	0	0	0	0	0	470	0	
6,000	6,100	265	160	55	0	0	0	0	0	0	500	0	
6,100	6,200	275	170	65	0	0	0	0	0	0	530	0	
6,200	6,300	280	175	70	0	0	0	0	0	0	560	0	
6,300	6,400	290	185	75	0	0	0	0	0	0	590	0	
6,400	6,500	295	190	85	0	0	0	0	0	0	620	0	
6,500	6,600	300	195	90	0	0	0	0	0	0	650	0	
6,600	6,700	310	205	100	0	0	0	0	0	0	670	0	
6,700	6,800	315	210	105	0	0	0	0	0	0	700	0	
6,800	6,900	325	220	110	5	0	0	0	0	0	730	0	
6,900	7,000	330	225	120	15	0	0	0	0	0	760	0	

(二)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7,000	7,100	335	230	125	20	0	0	0	0	790	0
7,100	7,200	345	240	135	30	0	0	0	0	820	0
7,200	7,300	350	245	140	35	0	0	0	0	840	0
7,300	7,400	360	255	145	40	0	0	0	0	870	0
7,400	7,500	365	260	155	50	0	0	0	0	900	0
7,500	7,600	370	265	160	55	0	0	0	0	940	0
7,600	7,700	380	275	170	65	0	0	0	0	970	0
7,700	7,800	385	280	175	70	0	0	0	0	1,000	0
7,800	7,900	395	290	180	75	0	0	0	0	1,040	0
7,900	8,000	400	295	190	85	0	0	0	0	1,070	0
8,000	8,100	405	300	195	90	0	0	0	0	1,100	0
8,100	8,200	415	310	205	100	0	0	0	0	1,130	0
8,200	8,300	420	315	210	105	0	0	0	0	1,170	0
8,300	8,400	430	325	215	110	5	0	0	0	1,200	0
8,400	8,500	435	330	225	120	15	0	0	0	1,230	0
8,500	8,600	440	335	230	125	20	0	0	0	1,270	0
8,600	8,700	450	345	240	135	25	0	0	0	1,300	0
8,700	8,800	455	350	245	140	35	0	0	0	1,330	0
8,800	8,900	465	360	250	145	40	0	0	0	1,370	0
8,900	9,000	470	365	260	155	50	0	0	0	1,400	0
9,000	9,100	475	370	265	160	55	0	0	0	1,430	0
9,100	9,200	485	380	275	170	60	0	0	0	1,460	0
9,200	9,300	490	385	280	175	70	0	0	0	1,500	0
9,300	9,400	500	395	285	180	75	0	0	0	1,530	6
9,400	9,500	505	400	295	190	85	0	0	0	1,560	13
9,500	9,600	510	405	300	195	90	0	0	0	1,600	20
9,600	9,700	520	415	310	205	95	0	0	0	1,630	27
9,700	9,800	525	420	315	210	105	0	0	0	1,660	34
9,800	9,900	535	430	320	215	110	5	0	0	1,690	41
9,900	10,000	540	435	330	225	120	10	0	0	1,710	48
10,000	10,100	550	440	335	230	125	20	0	0	1,730	55
10,100	10,200	555	450	345	240	135	30	0	0	1,760	62
10,200	10,300	565	460	355	245	140	35	0	0	1,780	69
10,300	10,400	570	465	360	255	150	45	0	0	1,800	76
10,400	10,500	580	475	370	265	160	50	0	0	1,820	83
10,500	10,600	590	480	375	270	165	60	0	0	1,840	90
10,600	10,700	595	490	385	280	175	70	0	0	1,860	97
10,700	10,800	605	500	395	285	180	75	0	0	1,880	104
10,800	10,900	610	505	400	295	190	85	0	0	1,900	111
10,900	11,000	620	515	410	305	200	90	0	0	1,920	118
11,000	11,100	630	520	415	310	205	100	0	0	1,940	125
11,100	11,200	635	530	425	320	215	110	0	0	1,970	132
11,200	11,300	645	540	435	325	220	115	10	0	1,990	139
11,300	11,400	650	545	440	335	230	125	20	0	2,010	146
11,400	11,500	660	555	450	345	240	130	25	0	2,040	153
11,500	11,600	670	560	455	350	245	140	35	0	2,060	160
11,600	11,700	675	570	465	360	255	150	40	0	2,080	167
11,700	11,800	685	580	475	365	260	155	50	0	2,110	174
11,800	11,900	690	585	480	375	270	165	60	0	2,130	181
11,900	12,000	700	595	490	385	280	170	65	0	2,150	188

(三)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
12,000	12,100	710	600	495	390	285	180	75	0	2,180	195
12,100	12,200	715	610	505	400	295	190	80	0	2,200	202
12,200	12,300	725	620	515	405	300	195	90	0	2,220	209
12,300	12,400	730	625	520	415	310	205	100	0	2,240	216
12,400	12,500	740	635	530	425	320	210	105	0	2,260	223
12,500	12,600	750	640	535	430	325	220	115	10	2,280	230
12,600	12,700	755	650	545	440	335	230	120	15	2,310	237
12,700	12,800	765	660	555	445	340	235	130	25	2,330	244
12,800	12,900	770	665	560	455	350	245	140	35	2,350	251
12,900	13,000	780	675	570	465	360	250	145	40	2,370	258
13,000	13,100	790	680	575	470	365	260	155	50	2,400	265
13,100	13,200	795	690	585	480	375	270	160	55	2,440	272
13,200	13,300	805	700	595	485	380	275	170	65	2,490	279
13,300	13,400	810	705	600	495	390	285	180	75	2,530	286
13,400	13,500	820	715	610	505	400	290	185	80	2,570	293
13,500	13,600	830	720	615	510	405	300	195	90	2,620	300
13,600	13,700	835	730	625	520	415	310	200	95	2,660	307
13,700	13,800	845	740	635	525	420	315	210	105	2,710	315
13,800	13,900	850	745	640	535	430	325	220	115	2,750	323
13,900	14,000	860	755	650	545	440	330	225	120	2,790	331
14,000	14,100	870	760	655	550	445	340	235	130	2,840	339
14,100	14,200	875	770	665	560	455	350	240	135	2,880	347
14,200	14,300	885	780	675	565	460	355	250	145	2,930	355
14,300	14,400	890	785	680	575	470	365	260	155	2,970	363
14,400	14,500	900	795	690	585	480	370	265	160	3,020	371
14,500	14,600	910	800	695	590	485	380	275	170	3,060	379
14,600	14,700	915	810	705	600	495	390	280	175	3,100	387
14,700	14,800	930	820	715	605	500	395	290	185	3,150	395
14,800	14,900	945	825	720	615	510	405	300	195	3,190	403
14,900	15,000	965	835	730	625	520	410	305	200	3,240	411
15,000	15,100	980	840	735	630	525	420	315	210	3,280	419
15,100	15,200	995	850	745	640	535	430	320	215	3,330	427
15,200	15,300	1,010	860	755	645	540	435	330	225	3,370	435
15,300	15,400	1,025	865	760	655	550	445	340	235	3,410	443
15,400	15,500	1,045	875	770	665	560	450	345	240	3,460	451
15,500	15,600	1,060	880	775	670	565	460	355	250	3,500	459
15,600	15,700	1,075	890	785	680	575	470	360	255	3,550	467
15,700	15,800	1,090	900	795	685	580	475	370	265	3,590	475
15,800	15,900	1,105	905	800	695	590	485	380	275	3,640	483
15,900	16,000	1,125	915	810	705	600	490	385	280	3,680	491
16,000	16,100	1,140	930	815	710	605	500	395	290	3,720	499
16,100	16,200	1,155	945	825	720	615	510	400	295	3,770	507
16,200	16,300	1,170	960	835	725	620	515	410	305	3,810	515
16,300	16,400	1,185	975	840	735	630	525	420	315	3,860	523
16,400	16,500	1,205	990	850	745	640	530	425	320	3,900	531
16,500	16,600	1,220	1,010	855	750	645	540	435	330	3,950	539
16,600	16,700	1,235	1,025	865	760	655	550	440	335	3,990	547
16,700	16,800	1,250	1,040	875	765	660	555	450	345	4,030	555
16,800	16,900	1,265	1,055	880	775	670	565	460	355	4,080	563
16,900	17,000	1,285	1,070	890	785	680	570	465	360	4,120	571

(四)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,000	17,100	1,300	1,090	895	790	685	580	475	370	4,170	579
17,100	17,200	1,315	1,105	905	800	695	590	480	375	4,210	587
17,200	17,300	1,330	1,120	915	805	700	595	490	385	4,260	595
17,300	17,400	1,345	1,135	925	815	710	605	500	395	4,300	603
17,400	17,500	1,365	1,150	940	825	720	610	505	400	4,340	611
17,500	17,600	1,380	1,170	955	830	725	620	515	410	4,390	619
17,600	17,700	1,395	1,185	975	840	735	630	520	415	4,430	627
17,700	17,800	1,410	1,200	990	845	740	635	530	425	4,480	635
17,800	17,900	1,425	1,215	1,005	855	750	645	540	435	4,520	643
17,900	18,000	1,445	1,230	1,020	865	760	650	545	440	4,560	651
18,000	18,100	1,460	1,250	1,035	870	765	660	555	450	4,610	659
18,100	18,200	1,475	1,265	1,055	880	775	670	560	455	4,650	667
18,200	18,300	1,490	1,280	1,070	885	780	675	570	465	4,700	675
18,300	18,400	1,510	1,295	1,085	895	790	685	580	475	4,740	683
18,400	18,500	1,525	1,315	1,105	905	800	695	585	480	4,790	691
18,500	18,600	1,545	1,330	1,120	915	810	700	595	490	4,830	699
18,600	18,700	1,560	1,350	1,140	930	815	710	605	500	4,870	707
18,700	18,800	1,580	1,370	1,155	945	825	720	615	510	4,920	715
18,800	18,900	1,600	1,385	1,175	965	835	730	625	520	4,960	723
18,900	19,000	1,615	1,405	1,195	980	845	740	630	525	5,000	731
19,000	19,100	1,635	1,420	1,210	1,000	855	745	640	535	5,040	739
19,100	19,200	1,650	1,440	1,230	1,020	860	755	650	545	5,090	747
19,200	19,300	1,670	1,460	1,245	1,035	870	765	660	555	5,130	755
19,300	19,400	1,690	1,475	1,265	1,055	880	775	670	565	5,170	763
19,400	19,500	1,705	1,495	1,285	1,070	890	785	675	570	5,220	771
19,500	19,600	1,725	1,510	1,300	1,090	900	790	685	580	5,260	779
19,600	19,700	1,740	1,530	1,320	1,110	905	800	695	590	5,300	787
19,700	19,800	1,760	1,550	1,335	1,125	915	810	705	600	5,340	795
19,800	19,900	1,780	1,565	1,355	1,145	935	820	715	610	5,390	803
19,900	20,000	1,795	1,585	1,375	1,160	950	830	720	615	5,430	811
20,000	20,100	1,815	1,600	1,390	1,180	970	835	730	625	5,470	819
20,100	20,200	1,830	1,620	1,410	1,200	985	845	740	635	5,520	827
20,200	20,300	1,850	1,640	1,425	1,215	1,005	855	750	645	5,560	835
20,300	20,400	1,870	1,655	1,445	1,235	1,025	865	760	655	5,600	843
20,400	20,500	1,885	1,675	1,465	1,250	1,040	875	765	660	5,640	851
20,500	20,600	1,905	1,690	1,480	1,270	1,060	880	775	670	5,690	859
20,600	20,700	1,920	1,710	1,500	1,290	1,075	890	785	680	5,730	867
20,700	20,800	1,940	1,730	1,515	1,305	1,095	900	795	690	5,770	875
20,800	20,900	1,960	1,745	1,535	1,325	1,115	910	805	700	5,810	883
20,900	21,000	1,975	1,765	1,555	1,340	1,130	920	810	705	5,860	891
21,000	21,100	1,995	1,780	1,570	1,360	1,150	940	820	715	5,900	899
21,100	21,200	2,010	1,800	1,590	1,380	1,165	955	830	725	5,940	907
21,200	21,300	2,030	1,820	1,605	1,395	1,185	975	840	735	5,990	915
21,300	21,400	2,050	1,835	1,625	1,415	1,205	990	850	745	6,030	923
21,400	21,500	2,065	1,855	1,645	1,430	1,220	1,010	855	750	6,070	931
21,500	21,600	2,085	1,870	1,660	1,450	1,240	1,030	865	760	6,110	939
21,600	21,700	2,100	1,890	1,680	1,470	1,255	1,045	875	770	6,160	947
21,700	21,800	2,120	1,910	1,695	1,485	1,275	1,065	885	780	6,190	955
21,800	21,900	2,140	1,925	1,715	1,505	1,295	1,080	895	790	6,210	963
21,900	22,000	2,155	1,945	1,735	1,520	1,310	1,100	900	795	6,240	971

(五)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
22,000	22,100	2,175	1,960	1,750	1,540	1,330	1,120	910	805	6,270	979
22,100	22,200	2,190	1,980	1,770	1,560	1,345	1,135	925	815	6,300	987
22,200	22,300	2,210	2,000	1,785	1,575	1,365	1,155	940	825	6,330	995
22,300	22,400	2,230	2,015	1,805	1,595	1,385	1,170	960	835	6,360	1,003
22,400	22,500	2,245	2,035	1,825	1,610	1,400	1,190	980	840	6,380	1,011
22,500	22,600	2,265	2,050	1,840	1,630	1,420	1,210	995	850	6,410	1,019
22,600	22,700	2,280	2,070	1,860	1,650	1,435	1,225	1,015	860	6,440	1,027
22,700	22,800	2,300	2,090	1,875	1,665	1,455	1,245	1,030	870	6,470	1,035
22,800	22,900	2,320	2,105	1,895	1,685	1,475	1,260	1,050	880	6,500	1,043
22,900	23,000	2,335	2,125	1,915	1,700	1,490	1,280	1,070	885	6,530	1,051
23,000	23,100	2,355	2,140	1,930	1,720	1,510	1,300	1,085	895	6,560	1,059
23,100	23,200	2,370	2,160	1,950	1,740	1,525	1,315	1,105	905	6,580	1,067
23,200	23,300	2,390	2,180	1,965	1,755	1,545	1,335	1,120	915	6,610	1,075
23,300	23,400	2,410	2,195	1,985	1,775	1,565	1,350	1,140	930	6,640	1,083
23,400	23,500	2,425	2,215	2,005	1,790	1,580	1,370	1,160	945	6,670	1,091
23,500	23,600	2,445	2,230	2,020	1,810	1,600	1,390	1,175	965	6,700	1,099
23,600	23,700	2,460	2,250	2,040	1,830	1,615	1,405	1,195	985	6,750	1,107
23,700	23,800	2,480	2,270	2,055	1,845	1,635	1,425	1,210	1,000	6,810	1,115
23,800	23,900	2,500	2,285	2,075	1,865	1,655	1,440	1,230	1,020	6,860	1,123
23,900	24,000	2,515	2,305	2,095	1,880	1,670	1,460	1,250	1,035	6,910	1,131
24,000	24,100	2,535	2,320	2,110	1,900	1,690	1,480	1,265	1,055	6,960	1,139
24,100	24,200	2,550	2,340	2,130	1,920	1,705	1,495	1,285	1,075	7,020	1,147
24,200	24,300	2,570	2,360	2,145	1,935	1,725	1,515	1,300	1,090	7,070	1,155
24,300	24,400	2,590	2,375	2,165	1,955	1,745	1,530	1,320	1,110	7,120	1,163
24,400	24,500	2,605	2,395	2,185	1,970	1,760	1,550	1,340	1,125	7,170	1,171
24,500	24,600	2,625	2,410	2,200	1,990	1,780	1,570	1,355	1,145	7,220	1,179
24,600	24,700	2,640	2,430	2,220	2,010	1,795	1,585	1,375	1,165	7,280	1,187
24,700	24,800	2,660	2,450	2,235	2,025	1,815	1,605	1,390	1,180	7,330	1,195
24,800	24,900	2,680	2,465	2,255	2,045	1,835	1,620	1,410	1,200	7,380	1,203
24,900	25,000	2,695	2,485	2,275	2,060	1,850	1,640	1,430	1,215	7,430	1,211
25,000	25,100	2,715	2,500	2,290	2,080	1,870	1,660	1,445	1,235	7,490	1,219
25,100	25,200	2,730	2,520	2,310	2,100	1,885	1,675	1,465	1,255	7,540	1,228
25,200	25,300	2,750	2,540	2,325	2,115	1,905	1,695	1,480	1,270	7,590	1,237
25,300	25,400	2,770	2,555	2,345	2,135	1,925	1,710	1,500	1,290	7,640	1,246
25,400	25,500	2,785	2,575	2,365	2,150	1,940	1,730	1,520	1,305	7,690	1,260
25,500	25,600	2,805	2,590	2,380	2,170	1,960	1,750	1,535	1,325	7,750	1,278
25,600	25,700	2,820	2,610	2,400	2,190	1,975	1,765	1,555	1,345	7,800	1,296
25,700	25,800	2,840	2,630	2,415	2,205	1,995	1,785	1,570	1,360	7,850	1,314
25,800	25,900	2,860	2,645	2,435	2,225	2,015	1,800	1,590	1,380	7,900	1,332
25,900	26,000	2,875	2,665	2,455	2,240	2,030	1,820	1,610	1,395	7,960	1,350
26,000	26,100	2,895	2,680	2,470	2,260	2,050	1,840	1,625	1,415	8,010	1,368
26,100	26,200	2,910	2,700	2,490	2,280	2,065	1,855	1,645	1,435	8,060	1,386
26,200	26,300	2,930	2,720	2,505	2,295	2,085	1,875	1,660	1,450	8,110	1,404
26,300	26,400	2,950	2,735	2,525	2,315	2,105	1,890	1,680	1,470	8,160	1,422
26,400	26,500	2,965	2,755	2,545	2,330	2,120	1,910	1,700	1,485	8,220	1,440
26,500	26,600	2,985	2,770	2,560	2,350	2,140	1,930	1,715	1,505	8,270	1,458
26,600	26,700	3,000	2,790	2,580	2,370	2,155	1,945	1,735	1,525	8,320	1,476
26,700	26,800	3,020	2,810	2,595	2,385	2,175	1,965	1,750	1,540	8,370	1,494
26,800	26,900	3,040	2,825	2,615	2,405	2,195	1,980	1,770	1,560	8,430	1,512
26,900	27,000	3,055	2,845	2,635	2,420	2,210	2,000	1,790	1,575	8,480	1,530

(六)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
27,000	27,100	3,075	2,860	2,650	2,440	2,230	2,020	1,805	1,595	8,530	1,548
27,100	27,200	3,090	2,880	2,670	2,460	2,245	2,035	1,825	1,615	8,580	1,566
27,200	27,300	3,110	2,900	2,685	2,475	2,265	2,055	1,840	1,630	8,630	1,584
27,300	27,400	3,130	2,915	2,705	2,495	2,285	2,070	1,860	1,650	8,690	1,602
27,400	27,500	3,145	2,935	2,725	2,510	2,300	2,090	1,880	1,665	8,740	1,620
27,500	27,600	3,165	2,950	2,740	2,530	2,320	2,110	1,895	1,685	8,790	1,638
27,600	27,700	3,180	2,970	2,760	2,550	2,335	2,125	1,915	1,705	8,840	1,656
27,700	27,800	3,200	2,990	2,775	2,565	2,355	2,145	1,930	1,720	8,900	1,674
27,800円		3,210	3,000	2,785	2,575	2,365	2,155	1,940	1,730	8,950	1,692
27,800円を超え 32,500円に満た ない金額		27,800円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額の うち27,800円を超える金額の19%に相当する金額を加算した金額								8,950円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち27,800 円を超える 金額の47% に相当する 金額を加算 した金額	1,692円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち27,800 円を超える 金額の18% に相当する 金額を加算 した金額
32,500円		円 4,105	円 3,895	円 3,680	円 3,470	円 3,260	円 3,050	円 2,835	円 2,625	円 2,538	
32,500円を超え 58,500円に満た ない金額		32,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額の うち32,500円を超える金額の28.5%に相当する金額を加算した金額								2,538円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち32,500 円を超える 金額の22% に相当する 金額を加算 した金額	
58,500円		円 11,515	円 11,305	円 11,090	円 10,880	円 10,670	円 10,460	円 10,245	円 10,035	円 8,258	
58,500円を超え 94,000円に満た ない金額		58,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額の うち58,500円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額								8,258円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち58,500 円を超える 金額の28% に相当する 金額を加算 した金額	
94,000円		円 25,005	円 24,795	円 24,580	円 24,370	円 24,160	円 23,950	円 23,735	円 23,525	円 18,198	
94,000円を超え る金額		94,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額の うち94,000円を超える金額の47%に相当する金額を加算した金額								18,198円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち94,000 円を超える 金額の32% に相当する 金額を加算 した金額	

(七)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲							乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人		
以 上	未 満	税 額							税 額	税 額
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人 										

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに105円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に就き、扶養親族等1人ごとに105円を控除した金額）が、その求める税額である。
- (2) その給与等が第九十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

等 の 数										乙	
4 人		5 人		6 人		7 人 以 上					
除 後 の 給 与 等 の 金 額										前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
190	千円未満	223	千円未満	253	千円未満	284	千円未満				
190	210	223	243	253	275	284	308				
210	230	243	266	275	301	308	337				
230	300	266	300	301	333	337	372				
300	441	300	465	333	488	372	512				
441	470	465	496	488	521	512	546	277	千円未満		
470	504	496	531	521	559	546	588				
504	543	531	574	559	604	588	632				
543	592	574	622	604	652	632	683				
592	807	622	829	652	853	683	877				
807	860	829	886	853	911	877	937	277		506	
860	923	886	950	911	978	937	1,006				
923	996	950	1,026	978	1,056	1,006	1,086				
996	1,081	1,026	1,114	1,056	1,146	1,086	1,179				
1,081	1,402	1,114	1,427	1,146	1,451	1,179	1,476				
1,402	1,500	1,427	1,526	1,451	1,552	1,476	1,579	506		563	
1,500	1,674	1,526	1,703	1,552	1,733	1,579	1,762				
1,674	1,894	1,703	1,928	1,733	1,961	1,762	1,994				
1,894	2,293	1,928	2,319	1,961	2,345	1,994	2,371	563		894	
2,293	2,555	2,319	2,584	2,345	2,612	2,371	2,641				
2,555	2,884	2,584	2,916	2,612	2,949	2,641	2,981				
2,884 千円以上		2,916 千円以上		2,949 千円以上		2,981 千円以上		894 千円以上			

金額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金

額料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当すると
告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算
にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

居住者を含む。）については、四に該当する場合を除き、

である。

又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給
らず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項の規定

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控
金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第四 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第百八十六条関係）

賞 与 の に べ る 金 額 に 乗 ず る 率	甲 族									
	扶 養 親 族									
	0 人		1 人		2 人		3 人		人	
	前 月 の 社 会 保 険 料 控									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0 %	千円 64	千円未満	千円 88	千円未満	千円 121	千円未満	千円 155	千円未満	千円 171	千円未満
2	64	68	88	94	121	133	155	171	191	300
4	68	73	94	105	133	148	171	191	300	300
6	73	79	105	300	148	300	191	300	417	445
8	79	85	300	365	300	393	300	417	445	477
10	85	363	365	394	393	420	417	445	513	557
12	363	395	394	422	420	450	445	513	557	784
14	395	426	422	455	450	484	477	513	557	834
16	426	550	455	550	484	550	513	557	834	895
18	550	716	550	739	550	762	557	834	895	966
20	716	762	739	786	762	810	784	834	895	966
22	762	813	786	839	810	867	834	895	966	1,048
24	813	875	839	905	867	935	895	966	1,048	1,377
26	875	951	905	983	935	1,016	966	1,048	1,377	1,473
28	951	1,303	983	1,328	1,016	1,353	1,048	1,377	1,473	1,644
30	1,303	1,394	1,328	1,420	1,353	1,447	1,377	1,473	1,644	1,861
32	1,394	1,556	1,420	1,586	1,447	1,615	1,473	1,644	1,861	2,267
35	1,556	1,761	1,586	1,794	1,615	1,828	1,644	1,861	2,267	2,526
38	1,761	2,189	1,794	2,215	1,828	2,241	1,861	2,267	2,526	2,851
41	2,189	2,439	2,215	2,468	2,241	2,497	2,267	2,526	2,851	
44	2,439	2,753	2,468	2,786	2,497	2,818	2,526	2,851		
47	2,753 千円以上		2,786 千円以上		2,818 千円以上		2,851 千円以上			

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、(四)に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の額を求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生は、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表により税額を計算する。

(四) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該

別表第五 年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表(第二十八条、第九十条関係)

(一)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以	上		以	上		以	上	
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円
651,000	円未満	0	1,772,000	1,776,000	1,063,200	1,972,000	1,976,000	1,200,400
			1,776,000	1,780,000	1,065,600	1,976,000	1,980,000	1,203,200
			1,780,000	1,784,000	1,068,000	1,980,000	1,984,000	1,206,000
			1,784,000	1,788,000	1,070,400	1,984,000	1,988,000	1,208,800
			1,788,000	1,792,000	1,072,800	1,988,000	1,992,000	1,211,600
651,000	1,619,000	給与等の金額から650,000円を控除した金額	1,792,000	1,796,000	1,075,200	1,992,000	1,996,000	1,214,400
			1,796,000	1,800,000	1,077,600	1,996,000	2,000,000	1,217,200
			1,800,000	1,804,000	1,080,000	2,000,000	2,004,000	1,220,000
			1,804,000	1,808,000	1,082,800	2,004,000	2,008,000	1,222,800
			1,808,000	1,812,000	1,085,600	2,008,000	2,012,000	1,225,600
1,619,000	1,620,000	969,000	1,812,000	1,816,000	1,088,400	2,012,000	2,016,000	1,228,400
1,620,000	1,622,000	970,000	1,816,000	1,820,000	1,091,200	2,016,000	2,020,000	1,231,200
1,622,000	1,624,000	972,000	1,820,000	1,824,000	1,094,000	2,020,000	2,024,000	1,234,000
1,624,000	1,628,000	974,000	1,824,000	1,828,000	1,096,800	2,024,000	2,028,000	1,236,800
1,628,000	1,632,000	976,800	1,828,000	1,832,000	1,099,600	2,028,000	2,032,000	1,239,600
1,632,000	1,636,000	979,200	1,832,000	1,836,000	1,102,400	2,032,000	2,036,000	1,242,400
1,636,000	1,640,000	981,600	1,836,000	1,840,000	1,105,200	2,036,000	2,040,000	1,245,200
1,640,000	1,644,000	984,000	1,840,000	1,844,000	1,108,000	2,040,000	2,044,000	1,248,000
1,644,000	1,648,000	986,400	1,844,000	1,848,000	1,110,800	2,044,000	2,048,000	1,250,800
1,648,000	1,652,000	988,800	1,848,000	1,852,000	1,113,600	2,048,000	2,052,000	1,253,600
1,652,000	1,656,000	991,200	1,852,000	1,856,000	1,116,400	2,052,000	2,056,000	1,256,400
1,656,000	1,660,000	993,600	1,856,000	1,860,000	1,119,200	2,056,000	2,060,000	1,259,200
1,660,000	1,664,000	996,000	1,860,000	1,864,000	1,122,000	2,060,000	2,064,000	1,262,000
1,664,000	1,668,000	998,400	1,864,000	1,868,000	1,124,800	2,064,000	2,068,000	1,264,800
1,668,000	1,672,000	1,000,800	1,868,000	1,872,000	1,127,600	2,068,000	2,072,000	1,267,600
1,672,000	1,676,000	1,003,200	1,872,000	1,876,000	1,130,400	2,072,000	2,076,000	1,270,400
1,676,000	1,680,000	1,005,600	1,876,000	1,880,000	1,133,200	2,076,000	2,080,000	1,273,200
1,680,000	1,684,000	1,008,000	1,880,000	1,884,000	1,136,000	2,080,000	2,084,000	1,276,000
1,684,000	1,688,000	1,010,400	1,884,000	1,888,000	1,138,800	2,084,000	2,088,000	1,278,800
1,688,000	1,692,000	1,012,800	1,888,000	1,892,000	1,141,600	2,088,000	2,092,000	1,281,600
1,692,000	1,696,000	1,015,200	1,892,000	1,896,000	1,144,400	2,092,000	2,096,000	1,284,400
1,696,000	1,700,000	1,017,600	1,896,000	1,900,000	1,147,200	2,096,000	2,100,000	1,287,200
1,700,000	1,704,000	1,020,000	1,900,000	1,904,000	1,150,000	2,100,000	2,104,000	1,290,000
1,704,000	1,708,000	1,022,400	1,904,000	1,908,000	1,152,800	2,104,000	2,108,000	1,292,800
1,708,000	1,712,000	1,024,800	1,908,000	1,912,000	1,155,600	2,108,000	2,112,000	1,295,600
1,712,000	1,716,000	1,027,200	1,912,000	1,916,000	1,158,400	2,112,000	2,116,000	1,298,400
1,716,000	1,720,000	1,029,600	1,916,000	1,920,000	1,161,200	2,116,000	2,120,000	1,301,200
1,720,000	1,724,000	1,032,000	1,920,000	1,924,000	1,164,000	2,120,000	2,124,000	1,304,000
1,724,000	1,728,000	1,034,400	1,924,000	1,928,000	1,166,800	2,124,000	2,128,000	1,306,800
1,728,000	1,732,000	1,036,800	1,928,000	1,932,000	1,169,600	2,128,000	2,132,000	1,309,600
1,732,000	1,736,000	1,039,200	1,932,000	1,936,000	1,172,400	2,132,000	2,136,000	1,312,400
1,736,000	1,740,000	1,041,600	1,936,000	1,940,000	1,175,200	2,136,000	2,140,000	1,315,200
1,740,000	1,744,000	1,044,000	1,940,000	1,944,000	1,178,000	2,140,000	2,144,000	1,318,000
1,744,000	1,748,000	1,046,400	1,944,000	1,948,000	1,180,800	2,144,000	2,148,000	1,320,800
1,748,000	1,752,000	1,048,800	1,948,000	1,952,000	1,183,600	2,148,000	2,152,000	1,323,600
1,752,000	1,756,000	1,051,200	1,952,000	1,956,000	1,186,400	2,152,000	2,156,000	1,326,400
1,756,000	1,760,000	1,053,600	1,956,000	1,960,000	1,189,200	2,156,000	2,160,000	1,329,200
1,760,000	1,764,000	1,056,000	1,960,000	1,964,000	1,192,000	2,160,000	2,164,000	1,332,000
1,764,000	1,768,000	1,058,400	1,964,000	1,968,000	1,194,800	2,164,000	2,168,000	1,334,800
1,768,000	1,772,000	1,060,800	1,968,000	1,972,000	1,197,600	2,168,000	2,172,000	1,337,600

(二)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,172,000	2,176,000	1,340,400	2,372,000	2,376,000	1,480,400	2,572,000	2,576,000	1,620,400
2,176,000	2,180,000	1,343,200	2,376,000	2,380,000	1,483,200	2,576,000	2,580,000	1,623,200
2,180,000	2,184,000	1,346,000	2,380,000	2,384,000	1,486,000	2,580,000	2,584,000	1,626,000
2,184,000	2,188,000	1,348,800	2,384,000	2,388,000	1,488,800	2,584,000	2,588,000	1,628,800
2,188,000	2,192,000	1,351,600	2,388,000	2,392,000	1,491,600	2,588,000	2,592,000	1,631,600
2,192,000	2,196,000	1,354,400	2,392,000	2,396,000	1,494,400	2,592,000	2,596,000	1,634,400
2,196,000	2,200,000	1,357,200	2,396,000	2,400,000	1,497,200	2,596,000	2,600,000	1,637,200
2,200,000	2,204,000	1,360,000	2,400,000	2,404,000	1,500,000	2,600,000	2,604,000	1,640,000
2,204,000	2,208,000	1,362,800	2,404,000	2,408,000	1,502,800	2,604,000	2,608,000	1,642,800
2,208,000	2,212,000	1,365,600	2,408,000	2,412,000	1,505,600	2,608,000	2,612,000	1,645,600
2,212,000	2,216,000	1,368,400	2,412,000	2,416,000	1,508,400	2,612,000	2,616,000	1,648,400
2,216,000	2,220,000	1,371,200	2,416,000	2,420,000	1,511,200	2,616,000	2,620,000	1,651,200
2,220,000	2,224,000	1,374,000	2,420,000	2,424,000	1,514,000	2,620,000	2,624,000	1,654,000
2,224,000	2,228,000	1,376,800	2,424,000	2,428,000	1,516,800	2,624,000	2,628,000	1,656,800
2,228,000	2,232,000	1,379,600	2,428,000	2,432,000	1,519,600	2,628,000	2,632,000	1,659,600
2,232,000	2,236,000	1,382,400	2,432,000	2,436,000	1,522,400	2,632,000	2,636,000	1,662,400
2,236,000	2,240,000	1,385,200	2,436,000	2,440,000	1,525,200	2,636,000	2,640,000	1,665,200
2,240,000	2,244,000	1,388,000	2,440,000	2,444,000	1,528,000	2,640,000	2,644,000	1,668,000
2,244,000	2,248,000	1,390,800	2,444,000	2,448,000	1,530,800	2,644,000	2,648,000	1,670,800
2,248,000	2,252,000	1,393,600	2,448,000	2,452,000	1,533,600	2,648,000	2,652,000	1,673,600
2,252,000	2,256,000	1,396,400	2,452,000	2,456,000	1,536,400	2,652,000	2,656,000	1,676,400
2,256,000	2,260,000	1,399,200	2,456,000	2,460,000	1,539,200	2,656,000	2,660,000	1,679,200
2,260,000	2,264,000	1,402,000	2,460,000	2,464,000	1,542,000	2,660,000	2,664,000	1,682,000
2,264,000	2,268,000	1,404,800	2,464,000	2,468,000	1,544,800	2,664,000	2,668,000	1,684,800
2,268,000	2,272,000	1,407,600	2,468,000	2,472,000	1,547,600	2,668,000	2,672,000	1,687,600
2,272,000	2,276,000	1,410,400	2,472,000	2,476,000	1,550,400	2,672,000	2,676,000	1,690,400
2,276,000	2,280,000	1,413,200	2,476,000	2,480,000	1,553,200	2,676,000	2,680,000	1,693,200
2,280,000	2,284,000	1,416,000	2,480,000	2,484,000	1,556,000	2,680,000	2,684,000	1,696,000
2,284,000	2,288,000	1,418,800	2,484,000	2,488,000	1,558,800	2,684,000	2,688,000	1,698,800
2,288,000	2,292,000	1,421,600	2,488,000	2,492,000	1,561,600	2,688,000	2,692,000	1,701,600
2,292,000	2,296,000	1,424,400	2,492,000	2,496,000	1,564,400	2,692,000	2,696,000	1,704,400
2,296,000	2,300,000	1,427,200	2,496,000	2,500,000	1,567,200	2,696,000	2,700,000	1,707,200
2,300,000	2,304,000	1,430,000	2,500,000	2,504,000	1,570,000	2,700,000	2,704,000	1,710,000
2,304,000	2,308,000	1,432,800	2,504,000	2,508,000	1,572,800	2,704,000	2,708,000	1,712,800
2,308,000	2,312,000	1,435,600	2,508,000	2,512,000	1,575,600	2,708,000	2,712,000	1,715,600
2,312,000	2,316,000	1,438,400	2,512,000	2,516,000	1,578,400	2,712,000	2,716,000	1,718,400
2,316,000	2,320,000	1,441,200	2,516,000	2,520,000	1,581,200	2,716,000	2,720,000	1,721,200
2,320,000	2,324,000	1,444,000	2,520,000	2,524,000	1,584,000	2,720,000	2,724,000	1,724,000
2,324,000	2,328,000	1,446,800	2,524,000	2,528,000	1,586,800	2,724,000	2,728,000	1,726,800
2,328,000	2,332,000	1,449,600	2,528,000	2,532,000	1,589,600	2,728,000	2,732,000	1,729,600
2,332,000	2,336,000	1,452,400	2,532,000	2,536,000	1,592,400	2,732,000	2,736,000	1,732,400
2,336,000	2,340,000	1,455,200	2,536,000	2,540,000	1,595,200	2,736,000	2,740,000	1,735,200
2,340,000	2,344,000	1,458,000	2,540,000	2,544,000	1,598,000	2,740,000	2,744,000	1,738,000
2,344,000	2,348,000	1,460,800	2,544,000	2,548,000	1,600,800	2,744,000	2,748,000	1,740,800
2,348,000	2,352,000	1,463,600	2,548,000	2,552,000	1,603,600	2,748,000	2,752,000	1,743,600
2,352,000	2,356,000	1,466,400	2,552,000	2,556,000	1,606,400	2,752,000	2,756,000	1,746,400
2,356,000	2,360,000	1,469,200	2,556,000	2,560,000	1,609,200	2,756,000	2,760,000	1,749,200
2,360,000	2,364,000	1,472,000	2,560,000	2,564,000	1,612,000	2,760,000	2,764,000	1,752,000
2,364,000	2,368,000	1,474,800	2,564,000	2,568,000	1,614,800	2,764,000	2,768,000	1,754,800
2,368,000	2,372,000	1,477,600	2,568,000	2,572,000	1,617,600	2,768,000	2,772,000	1,757,600

(三)

給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,772,000	2,776,000	1,760,400	2,972,000	2,976,000	1,900,400	3,172,000	3,176,000	2,040,400
2,776,000	2,780,000	1,763,200	2,976,000	2,980,000	1,903,200	3,176,000	3,180,000	2,043,200
2,780,000	2,784,000	1,766,000	2,980,000	2,984,000	1,906,000	3,180,000	3,184,000	2,046,000
2,784,000	2,788,000	1,768,800	2,984,000	2,988,000	1,908,800	3,184,000	3,188,000	2,048,800
2,788,000	2,792,000	1,771,600	2,988,000	2,992,000	1,911,600	3,188,000	3,192,000	2,051,600
2,792,000	2,796,000	1,774,400	2,992,000	2,996,000	1,914,400	3,192,000	3,196,000	2,054,400
2,796,000	2,800,000	1,777,200	2,996,000	3,000,000	1,917,200	3,196,000	3,200,000	2,057,200
2,800,000	2,804,000	1,780,000	3,000,000	3,004,000	1,920,000	3,200,000	3,204,000	2,060,000
2,804,000	2,808,000	1,782,800	3,004,000	3,008,000	1,922,800	3,204,000	3,208,000	2,062,800
2,808,000	2,812,000	1,785,600	3,008,000	3,012,000	1,925,600	3,208,000	3,212,000	2,065,600
2,812,000	2,816,000	1,788,400	3,012,000	3,016,000	1,928,400	3,212,000	3,216,000	2,068,400
2,816,000	2,820,000	1,791,200	3,016,000	3,020,000	1,931,200	3,216,000	3,220,000	2,071,200
2,820,000	2,824,000	1,794,000	3,020,000	3,024,000	1,934,000	3,220,000	3,224,000	2,074,000
2,824,000	2,828,000	1,796,800	3,024,000	3,028,000	1,936,800	3,224,000	3,228,000	2,076,800
2,828,000	2,832,000	1,799,600	3,028,000	3,032,000	1,939,600	3,228,000	3,232,000	2,079,600
2,832,000	2,836,000	1,802,400	3,032,000	3,036,000	1,942,400	3,232,000	3,236,000	2,082,400
2,836,000	2,840,000	1,805,200	3,036,000	3,040,000	1,945,200	3,236,000	3,240,000	2,085,200
2,840,000	2,844,000	1,808,000	3,040,000	3,044,000	1,948,000	3,240,000	3,244,000	2,088,000
2,844,000	2,848,000	1,810,800	3,044,000	3,048,000	1,950,800	3,244,000	3,248,000	2,090,800
2,848,000	2,852,000	1,813,600	3,048,000	3,052,000	1,953,600	3,248,000	3,252,000	2,093,600
2,852,000	2,856,000	1,816,400	3,052,000	3,056,000	1,956,400	3,252,000	3,256,000	2,096,400
2,856,000	2,860,000	1,819,200	3,056,000	3,060,000	1,959,200	3,256,000	3,260,000	2,099,200
2,860,000	2,864,000	1,822,000	3,060,000	3,064,000	1,962,000	3,260,000	3,264,000	2,102,000
2,864,000	2,868,000	1,824,800	3,064,000	3,068,000	1,964,800	3,264,000	3,268,000	2,104,800
2,868,000	2,872,000	1,827,600	3,068,000	3,072,000	1,967,600	3,268,000	3,272,000	2,107,600
2,872,000	2,876,000	1,830,400	3,072,000	3,076,000	1,970,400	3,272,000	3,276,000	2,110,400
2,876,000	2,880,000	1,833,200	3,076,000	3,080,000	1,973,200	3,276,000	3,280,000	2,113,200
2,880,000	2,884,000	1,836,000	3,080,000	3,084,000	1,976,000	3,280,000	3,284,000	2,116,000
2,884,000	2,888,000	1,838,800	3,084,000	3,088,000	1,978,800	3,284,000	3,288,000	2,118,800
2,888,000	2,892,000	1,841,600	3,088,000	3,092,000	1,981,600	3,288,000	3,292,000	2,121,600
2,892,000	2,896,000	1,844,400	3,092,000	3,096,000	1,984,400	3,292,000	3,296,000	2,124,400
2,896,000	2,900,000	1,847,200	3,096,000	3,100,000	1,987,200	3,296,000	3,300,000	2,127,200
2,900,000	2,904,000	1,850,000	3,100,000	3,104,000	1,990,000	3,300,000	3,304,000	2,130,000
2,904,000	2,908,000	1,852,800	3,104,000	3,108,000	1,992,800	3,304,000	3,308,000	2,132,800
2,908,000	2,912,000	1,855,600	3,108,000	3,112,000	1,995,600	3,308,000	3,312,000	2,135,600
2,912,000	2,916,000	1,858,400	3,112,000	3,116,000	1,998,400	3,312,000	3,316,000	2,138,400
2,916,000	2,920,000	1,861,200	3,116,000	3,120,000	2,001,200	3,316,000	3,320,000	2,141,200
2,920,000	2,924,000	1,864,000	3,120,000	3,124,000	2,004,000	3,320,000	3,324,000	2,144,000
2,924,000	2,928,000	1,866,800	3,124,000	3,128,000	2,006,800	3,324,000	3,328,000	2,146,800
2,928,000	2,932,000	1,869,600	3,128,000	3,132,000	2,009,600	3,328,000	3,332,000	2,149,600
2,932,000	2,936,000	1,872,400	3,132,000	3,136,000	2,012,400	3,332,000	3,336,000	2,152,400
2,936,000	2,940,000	1,875,200	3,136,000	3,140,000	2,015,200	3,336,000	3,340,000	2,155,200
2,940,000	2,944,000	1,878,000	3,140,000	3,144,000	2,018,000	3,340,000	3,344,000	2,158,000
2,944,000	2,948,000	1,880,800	3,144,000	3,148,000	2,020,800	3,344,000	3,348,000	2,160,800
2,948,000	2,952,000	1,883,600	3,148,000	3,152,000	2,023,600	3,348,000	3,352,000	2,163,600
2,952,000	2,956,000	1,886,400	3,152,000	3,156,000	2,026,400	3,352,000	3,356,000	2,166,400
2,956,000	2,960,000	1,889,200	3,156,000	3,160,000	2,029,200	3,356,000	3,360,000	2,169,200
2,960,000	2,964,000	1,892,000	3,160,000	3,164,000	2,032,000	3,360,000	3,364,000	2,172,000
2,964,000	2,968,000	1,894,800	3,164,000	3,168,000	2,034,800	3,364,000	3,368,000	2,174,800
2,968,000	2,972,000	1,897,600	3,168,000	3,172,000	2,037,600	3,368,000	3,372,000	2,177,600

(四)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
除後の給与		等 の金額	除後の給与		等 の金額	除後の給与		等 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,372,000	3,376,000	2,180,400	3,572,000	3,576,000	2,320,400	3,772,000	3,776,000	2,477,600
3,376,000	3,380,000	2,183,200	3,576,000	3,580,000	2,323,200	3,776,000	3,780,000	2,480,800
3,380,000	3,384,000	2,186,000	3,580,000	3,584,000	2,326,000	3,780,000	3,784,000	2,484,000
3,384,000	3,388,000	2,188,800	3,584,000	3,588,000	2,328,800	3,784,000	3,788,000	2,487,200
3,388,000	3,392,000	2,191,600	3,588,000	3,592,000	2,331,600	3,788,000	3,792,000	2,490,400
3,392,000	3,396,000	2,194,400	3,592,000	3,596,000	2,334,400	3,792,000	3,796,000	2,493,600
3,396,000	3,400,000	2,197,200	3,596,000	3,600,000	2,337,200	3,796,000	3,800,000	2,496,800
3,400,000	3,404,000	2,200,000	3,600,000	3,604,000	2,340,000	3,800,000	3,804,000	2,500,000
3,404,000	3,408,000	2,202,800	3,604,000	3,608,000	2,343,200	3,804,000	3,808,000	2,503,200
3,408,000	3,412,000	2,205,600	3,608,000	3,612,000	2,346,400	3,808,000	3,812,000	2,506,400
3,412,000	3,416,000	2,208,400	3,612,000	3,616,000	2,349,600	3,812,000	3,816,000	2,509,600
3,416,000	3,420,000	2,211,200	3,616,000	3,620,000	2,352,800	3,816,000	3,820,000	2,512,800
3,420,000	3,424,000	2,214,000	3,620,000	3,624,000	2,356,000	3,820,000	3,824,000	2,516,000
3,424,000	3,428,000	2,216,800	3,624,000	3,628,000	2,359,200	3,824,000	3,828,000	2,519,200
3,428,000	3,432,000	2,219,600	3,628,000	3,632,000	2,362,400	3,828,000	3,832,000	2,522,400
3,432,000	3,436,000	2,222,400	3,632,000	3,636,000	2,365,600	3,832,000	3,836,000	2,525,600
3,436,000	3,440,000	2,225,200	3,636,000	3,640,000	2,368,800	3,836,000	3,840,000	2,528,800
3,440,000	3,444,000	2,228,000	3,640,000	3,644,000	2,372,000	3,840,000	3,844,000	2,532,000
3,444,000	3,448,000	2,230,800	3,644,000	3,648,000	2,375,200	3,844,000	3,848,000	2,535,200
3,448,000	3,452,000	2,233,600	3,648,000	3,652,000	2,378,400	3,848,000	3,852,000	2,538,400
3,452,000	3,456,000	2,236,400	3,652,000	3,656,000	2,381,600	3,852,000	3,856,000	2,541,600
3,456,000	3,460,000	2,239,200	3,656,000	3,660,000	2,384,800	3,856,000	3,860,000	2,544,800
3,460,000	3,464,000	2,242,000	3,660,000	3,664,000	2,388,000	3,860,000	3,864,000	2,548,000
3,464,000	3,468,000	2,244,800	3,664,000	3,668,000	2,391,200	3,864,000	3,868,000	2,551,200
3,468,000	3,472,000	2,247,600	3,668,000	3,672,000	2,394,400	3,868,000	3,872,000	2,554,400
3,472,000	3,476,000	2,250,400	3,672,000	3,676,000	2,397,600	3,872,000	3,876,000	2,557,600
3,476,000	3,480,000	2,253,200	3,676,000	3,680,000	2,400,800	3,876,000	3,880,000	2,560,800
3,480,000	3,484,000	2,256,000	3,680,000	3,684,000	2,404,000	3,880,000	3,884,000	2,564,000
3,484,000	3,488,000	2,258,800	3,684,000	3,688,000	2,407,200	3,884,000	3,888,000	2,567,200
3,488,000	3,492,000	2,261,600	3,688,000	3,692,000	2,410,400	3,888,000	3,892,000	2,570,400
3,492,000	3,496,000	2,264,400	3,692,000	3,696,000	2,413,600	3,892,000	3,896,000	2,573,600
3,496,000	3,500,000	2,267,200	3,696,000	3,700,000	2,416,800	3,896,000	3,900,000	2,576,800
3,500,000	3,504,000	2,270,000	3,700,000	3,704,000	2,420,000	3,900,000	3,904,000	2,580,000
3,504,000	3,508,000	2,272,800	3,704,000	3,708,000	2,423,200	3,904,000	3,908,000	2,583,200
3,508,000	3,512,000	2,275,600	3,708,000	3,712,000	2,426,400	3,908,000	3,912,000	2,586,400
3,512,000	3,516,000	2,278,400	3,712,000	3,716,000	2,429,600	3,912,000	3,916,000	2,589,600
3,516,000	3,520,000	2,281,200	3,716,000	3,720,000	2,432,800	3,916,000	3,920,000	2,592,800
3,520,000	3,524,000	2,284,000	3,720,000	3,724,000	2,436,000	3,920,000	3,924,000	2,596,000
3,524,000	3,528,000	2,286,800	3,724,000	3,728,000	2,439,200	3,924,000	3,928,000	2,599,200
3,528,000	3,532,000	2,289,600	3,728,000	3,732,000	2,442,400	3,928,000	3,932,000	2,602,400
3,532,000	3,536,000	2,292,400	3,732,000	3,736,000	2,445,600	3,932,000	3,936,000	2,605,600
3,536,000	3,540,000	2,295,200	3,736,000	3,740,000	2,448,800	3,936,000	3,940,000	2,608,800
3,540,000	3,544,000	2,298,000	3,740,000	3,744,000	2,452,000	3,940,000	3,944,000	2,612,000
3,544,000	3,548,000	2,300,800	3,744,000	3,748,000	2,455,200	3,944,000	3,948,000	2,615,200
3,548,000	3,552,000	2,303,600	3,748,000	3,752,000	2,458,400	3,948,000	3,952,000	2,618,400
3,552,000	3,556,000	2,306,400	3,752,000	3,756,000	2,461,600	3,952,000	3,956,000	2,621,600
3,556,000	3,560,000	2,309,200	3,756,000	3,760,000	2,464,800	3,956,000	3,960,000	2,624,800
3,560,000	3,564,000	2,312,000	3,760,000	3,764,000	2,468,000	3,960,000	3,964,000	2,628,000
3,564,000	3,568,000	2,314,800	3,764,000	3,768,000	2,471,200	3,964,000	3,968,000	2,631,200
3,568,000	3,572,000	2,317,600	3,768,000	3,772,000	2,474,400	3,968,000	3,972,000	2,634,400

(五)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,972,000	3,976,000	2,637,600	4,172,000	4,176,000	2,797,600	4,372,000	4,376,000	2,957,600
3,976,000	3,980,000	2,640,800	4,176,000	4,180,000	2,800,800	4,376,000	4,380,000	2,960,800
3,980,000	3,984,000	2,644,000	4,180,000	4,184,000	2,804,000	4,380,000	4,384,000	2,964,000
3,984,000	3,988,000	2,647,200	4,184,000	4,188,000	2,807,200	4,384,000	4,388,000	2,967,200
3,988,000	3,992,000	2,650,400	4,188,000	4,192,000	2,810,400	4,388,000	4,392,000	2,970,400
3,992,000	3,996,000	2,653,600	4,192,000	4,196,000	2,813,600	4,392,000	4,396,000	2,973,600
3,996,000	4,000,000	2,656,800	4,196,000	4,200,000	2,816,800	4,396,000	4,400,000	2,976,800
4,000,000	4,004,000	2,660,000	4,200,000	4,204,000	2,820,000	4,400,000	4,404,000	2,980,000
4,004,000	4,008,000	2,663,200	4,204,000	4,208,000	2,823,200	4,404,000	4,408,000	2,983,200
4,008,000	4,012,000	2,666,400	4,208,000	4,212,000	2,826,400	4,408,000	4,412,000	2,986,400
4,012,000	4,016,000	2,669,600	4,212,000	4,216,000	2,829,600	4,412,000	4,416,000	2,989,600
4,016,000	4,020,000	2,672,800	4,216,000	4,220,000	2,832,800	4,416,000	4,420,000	2,992,800
4,020,000	4,024,000	2,676,000	4,220,000	4,224,000	2,836,000	4,420,000	4,424,000	2,996,000
4,024,000	4,028,000	2,679,200	4,224,000	4,228,000	2,839,200	4,424,000	4,428,000	2,999,200
4,028,000	4,032,000	2,682,400	4,228,000	4,232,000	2,842,400	4,428,000	4,432,000	3,002,400
4,032,000	4,036,000	2,685,600	4,232,000	4,236,000	2,845,600	4,432,000	4,436,000	3,005,600
4,036,000	4,040,000	2,688,800	4,236,000	4,240,000	2,848,800	4,436,000	4,440,000	3,008,800
4,040,000	4,044,000	2,692,000	4,240,000	4,244,000	2,852,000	4,440,000	4,444,000	3,012,000
4,044,000	4,048,000	2,695,200	4,244,000	4,248,000	2,855,200	4,444,000	4,448,000	3,015,200
4,048,000	4,052,000	2,698,400	4,248,000	4,252,000	2,858,400	4,448,000	4,452,000	3,018,400
4,052,000	4,056,000	2,701,600	4,252,000	4,256,000	2,861,600	4,452,000	4,456,000	3,021,600
4,056,000	4,060,000	2,704,800	4,256,000	4,260,000	2,864,800	4,456,000	4,460,000	3,024,800
4,060,000	4,064,000	2,708,000	4,260,000	4,264,000	2,868,000	4,460,000	4,464,000	3,028,000
4,064,000	4,068,000	2,711,200	4,264,000	4,268,000	2,871,200	4,464,000	4,468,000	3,031,200
4,068,000	4,072,000	2,714,400	4,268,000	4,272,000	2,874,400	4,468,000	4,472,000	3,034,400
4,072,000	4,076,000	2,717,600	4,272,000	4,276,000	2,877,600	4,472,000	4,476,000	3,037,600
4,076,000	4,080,000	2,720,800	4,276,000	4,280,000	2,880,800	4,476,000	4,480,000	3,040,800
4,080,000	4,084,000	2,724,000	4,280,000	4,284,000	2,884,000	4,480,000	4,484,000	3,044,000
4,084,000	4,088,000	2,727,200	4,284,000	4,288,000	2,887,200	4,484,000	4,488,000	3,047,200
4,088,000	4,092,000	2,730,400	4,288,000	4,292,000	2,890,400	4,488,000	4,492,000	3,050,400
4,092,000	4,096,000	2,733,600	4,292,000	4,296,000	2,893,600	4,492,000	4,496,000	3,053,600
4,096,000	4,100,000	2,736,800	4,296,000	4,300,000	2,896,800	4,496,000	4,500,000	3,056,800
4,100,000	4,104,000	2,740,000	4,300,000	4,304,000	2,900,000	4,500,000	4,504,000	3,060,000
4,104,000	4,108,000	2,743,200	4,304,000	4,308,000	2,903,200	4,504,000	4,508,000	3,063,200
4,108,000	4,112,000	2,746,400	4,308,000	4,312,000	2,906,400	4,508,000	4,512,000	3,066,400
4,112,000	4,116,000	2,749,600	4,312,000	4,316,000	2,909,600	4,512,000	4,516,000	3,069,600
4,116,000	4,120,000	2,752,800	4,316,000	4,320,000	2,912,800	4,516,000	4,520,000	3,072,800
4,120,000	4,124,000	2,756,000	4,320,000	4,324,000	2,916,000	4,520,000	4,524,000	3,076,000
4,124,000	4,128,000	2,759,200	4,324,000	4,328,000	2,919,200	4,524,000	4,528,000	3,079,200
4,128,000	4,132,000	2,762,400	4,328,000	4,332,000	2,922,400	4,528,000	4,532,000	3,082,400
4,132,000	4,136,000	2,765,600	4,332,000	4,336,000	2,925,600	4,532,000	4,536,000	3,085,600
4,136,000	4,140,000	2,768,800	4,336,000	4,340,000	2,928,800	4,536,000	4,540,000	3,088,800
4,140,000	4,144,000	2,772,000	4,340,000	4,344,000	2,932,000	4,540,000	4,544,000	3,092,000
4,144,000	4,148,000	2,775,200	4,344,000	4,348,000	2,935,200	4,544,000	4,548,000	3,095,200
4,148,000	4,152,000	2,778,400	4,348,000	4,352,000	2,938,400	4,548,000	4,552,000	3,098,400
4,152,000	4,156,000	2,781,600	4,352,000	4,356,000	2,941,600	4,552,000	4,556,000	3,101,600
4,156,000	4,160,000	2,784,800	4,356,000	4,360,000	2,944,800	4,556,000	4,560,000	3,104,800
4,160,000	4,164,000	2,788,000	4,360,000	4,364,000	2,948,000	4,560,000	4,564,000	3,108,000
4,164,000	4,168,000	2,791,200	4,364,000	4,368,000	2,951,200	4,564,000	4,568,000	3,111,200
4,168,000	4,172,000	2,794,400	4,368,000	4,372,000	2,954,400	4,568,000	4,572,000	3,114,400

(六)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
除後の給与		等 の 金 額	除後の給与		等 の 金 額	除後の給与		等 の 金 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,572,000	4,576,000	3,117,600	4,772,000	4,776,000	3,277,600	4,972,000	4,976,000	3,437,600
4,576,000	4,580,000	3,120,800	4,776,000	4,780,000	3,280,800	4,976,000	4,980,000	3,440,800
4,580,000	4,584,000	3,124,000	4,780,000	4,784,000	3,284,000	4,980,000	4,984,000	3,444,000
4,584,000	4,588,000	3,127,200	4,784,000	4,788,000	3,287,200	4,984,000	4,988,000	3,447,200
4,588,000	4,592,000	3,130,400	4,788,000	4,792,000	3,290,400	4,988,000	4,992,000	3,450,400
4,592,000	4,596,000	3,133,600	4,792,000	4,796,000	3,293,600	4,992,000	4,996,000	3,453,600
4,596,000	4,600,000	3,136,800	4,796,000	4,800,000	3,296,800	4,996,000	5,000,000	3,456,800
4,600,000	4,604,000	3,140,000	4,800,000	4,804,000	3,300,000	5,000,000	5,004,000	3,460,000
4,604,000	4,608,000	3,143,200	4,804,000	4,808,000	3,303,200	5,004,000	5,008,000	3,463,200
4,608,000	4,612,000	3,146,400	4,808,000	4,812,000	3,306,400	5,008,000	5,012,000	3,466,400
4,612,000	4,616,000	3,149,600	4,812,000	4,816,000	3,309,600	5,012,000	5,016,000	3,469,600
4,616,000	4,620,000	3,152,800	4,816,000	4,820,000	3,312,800	5,016,000	5,020,000	3,472,800
4,620,000	4,624,000	3,156,000	4,820,000	4,824,000	3,316,000	5,020,000	5,024,000	3,476,000
4,624,000	4,628,000	3,159,200	4,824,000	4,828,000	3,319,200	5,024,000	5,028,000	3,479,200
4,628,000	4,632,000	3,162,400	4,828,000	4,832,000	3,322,400	5,028,000	5,032,000	3,482,400
4,632,000	4,636,000	3,165,600	4,832,000	4,836,000	3,325,600	5,032,000	5,036,000	3,485,600
4,636,000	4,640,000	3,168,800	4,836,000	4,840,000	3,328,800	5,036,000	5,040,000	3,488,800
4,640,000	4,644,000	3,172,000	4,840,000	4,844,000	3,332,000	5,040,000	5,044,000	3,492,000
4,644,000	4,648,000	3,175,200	4,844,000	4,848,000	3,335,200	5,044,000	5,048,000	3,495,200
4,648,000	4,652,000	3,178,400	4,848,000	4,852,000	3,338,400	5,048,000	5,052,000	3,498,400
4,652,000	4,656,000	3,181,600	4,852,000	4,856,000	3,341,600	5,052,000	5,056,000	3,501,600
4,656,000	4,660,000	3,184,800	4,856,000	4,860,000	3,344,800	5,056,000	5,060,000	3,504,800
4,660,000	4,664,000	3,188,000	4,860,000	4,864,000	3,348,000	5,060,000	5,064,000	3,508,000
4,664,000	4,668,000	3,191,200	4,864,000	4,868,000	3,351,200	5,064,000	5,068,000	3,511,200
4,668,000	4,672,000	3,194,400	4,868,000	4,872,000	3,354,400	5,068,000	5,072,000	3,514,400
4,672,000	4,676,000	3,197,600	4,872,000	4,876,000	3,357,600	5,072,000	5,076,000	3,517,600
4,676,000	4,680,000	3,200,800	4,876,000	4,880,000	3,360,800	5,076,000	5,080,000	3,520,800
4,680,000	4,684,000	3,204,000	4,880,000	4,884,000	3,364,000	5,080,000	5,084,000	3,524,000
4,684,000	4,688,000	3,207,200	4,884,000	4,888,000	3,367,200	5,084,000	5,088,000	3,527,200
4,688,000	4,692,000	3,210,400	4,888,000	4,892,000	3,370,400	5,088,000	5,092,000	3,530,400
4,692,000	4,696,000	3,213,600	4,892,000	4,896,000	3,373,600	5,092,000	5,096,000	3,533,600
4,696,000	4,700,000	3,216,800	4,896,000	4,900,000	3,376,800	5,096,000	5,100,000	3,536,800
4,700,000	4,704,000	3,220,000	4,900,000	4,904,000	3,380,000	5,100,000	5,104,000	3,540,000
4,704,000	4,708,000	3,223,200	4,904,000	4,908,000	3,383,200	5,104,000	5,108,000	3,543,200
4,708,000	4,712,000	3,226,400	4,908,000	4,912,000	3,386,400	5,108,000	5,112,000	3,546,400
4,712,000	4,716,000	3,229,600	4,912,000	4,916,000	3,389,600	5,112,000	5,116,000	3,549,600
4,716,000	4,720,000	3,232,800	4,916,000	4,920,000	3,392,800	5,116,000	5,120,000	3,552,800
4,720,000	4,724,000	3,236,000	4,920,000	4,924,000	3,396,000	5,120,000	5,124,000	3,556,000
4,724,000	4,728,000	3,239,200	4,924,000	4,928,000	3,399,200	5,124,000	5,128,000	3,559,200
4,728,000	4,732,000	3,242,400	4,928,000	4,932,000	3,402,400	5,128,000	5,132,000	3,562,400
4,732,000	4,736,000	3,245,600	4,932,000	4,936,000	3,405,600	5,132,000	5,136,000	3,565,600
4,736,000	4,740,000	3,248,800	4,936,000	4,940,000	3,408,800	5,136,000	5,140,000	3,568,800
4,740,000	4,744,000	3,252,000	4,940,000	4,944,000	3,412,000	5,140,000	5,144,000	3,572,000
4,744,000	4,748,000	3,255,200	4,944,000	4,948,000	3,415,200	5,144,000	5,148,000	3,575,200
4,748,000	4,752,000	3,258,400	4,948,000	4,952,000	3,418,400	5,148,000	5,152,000	3,578,400
4,752,000	4,756,000	3,261,600	4,952,000	4,956,000	3,421,600	5,152,000	5,156,000	3,581,600
4,756,000	4,760,000	3,264,800	4,956,000	4,960,000	3,424,800	5,156,000	5,160,000	3,584,800
4,760,000	4,764,000	3,268,000	4,960,000	4,964,000	3,428,000	5,160,000	5,164,000	3,588,000
4,764,000	4,768,000	3,271,200	4,964,000	4,968,000	3,431,200	5,164,000	5,168,000	3,591,200
4,768,000	4,772,000	3,274,400	4,968,000	4,972,000	3,434,400	5,168,000	5,172,000	3,594,400

(七)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,172,000	5,176,000	3,597,600	5,372,000	5,376,000	3,757,600	5,572,000	5,576,000	3,917,600
5,176,000	5,180,000	3,600,800	5,376,000	5,380,000	3,760,800	5,576,000	5,580,000	3,920,800
5,180,000	5,184,000	3,604,000	5,380,000	5,384,000	3,764,000	5,580,000	5,584,000	3,924,000
5,184,000	5,188,000	3,607,200	5,384,000	5,388,000	3,767,200	5,584,000	5,588,000	3,927,200
5,188,000	5,192,000	3,610,400	5,388,000	5,392,000	3,770,400	5,588,000	5,592,000	3,930,400
5,192,000	5,196,000	3,613,600	5,392,000	5,396,000	3,773,600	5,592,000	5,596,000	3,933,600
5,196,000	5,200,000	3,616,800	5,396,000	5,400,000	3,776,800	5,596,000	5,600,000	3,936,800
5,200,000	5,204,000	3,620,000	5,400,000	5,404,000	3,780,000	5,600,000	5,604,000	3,940,000
5,204,000	5,208,000	3,623,200	5,404,000	5,408,000	3,783,200	5,604,000	5,608,000	3,943,200
5,208,000	5,212,000	3,626,400	5,408,000	5,412,000	3,786,400	5,608,000	5,612,000	3,946,400
5,212,000	5,216,000	3,629,600	5,412,000	5,416,000	3,789,600	5,612,000	5,616,000	3,949,600
5,216,000	5,220,000	3,632,800	5,416,000	5,420,000	3,792,800	5,616,000	5,620,000	3,952,800
5,220,000	5,224,000	3,636,000	5,420,000	5,424,000	3,796,000	5,620,000	5,624,000	3,956,000
5,224,000	5,228,000	3,639,200	5,424,000	5,428,000	3,799,200	5,624,000	5,628,000	3,959,200
5,228,000	5,232,000	3,642,400	5,428,000	5,432,000	3,802,400	5,628,000	5,632,000	3,962,400
5,232,000	5,236,000	3,645,600	5,432,000	5,436,000	3,805,600	5,632,000	5,636,000	3,965,600
5,236,000	5,240,000	3,648,800	5,436,000	5,440,000	3,808,800	5,636,000	5,640,000	3,968,800
5,240,000	5,244,000	3,652,000	5,440,000	5,444,000	3,812,000	5,640,000	5,644,000	3,972,000
5,244,000	5,248,000	3,655,200	5,444,000	5,448,000	3,815,200	5,644,000	5,648,000	3,975,200
5,248,000	5,252,000	3,658,400	5,448,000	5,452,000	3,818,400	5,648,000	5,652,000	3,978,400
5,252,000	5,256,000	3,661,600	5,452,000	5,456,000	3,821,600	5,652,000	5,656,000	3,981,600
5,256,000	5,260,000	3,664,800	5,456,000	5,460,000	3,824,800	5,656,000	5,660,000	3,984,800
5,260,000	5,264,000	3,668,000	5,460,000	5,464,000	3,828,000	5,660,000	5,664,000	3,988,000
5,264,000	5,268,000	3,671,200	5,464,000	5,468,000	3,831,200	5,664,000	5,668,000	3,991,200
5,268,000	5,272,000	3,674,400	5,468,000	5,472,000	3,834,400	5,668,000	5,672,000	3,994,400
5,272,000	5,276,000	3,677,600	5,472,000	5,476,000	3,837,600	5,672,000	5,676,000	3,997,600
5,276,000	5,280,000	3,680,800	5,476,000	5,480,000	3,840,800	5,676,000	5,680,000	4,000,800
5,280,000	5,284,000	3,684,000	5,480,000	5,484,000	3,844,000	5,680,000	5,684,000	4,004,000
5,284,000	5,288,000	3,687,200	5,484,000	5,488,000	3,847,200	5,684,000	5,688,000	4,007,200
5,288,000	5,292,000	3,690,400	5,488,000	5,492,000	3,850,400	5,688,000	5,692,000	4,010,400
5,292,000	5,296,000	3,693,600	5,492,000	5,496,000	3,853,600	5,692,000	5,696,000	4,013,600
5,296,000	5,300,000	3,696,800	5,496,000	5,500,000	3,856,800	5,696,000	5,700,000	4,016,800
5,300,000	5,304,000	3,700,000	5,500,000	5,504,000	3,860,000	5,700,000	5,704,000	4,020,000
5,304,000	5,308,000	3,703,200	5,504,000	5,508,000	3,863,200	5,704,000	5,708,000	4,023,200
5,308,000	5,312,000	3,706,400	5,508,000	5,512,000	3,866,400	5,708,000	5,712,000	4,026,400
5,312,000	5,316,000	3,709,600	5,512,000	5,516,000	3,869,600	5,712,000	5,716,000	4,029,600
5,316,000	5,320,000	3,712,800	5,516,000	5,520,000	3,872,800	5,716,000	5,720,000	4,032,800
5,320,000	5,324,000	3,716,000	5,520,000	5,524,000	3,876,000	5,720,000	5,724,000	4,036,000
5,324,000	5,328,000	3,719,200	5,524,000	5,528,000	3,879,200	5,724,000	5,728,000	4,039,200
5,328,000	5,332,000	3,722,400	5,528,000	5,532,000	3,882,400	5,728,000	5,732,000	4,042,400
5,332,000	5,336,000	3,725,600	5,532,000	5,536,000	3,885,600	5,732,000	5,736,000	4,045,600
5,336,000	5,340,000	3,728,800	5,536,000	5,540,000	3,888,800	5,736,000	5,740,000	4,048,800
5,340,000	5,344,000	3,732,000	5,540,000	5,544,000	3,892,000	5,740,000	5,744,000	4,052,000
5,344,000	5,348,000	3,735,200	5,544,000	5,548,000	3,895,200	5,744,000	5,748,000	4,055,200
5,348,000	5,352,000	3,738,400	5,548,000	5,552,000	3,898,400	5,748,000	5,752,000	4,058,400
5,352,000	5,356,000	3,741,600	5,552,000	5,556,000	3,901,600	5,752,000	5,756,000	4,061,600
5,356,000	5,360,000	3,744,800	5,556,000	5,560,000	3,904,800	5,756,000	5,760,000	4,064,800
5,360,000	5,364,000	3,748,000	5,560,000	5,564,000	3,908,000	5,760,000	5,764,000	4,068,000
5,364,000	5,368,000	3,751,200	5,564,000	5,568,000	3,911,200	5,764,000	5,768,000	4,071,200
5,368,000	5,372,000	3,754,400	5,568,000	5,572,000	3,914,400	5,768,000	5,772,000	4,074,400

(八)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以	上	除後の給与 等の金額	以	上	除後の給与 等の金額	以	上	除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,772,000	5,776,000	4,077,600	5,972,000	5,976,000	4,237,600	6,172,000	6,176,000	4,397,600
5,776,000	5,780,000	4,080,800	5,976,000	5,980,000	4,240,800	6,176,000	6,180,000	4,400,800
5,780,000	5,784,000	4,084,000	5,980,000	5,984,000	4,244,000	6,180,000	6,184,000	4,404,000
5,784,000	5,788,000	4,087,200	5,984,000	5,988,000	4,247,200	6,184,000	6,188,000	4,407,200
5,788,000	5,792,000	4,090,400	5,988,000	5,992,000	4,250,400	6,188,000	6,192,000	4,410,400
5,792,000	5,796,000	4,093,600	5,992,000	5,996,000	4,253,600	6,192,000	6,196,000	4,413,600
5,796,000	5,800,000	4,096,800	5,996,000	6,000,000	4,256,800	6,196,000	6,200,000	4,416,800
5,800,000	5,804,000	4,100,000	6,000,000	6,004,000	4,260,000	6,200,000	6,204,000	4,420,000
5,804,000	5,808,000	4,103,200	6,004,000	6,008,000	4,263,200	6,204,000	6,208,000	4,423,200
5,808,000	5,812,000	4,106,400	6,008,000	6,012,000	4,266,400	6,208,000	6,212,000	4,426,400
5,812,000	5,816,000	4,109,600	6,012,000	6,016,000	4,269,600	6,212,000	6,216,000	4,429,600
5,816,000	5,820,000	4,112,800	6,016,000	6,020,000	4,272,800	6,216,000	6,220,000	4,432,800
5,820,000	5,824,000	4,116,000	6,020,000	6,024,000	4,276,000	6,220,000	6,224,000	4,436,000
5,824,000	5,828,000	4,119,200	6,024,000	6,028,000	4,279,200	6,224,000	6,228,000	4,439,200
5,828,000	5,832,000	4,122,400	6,028,000	6,032,000	4,282,400	6,228,000	6,232,000	4,442,400
5,832,000	5,836,000	4,125,600	6,032,000	6,036,000	4,285,600	6,232,000	6,236,000	4,445,600
5,836,000	5,840,000	4,128,800	6,036,000	6,040,000	4,288,800	6,236,000	6,240,000	4,448,800
5,840,000	5,844,000	4,132,000	6,040,000	6,044,000	4,292,000	6,240,000	6,244,000	4,452,000
5,844,000	5,848,000	4,135,200	6,044,000	6,048,000	4,295,200	6,244,000	6,248,000	4,455,200
5,848,000	5,852,000	4,138,400	6,048,000	6,052,000	4,298,400	6,248,000	6,252,000	4,458,400
5,852,000	5,856,000	4,141,600	6,052,000	6,056,000	4,301,600	6,252,000	6,256,000	4,461,600
5,856,000	5,860,000	4,144,800	6,056,000	6,060,000	4,304,800	6,256,000	6,260,000	4,464,800
5,860,000	5,864,000	4,148,000	6,060,000	6,064,000	4,308,000	6,260,000	6,264,000	4,468,000
5,864,000	5,868,000	4,151,200	6,064,000	6,068,000	4,311,200	6,264,000	6,268,000	4,471,200
5,868,000	5,872,000	4,154,400	6,068,000	6,072,000	4,314,400	6,268,000	6,272,000	4,474,400
5,872,000	5,876,000	4,157,600	6,072,000	6,076,000	4,317,600	6,272,000	6,276,000	4,477,600
5,876,000	5,880,000	4,160,800	6,076,000	6,080,000	4,320,800	6,276,000	6,280,000	4,480,800
5,880,000	5,884,000	4,164,000	6,080,000	6,084,000	4,324,000	6,280,000	6,284,000	4,484,000
5,884,000	5,888,000	4,167,200	6,084,000	6,088,000	4,327,200	6,284,000	6,288,000	4,487,200
5,888,000	5,892,000	4,170,400	6,088,000	6,092,000	4,330,400	6,288,000	6,292,000	4,490,400
5,892,000	5,896,000	4,173,600	6,092,000	6,096,000	4,333,600	6,292,000	6,296,000	4,493,600
5,896,000	5,900,000	4,176,800	6,096,000	6,100,000	4,336,800	6,296,000	6,300,000	4,496,800
5,900,000	5,904,000	4,180,000	6,100,000	6,104,000	4,340,000	6,300,000	6,304,000	4,500,000
5,904,000	5,908,000	4,183,200	6,104,000	6,108,000	4,343,200	6,304,000	6,308,000	4,503,200
5,908,000	5,912,000	4,186,400	6,108,000	6,112,000	4,346,400	6,308,000	6,312,000	4,506,400
5,912,000	5,916,000	4,189,600	6,112,000	6,116,000	4,349,600	6,312,000	6,316,000	4,509,600
5,916,000	5,920,000	4,192,800	6,116,000	6,120,000	4,352,800	6,316,000	6,320,000	4,512,800
5,920,000	5,924,000	4,196,000	6,120,000	6,124,000	4,356,000	6,320,000	6,324,000	4,516,000
5,924,000	5,928,000	4,199,200	6,124,000	6,128,000	4,359,200	6,324,000	6,328,000	4,519,200
5,928,000	5,932,000	4,202,400	6,128,000	6,132,000	4,362,400	6,328,000	6,332,000	4,522,400
5,932,000	5,936,000	4,205,600	6,132,000	6,136,000	4,365,600	6,332,000	6,336,000	4,525,600
5,936,000	5,940,000	4,208,800	6,136,000	6,140,000	4,368,800	6,336,000	6,340,000	4,528,800
5,940,000	5,944,000	4,212,000	6,140,000	6,144,000	4,372,000	6,340,000	6,344,000	4,532,000
5,944,000	5,948,000	4,215,200	6,144,000	6,148,000	4,375,200	6,344,000	6,348,000	4,535,200
5,948,000	5,952,000	4,218,400	6,148,000	6,152,000	4,378,400	6,348,000	6,352,000	4,538,400
5,952,000	5,956,000	4,221,600	6,152,000	6,156,000	4,381,600	6,352,000	6,356,000	4,541,600
5,956,000	5,960,000	4,224,800	6,156,000	6,160,000	4,384,800	6,356,000	6,360,000	4,544,800
5,960,000	5,964,000	4,228,000	6,160,000	6,164,000	4,388,000	6,360,000	6,364,000	4,548,000
5,964,000	5,968,000	4,231,200	6,164,000	6,168,000	4,391,200	6,364,000	6,368,000	4,551,200
5,968,000	5,972,000	4,234,400	6,168,000	6,172,000	4,394,400	6,368,000	6,372,000	4,554,400

(九)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以	上	除後の給与 等の金額	以	上	除後の給与 等の金額	以	上	除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,372,000	6,376,000	4,557,600	6,472,000	6,476,000	4,637,600	6,572,000	6,576,000	4,717,600
6,376,000	6,380,000	4,560,800	6,476,000	6,480,000	4,640,800	6,576,000	6,580,000	4,720,800
6,380,000	6,384,000	4,564,000	6,480,000	6,484,000	4,644,000	6,580,000	6,584,000	4,724,000
6,384,000	6,388,000	4,567,200	6,484,000	6,488,000	4,647,200	6,584,000	6,588,000	4,727,200
6,388,000	6,392,000	4,570,400	6,488,000	6,492,000	4,650,400	6,588,000	6,592,000	4,730,400
6,392,000	6,396,000	4,573,600	6,492,000	6,496,000	4,653,600	6,592,000	6,596,000	4,733,600
6,396,000	6,400,000	4,576,800	6,496,000	6,500,000	4,656,800	6,596,000	6,600,000	4,736,800
6,400,000	6,404,000	4,580,000	6,500,000	6,504,000	4,660,000			
6,404,000	6,408,000	4,583,200	6,504,000	6,508,000	4,663,200			
6,408,000	6,412,000	4,586,400	6,508,000	6,512,000	4,666,400			
6,412,000	6,416,000	4,589,600	6,512,000	6,516,000	4,669,600	6,600,000	10,000,000	給与等の金額に 90%を乗じて算 出した金額から 1,200,000円を控 除した金額
6,416,000	6,420,000	4,592,800	6,516,000	6,520,000	4,672,800			
6,420,000	6,424,000	4,596,000	6,520,000	6,524,000	4,676,000			
6,424,000	6,428,000	4,599,200	6,524,000	6,528,000	4,679,200			
6,428,000	6,432,000	4,602,400	6,528,000	6,532,000	4,682,400			
6,432,000	6,436,000	4,605,600	6,532,000	6,536,000	4,685,600	10,000,000	20,000,000	給与等の金額に 95%を乗じて算 出した金額から 1,700,000円を控 除した金額
6,436,000	6,440,000	4,608,800	6,536,000	6,540,000	4,688,800			
6,440,000	6,444,000	4,612,000	6,540,000	6,544,000	4,692,000			
6,444,000	6,448,000	4,615,200	6,544,000	6,548,000	4,695,200			
6,448,000	6,452,000	4,618,400	6,548,000	6,552,000	4,698,400			
6,452,000	6,456,000	4,621,600	6,552,000	6,556,000	4,701,600	20,000,000 円		17,300,000 円
6,456,000	6,460,000	4,624,800	6,556,000	6,560,000	4,704,800			
6,460,000	6,464,000	4,628,000	6,560,000	6,564,000	4,708,000			
6,464,000	6,468,000	4,631,200	6,564,000	6,568,000	4,711,200			
6,468,000	6,472,000	4,634,400	6,568,000	6,572,000	4,714,400			

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が6,600,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

(消費税法の一部改正)

第三条 消費税法の一部を次のように改正する。

第三十条中「法律」の下に「第十二条の二及び」を加える。

第九條第二項第一号ロ中「消費税額」の下に「に百分の百二十五を乗じて算出した金額を加え、同条第四項中(次条第一項若しくは第二項、第十一項又は第十二条第一項から第五項までの規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間(以下この項において「相続等に係る課税期間」という。)を除く。及び「相続等に係る課税期間」という。)を除く。及び「及び相続等に係る課税期間」を削り、同条に次の一項を加える。

8 やむを得ない事情があるため第四項又は第五項の規定による届出書を第四項の規定の適用を受けようとし、又は受けることをやめようとする課税期間の初日の前日までに提出できなかつた場合における同項又は前項の規定の適用の特例については、政令で定める。

第十二条の次に次の一項を加える。

(基準期間がない法人の納税義務の免除の特例)

第十二条の二 その事業年度の基準期間がない法人(社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二條(定義)に規定する社会福祉法人その他の専ら別表第一に掲げる資産の譲渡等を行うことを目的として設立された法人で政令で定めるものを除く。)のうち、当該事業年度開始の日における資本又は出資の金額が千円以上である法人(第九條第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されない法人を除く。以下この条において「新設法人」という。)については、当該新設法人の基準期間がない事業年度(第十一條第三項若しくは第四項又は前条第一項若しくは第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる事業年度を除く。)における課税資産の譲渡等については、

第九條第一項本文の規定は、適用しない。

第二十八條第一項中「課されるべき消費税を課税標準として課されるべき地方消費税額」に改める。

第二十九條中「百分の三」を「百分の四」に改める。

第三十條第一項中「百分の三」を「百分の四」に改め、同条第六項中「消費税額」を「消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額(これらの税額に係る)に改め、同条第七項中「又は請求書等」を「及び請求書等(同項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が少額である場合その他の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿)」に改め、同条第八項第二号中「イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニを削り、同号に次のように加える。

ハ 課税貨物の引取りに係る消費税額及び地方消費税額又はその合計額

第三十條第九項第一号中「他の事業者」の下に「(当該課税資産の譲渡等が卸売市場においてせり売又は入札の方法により行われるものその他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われるものである場合には、当該媒介又は取次ぎに係る業務を行う者)」を、「消費税額」の下に「及び地方消費税額」を加え、同条第二号二中「及び引取りに係る消費税額」を「並びに引取りに係る消費税額及び地方消費税額」に改め、同条を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一項を加える。

二 事業者がその行った課税仕入れにつき作成する仕入明細書、仕入計算書その他これらに類する書類で次に掲げる事項が記載されているもの(当該書類に記載されている事項につき、当該課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限り。)

イ 書類の作成者の氏名又は名称

口 課税仕入れの相手方の氏名又は名称

ハ 課税仕入れを行った年月日(課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税仕入れにつきまとめて当該書類を作成する場合に、当該一定の期間)

ニ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容

ホ 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額

第三十條第十項中「又は」を「及び」に改める。

第三十二條第一項第一号及び第三十六條第一項中「百分の三」を「百分の四」に改める。

第三十七條第一項中「四億円」を「二億円」に改め、同条に次の一項を加える。

5 やむを得ない事情があるため第一項又は第二項の規定による届出書を第一項の規定の適用を受けようとし、又は受けることをやめようとする課税期間の初日の前日までに提出できなかつた場合における同項又は前項の規定の適用の特例については、政令で定める。

第三十八條第一項中「百分の三」を「百分の五」に、「百分の三」を「百分の四」に改める。

第三十九條第一項中「百分の三」を「百分の四」に改める。

第四十條を次のように改める。

第四十條 削除

第四十二條第一項、第四項及び第六項中「二十五万円」を「百万円」に改め、同条第八項中「三十万円」を「二十四万円」に改める。

第四十三條第一項第三号中「二まで」を「八まで」に改め、同条第三項中「と、第四十條第二項中「第四十五條第一項の規定による申告書」とあるのは「第四十二條第一項、第四項、第六項又は第八項の規定による申告書で第四十三條第一項各号に掲げる事項を記載したもの」を削り、同条に次の一項を加える。

4 第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書には、大蔵省令で定めるところにより、同項に規定する中間申告対象期間中の資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れ等の税額(第三十條第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。以下この章において同じ。)の明細その他の事項を記載した書類を添付しなければならない。

第四十五條第一項第三号二を削り、同条第二項中「第一項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項の規定による申告書には、大蔵省令で定めるところにより、当該課税期間中の資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れ等の税額の明細その他の事項を記載した書類を添付しなければならない。

第四十六條に次の一項を加える。

3 第一項の規定による申告書には、大蔵省令で定めるところにより、当該課税期間中の資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れ等の税額の明細その他の事項を記載した書類を添付しなければならない。

譲渡等の対価の額及び課税仕入れ等の税額

(第三十條第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。以下この章において同じ。)の明細その他の事項を記載した書類を添付しなければならない。

第四十五條第一項第三号二を削り、同条第二項中「第一項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項の規定による申告書には、大蔵省令で定めるところにより、当該課税期間中の資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れ等の税額の明細その他の事項を記載した書類を添付しなければならない。

第四十六條に次の一項を加える。

3 第一項の規定による申告書には、大蔵省令で定めるところにより、当該課税期間中の資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れ等の税額の明細その他の事項を記載した書類を添付しなければならない。

第五十七條第一号中「課税売上高」の下に「(第九條第一項に規定する基準期間における課税売上高をいう。次号において同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 第十二條の二に規定する新設法人に該当することとなつた事業者は、当該事業者が新設法人に該当することとなつた旨を記載した届出書を速やかに当該事業者の納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

第六十條第六項中「第四十條」を「第三十九條」に改める。

第七十條第一項中「代表者」の下に「(人格のない社団等の管理人を含む。)」を加える。

別表第一第七号イ中「(昭和二十六年法律第四十五号)」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年一月一日から施行する。ただし、第三条の規定並びに附則第七条

平成六年十一月二十五日 参議院會議録第九号

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案

六〇

から第二十四条まで及び第二十八条の規定は、平成九年四月一日から施行する。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の所得税法(以下「新所得税法」という。)の規定は、平成七年分以後の所得税について適用し、平成六年分以前の所得税については、なお従前の例による。(平成七年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例)

第三条 居住者の平成七年分の所得税については、新所得税法第四十一条(予定納税額の納付)に規定する予定納税基準額(以下この条において「予定納税基準額」という。)は、次項の規定の適用がある場合を除き、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(同項において「基準所得税額」という。)によるものとする。

一 その者の平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法(平成六年法律第二十九号)第三条(特別減税の額の控除)の規定の適用がないものとした場合における平成六年分の課税所得金額に係る所得税の額(当該課税所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、第一条の規定による改正前の所得税法(以下「旧所得税法」という。)(第四百四十一条第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した額とし、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第二条(所得税の軽減又は免除の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算した額とする。以下この号において「調整後所得税額」という。))から当該調整後所得税額の百

分の二十に相当する金額(当該金額が二百万円を超える場合には、二百万円)を控除した金額

二 その者の平成六年分の課税所得金額の計算の基礎となつた各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額(当該各種所得のうち一時所得、雑所得又は雑所得に該当しない臨時所得がある場合にはこれらの所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額を、平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法第九条(居住者の平成六年一月から同年六月までの間に支払われた給与等に係る特別減税額の控除)の規定により還付を受けた金額がある場合には当該還付を受けた金額を、それぞれ控除した額)

2 基準所得税額の計算の基礎となつた課税所得金額(平成六年分の所得税について旧所得税法第九十条第一項(変動所得及び臨時所得の平均課税)の規定の適用があつた場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧所得税法第四百四十一条第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。)(三千万円以上である居住者の平成七年分の所得税に係る予定納税基準額を、その者の基準所得税額から十四万五千円を控除した金額によるものとする。

3 非居住者の平成七年分の所得税に係る予定納税基準額は、前二項の規定に準じて計算したところによる。

第四条 平成七年において純損失の金額がある場合における新所得税法第四十一条第一項(純損失の繰戻しによる還付の請求)又は第四百一

条第一項(相続人等の純損失の繰戻しによる還付の請求)(これらの規定を新所得税法第六十六条(非居住者の総合課税に係る所得税の申告、納付及び還付)において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、旧所得税法第二編第三章第一節(税率)又は第六十五條(非居住者の総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算)の規定を適用して計算した所得税の額から当該所得税の額の百分の二十に相当する金額(当該金額が二百万円を超える場合には、二百万円)を控除した金額による。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置) 第五条 新所得税法第四編第二章第一節(給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額)の規定及び新所得税法別表第二から別表第四までは、平成七年一月一日以後に支払うべき新所得税法第八十三條第一項(給与所得に係る源泉徴収義務)に規定する給与等(以下この条において「給与等」という。))について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

(公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置) 第六条 新所得税法第二百三十三條の三(公的年金等に係る徴収税額)の規定は、平成七年一月一日以後に支払うべき新所得税法第二百三十三條の二(公的年金等に係る源泉徴収義務)に規定する公的年金等(以下この条において「公的年金等」という。))について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

(消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則) 第七条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の消費税法(以下「新消費税法」という。))の規定は、平成九年四月一日(以下「適用日」という。))以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに

適用日以後に保税地域から引き取られる外国貨物に係る消費税について適用し、適用日前に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び適用日前に国内において事業者が行つた課税仕入れ並びに適用日前に保税地域から引き取つた外国貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

(小規模事業者に係る納税義務の免除に関する経過措置) 第八条 事業者が、適用日前に国内において行つた課税資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第九号(定義)に規定する課税資産の譲渡等)をいう。以下同じ)につき、同項第十四号に規定する基準期間中に新消費税法第三十八條第一項(売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除)に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る新消費税法第九條第一項(小規模事業者に係る納税義務の免除、第一項第四項(合併があつた場合の納税義務の免除の特例)又は第十二條第二項(分割があつた場合の納税義務の免除の特例)に規定する基準期間における課税売上高の計算については、なお従前の例による。

(基準期間がない法人の納税義務の免除の特例に関する経過措置) 第九条 新消費税法第十二條の二(基準期間がない法人の納税義務の免除の特例)の規定は、適用日以後に同条に規定する新設法人に該当することとなつた事業者について適用する。

(旅客運賃等の税率等に関する経過措置) 第十条 事業者が、旅客運賃、映画又は演劇を催す場所への入場料金その他の不特定かつ多数の者に対する課税資産の譲渡等に係る対価で政令で定めるものを適用日前に領収している場合において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等を適用日以後に行うときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、第三条の規定

による改正前の消費税法(以下「旧消費税法」という。第二十九条(税率)に規定する税率による。

2 事業者が継続的に供給し、又は提供すること
を約する契約に基づき行う電気、ガス、水道水
及び電気通信役務(電気通信事業法(昭和五十九
年法律第八十六号)第二条第三号(定義)に規定
する電気通信役務をいう。)で適用日前から継続
して供給し、又は提供しているものの供給又は
提供その他の政令で定める課税資産の譲渡等
で適用日から平成九年四月三十日までの間に料
金の支払を受ける権利が確定するもの(適用日以
後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日
が同月三十日後であるもの(以下この項におい
て「特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等」と
いう。))にあつては、当該確定したもののうち、
政令で定める部分(の当該確定した料金(特定継
続供給等に係る課税資産の譲渡等)にあつては、
当該確定した料金のうち当該政令で定める部分
に対応する部分に限る。))に係る課税資産の譲渡
等に係る消費税については、旧消費税法第二十
九条に規定する税率による。

3 事業者が、昭和六十三年十二月三十日から平
成八年十月一日(以下「指定日」という。)の前日
までの間に締結した工事(製造を含む。)の請負
に係る契約(これに類する政令で定める契約を
含む。)に基づき、適用日以後に当該契約に係る
課税資産の譲渡等を行う場合には、当該課税資
産の譲渡等(指定日以後に当該契約に係る対価
の額が増額された場合には、当該増額される前
の対価の額に相当する部分に限る。))に係る消費
税については、旧消費税法第二十九条に規定す
る税率による。

4 事業者が、昭和六十三年十二月三十日から指
定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに
係る契約に基づき、適用日前から適用日以後引
き続き当該契約に係る資産の貸付けを行ってい
る場合において、当該契約の内容が、第一号及

び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件に
該当するときは、適用日以後に行う当該資産の
貸付けに係る消費税については、旧消費税法第
二十九条に規定する税率による。ただし、指定
日以後に当該資産の貸付けの対価の額の変更が
行われた場合には、当該変更後における当該資
産の貸付けについては、この限りでない。

一 当該契約に係る資産の貸付けの期間及び当
該期間中の対価の額が定められていること。
二 事業者が事情の変更その他の理由により当
該対価の額の変更を求めることができる旨の
定めがないこと。

三 契約期間中に当事者の一方又は双方がい
つでも解約の申入れをすることができ旨の定
めがないことその他対価に関する契約の内容
が政令で定める要件に該当していること。

5 事業者が、昭和六十三年十二月三十日から指
定日の前日までの間に締結した役務の提供に係
る契約で当該契約の性質上当該役務の提供の時
期をあらかじめ定めることができないもので
あつて、当該役務の提供に先立って対価の全部
又は一部が分割して支払われる契約として政令
で定めるものに基づき、適用日以後に当該契約
に係る役務の提供を行う場合において、当該契
約の内容が次に掲げる要件に該当するときは、
当該役務の提供に係る消費税については、旧消
費税法第二十九条に規定する税率による。た
だし、指定日以後において当該役務の提供の対
価の額の変更が行われた場合は、この限りでな
い。

一 当該契約に係る役務の提供の対価の額が定
められていること。

二 事業者が事情の変更その他の理由により当
該対価の額の変更を求めることができる旨の
定めがないこと。

6 第一項から第三項まで、第四項本文又は前項
本文の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等に
係る新消費税法第三十八条第一項(売上げに係

る対価の返還等をした場合の消費税額の控除)
及び第三十九条第一項(貸倒れに係る消費税額
の控除等)の規定の適用については、新消費税
法第三十八条第一項中「百分の五」とあるのは
「百分の三」と、「百分の四」とあるのは「百
分の三」と、新消費税法第三十九条第一項中「百
分の四」とあるのは「百分の三」とする。

7 事業者が第一項から第三項まで、第四項本文
又は第五項本文の規定の適用を受けた事業者か
らこれらの規定の適用を受けた課税資産の譲渡
等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、
又は当該課税資産の譲渡等に係る役務の提供を
受けた場合における新消費税法第三十条第一項
(仕入れに係る消費税額の控除)、第三十二条第
一項(仕入れに係る消費税額の控除)及び第
三十六条第一項(納税義務の免除を受けないこ
となつた場合等の棚卸資産に係る消費税額の
調整)の規定の適用については、これらの規定
中「百分の四」とあるのは、「百分の三」とす
る。

8 事業者が、第三項又は第四項本文の規定の適
用を受けた課税資産の譲渡等を行った場合に
は、その相手方に対し当該課税資産の譲渡等が
これらの規定の適用を受けたものであることに
ついて書面により通知するものとする。

(割賦販売等)に係る資産の譲渡等の時期の特例
を受ける場合における税率等に関する経過措
置)

第十一条 事業者が、適用日前に行つた消費税法
第十五条第一項(割賦販売等)に係る資産の譲渡
等の時期の特例)に規定する棚卸資産又は役務
の割賦販売等につき同項の規定の適用を受けた
場合において、当該割賦販売等に係る賦払金の
額で適用日以後にその支払の期日が到来するも
のがあつたときは、当該賦払金に係る部分の課税
資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費
税法第二十九条(税率)に規定する税率による。

2 前条第六項の規定は、前項の規定の適用を受
ける場合について準用する。
(延払条件付販売等)に係る資産の譲渡等の時期
の特例を受ける場合における税率等に関する経
過措置)

第十二条 事業者が、適用日前に行つた消費税法
第十六条第一項(延払条件付販売等)に係る資産
の譲渡等の時期の特例)に規定する延払条件付
販売等につき同項の規定の適用を受けた場合に
おいて、当該延払条件付販売等に係る賦払金の
額で適用日以後にその支払の期日が到来するも
のがあつたときは、当該賦払金に係る部分の課税
資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費
税法第二十九条(税率)に規定する税率による。

2 附則第十条第六項の規定は、前項の規定の適
用を受ける場合について準用する。
(長期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の
特例を受ける場合における税率等に関する経過
措置)

第十三条 事業者が、指定日から適用日の前日ま
での間に締結した消費税法第十七条第一項(長
期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特
例)に規定する長期工事の請負に係る契約に基
づき、適用日以後に当該契約に係る目的物の引
渡しを行う場合において、当該長期工事に係る
対価の額につき、適用日の属する年又は事業年
度以前の年又は事業年度において同項に規定す
る工事進行基準の方法により経理した金額があ
り、かつ、同項の規定の適用を受けるときは、
当該長期工事の目的物のうち当該長期工事の着
手の日から適用日の前日までの期間に対応する
部分の対価の額として政令で定めるところによ
り計算した金額に係る部分の課税資産の譲渡等
に係る消費税については、旧消費税法第二十九
条(税率)に規定する税率による。

2 附則第十条第六項の規定は、前項の規定の適
用を受ける場合について準用する。

3 附則第十条第七項の規定は、事業者が、第一

項の規定の適用を受けた事業者から同項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを受けた場合(当該引渡しを受けた目的物に係る対価の額のうち同項の規定の適用を受けた金額に係る部分に限る。)について準用する。

4 事業者が、第一項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを行った場合には、その相手方に対し当該目的物の引渡しと同項の規定の適用を受けたものである旨及び同項の規定の適用を受けた部分に係る対価の額を書面により通知するものとする。

(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置)

第十四条 消費税法第十八条第一項(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例)の個人事業者が、適用日前に行った課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等に係る対価の額を収入した日が適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条(税率)に規定する税率による。

2 附則第十条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

3 消費税法第十八条第一項の個人事業者が、適用日前に行った課税仕入れにつき、当該課税仕入れに係る費用の額を支出した日が適用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十条から第三十六条まで(仕入れに係る消費税額の控除等)の規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

(仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

第十五条 事業者が、適用日前に国内において行った課税仕入れにつき、適用日以後に新消費税法第三十二条第一項(仕入れに係る対価の返

還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例)に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例による。

(納税義務の免除を受けなかったこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整に関する経過措置)

第十六条 新消費税法第三十六条第一項(納税義務の免除を受けなかったこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整)の事業者が、適用日前に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は適用日前に保税地域から引き取った課税貨物で棚卸資産に該当するものを適用日以後有している場合には、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物で棚卸資産に該当するものに係る同項の規定による消費税額の調整については、なお従前の例による。

2 前項の規定は、新消費税法第三十六条第三項の個人事業者又は法人が同項の被相続人又は被合併法人の事業を承継した場合について準用する。この場合において、前項中「第三十六条第一項(納税義務の免除を受けなかったこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整)」とあるのは「第三十六条第三項」と、「事業者」とあるのは「個人事業者又は法人」と、「国内」とあるのは「同項の被相続人又は被合併法人が国内」と、「保税地域」とあるのは「同項の被相続人又は被合併法人が保税地域」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、新消費税法第三十六条第五項の事業者が、新消費税法第九条第一項本文(小規模事業者に係る納税義務の免除)の規定により消費税を納める義務が免除されることとなった場合について準用する。

(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

第十七条 新消費税法第三十七条第一項(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例)の規定は、適用日以後に開始する課税期間について適用し、適用日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

2 適用日前に提出された旧消費税法第三十七条第一項の規定による届出書は、新消費税法第三十七条第一項の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。

(売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に関する経過措置)

第十八条 新消費税法第三十八条第一項(売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除)に規定する事業者が、適用日前に国内において行った課税資産の譲渡等につき、適用日以後に同項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

(貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過措置)

第十九条 新消費税法第三十九条第一項(貸倒れに係る消費税額の控除等)に規定する事業者が、適用日前に国内において行った課税資産の譲渡等に係る売掛金その他の債権につき、同項に規定する事実が生じたため、適用日以後に当該課税資産の譲渡等の同項の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなった場合には、当該領収をすることができなくなった課税資産の譲渡等に係る同条の規定による消費税額の控除等については、なお従前の例による。

(小規模事業者等に係る限界控除に関する経過措置)

第二十条 旧消費税法第四十条第一項(小規模事業者等に係る限界控除)に規定する事業者の適用日前に開始した同項に規定する課税期間については、同条並びに旧消費税法第四十三条(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)及

び第四十五条(課税資産の譲渡等についての確定申告)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧消費税法第四十条第一項の事業者の適用日前に開始し、かつ、適用日以後に終了する同項に規定する課税期間については、同項中「金額」とあるのは「金額(当該金額が、十万円を十二で除しこれに当該課税期間の初日から平成九年三月三十一日までの期間の月数(以下この項において「適用日前の月数」という。)を乗じて計算した金額と八万円を十二で除しこれに当該課税期間の月数から適用日前の月数を控除した月数を乗じて計算した金額との合計額を超えるときは、当該合計額)」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第一項及び前項」とする。

(課税資産の譲渡等についての中間申告等に関する経過措置)

第二十一条 新消費税法第四十二条(課税資産の譲渡等についての中間申告)及び第四十三条(第四項を除く。)(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)の規定は、新消費税法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項に規定する課税期間が適用日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間が適用日前に開始した場合については、なお従前の例による。

2 新消費税法第四十三条第四項の規定は、同条第一項に規定する中間申告対象期間の末日が適用日以後である当該中間申告対象期間に係る同項に規定する中間申告書を提出する場合について適用する。

3 適用日以後に終了する課税期間(新消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間が同項の規定により一の課税期間とみなされる場合には、その末日が適用日以後である当該中間申告対象期間。以下この項において同じ。)においてこの附則の規定により旧消費税法第二十九条(税率)に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等が行われた場合における当該課税

期間に係る新消費税法第四十二條第一項、第四項、第六項又は第八項の規定による申告書で新消費税法第四十三條第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び新消費税法第四十五條第一項(課税資産の譲渡等)についての確定申告)の規定による申告書については、新消費税法第四十三條第一項第一号及び第四十五條第一項第一号中「課税標準額である金額の合計額」とあるのは、税率の異なることに区分した課税標準額である金額及びその合計額」と、新消費税法第四十三條第一項第二号及び第四十五條第一項第二号中「課税標準額」とあるのは「税率の異なることに区分した課税標準額」とする。

4 新消費税法第四十五條第五項及び第四十六條第三項(還付を受けるための申告)の規定は、適用日以後に終了する課税期間に係るこれらの規定に規定する申告書を提出する場合について適用する。

(国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置)

第二十二條 消費税法第六十條第二項(国、地方公共団体等に対する特例)の規定の適用を受ける国又は地方公共団体は、適用日前に行った課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度の末日が適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九條(税率)に規定する税率による。

2 附則第十條第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

3 消費税法第六十條第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体は、適用日前に行った課税仕入れにつき、当該課税仕入れの費用の支払をすべき会計年度の末日が適用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十條から第三十六條まで(仕入れに係る消費税額の控除等)並びに第六十條第四項及び第五項の規定による仕入れに係る消費税額の控除等につ

いては、なお従前の例による。

4 消費税法第六十條第三項の規定の適用を受ける同項に規定する法人が適用日前に行った課税資産の譲渡等及び課税仕入れに関する経過措置については、前三項の規定に準じて、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第二十三條 第三條の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる消費税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十四條 附則第七條から前条までに定めるもののほか、予約販売に係る書籍等に関する経過措置その他第三條の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二十五條 消費税の税率については、社会保障等に要する費用の財源を確保する観点、行政及び財政の改革の推進状況、租税特別措置等及び消費税に係る課税の適正化の状況、財政状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成八年九月三十日までに所要の措置を講ずるものとする。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十六條 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六號)の一部を次のように改正する。

第四十一條の十六を次のように改める。

第四十一條の十六 削除

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七條 平成六年分以前の所得税に係る前条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一條の十六第一項(特定扶養親族に係る扶養控除の特例)に規定する扶養控除の額については、なお従前の例による。

(郵便法の一部改正)

第二十八條 郵便法(昭和二十二年法律第六十

五號)の一部を次のように改正する。

第九十三條の前の見出し中「消費税法の施行等」を「消費税法の一部改正」に改め、同条第一項中「消費税法(昭和六十二年法律第八十號)」を「消費税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)第三條の規定」に改め、(地方税法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第百十號)及び所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第百九號)の施行に伴い郵便の役務の提供に要する費用が減少することとなるときは、当該減少することとなる費用の額を控除した額の費用)を削り、同条第三項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

第九十四條に第一項として次の一項を加える。

第二十七條の四第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により第一種郵便物等の料金が定められている間は、前条第一項中「第二十一條第二項から第四項まで及び第二十二條第二項」とあるのは「第二十七條の四第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」と、

「これらの規定に定める額」とあるのは「同条第一項の規定により定められた額」とする。

審査報告書

平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

平成六年十一月二十四日

参議院議長 原 文兵衛殿

大蔵委員長 西田 吉宏

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、平成七年分の所得税について、

平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

特別減税を実施しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴う減収見込額は、平年度において一兆三千七百六十億円と見込まれる。

平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三條により送付する。

平成六年十一月十一日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

(趣旨)

第一条 この法律は、平成七年分の所得税について、特別減税を行うため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住者 所得税法(昭和四十年法律第三十三號)第二十一條第三号に規定する居住者をいう。

二 非居住者 所得税法第六十四條第一項各号に掲げる非居住者をいう。

三 特別減税前の所得税額 平成七年分の所得税につき、この法律の規定を適用せず、かつ、所得税法第一編第二章第四節、第三章及び第四章並びに第六十五條の規定、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六號)第三條の三第四項後段、第八條の三第四項後段、第八條の四第一項後段、第九條、第九條の三

平成六年十一月二十五日 参議院會議録第九号 平成七年分所得稅の特別減稅のための臨時措置法案

六四

第一項後段、第九條の四第一項後段、第十條、第十條の二第三項及び第四項、第十條の三第三項から第五項まで及び第十一項、第十條の四第三項から第五項まで、第十一項及び第十七項から第二十項まで、第十條の五第四項、第二十四條、第二十五條、第二十八條の四、第二十八條の五、第二章第四節第二款から第八款まで、第三十七條の十、第三十七條の十二、第三十八條、第三十九條、第四十條の二第二項、第二章第五節、第四十一條の七第二項、第四十一條の十四、第四十一條の十五並びに第四十一條の十七の規定、租稅特別措置法の第一部を改正する法律(平成三年法律第十六号)附則第九條の規定、租稅特別措置法の第一部を改正する法律(平成五年法律第六十八号)附則第二條の規定、租稅特別措置法の第一部を改正する法律(平成六年法律第二十二号)附則第四條、第九條第五項及び第十條の規定並びに災害被害者に対する租稅の減免、徴收猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第二條の規定を適用して計算した所得稅の額をいう。

(特別減稅の額)
第四條 前條に規定する特別減稅の額は、居住者又は非居住者の特別減稅前の所得稅額に百分の十五を乗じて計算した金額(当該金額が五万円を超える場合には、五万円)とする。
(居住者の確定申告に係る特別減稅の額の控除)
第五條 居住者の平成七年分の所得稅に係る所得稅法第二百十條第一項第三号及び第五号の規定の適用については、同項第三号中「第三章(稅額の計算)」とあるのは「第三章(稅額の計算)及び平成七年分所得稅の特別減稅のための臨時措置法(平成六年法律第 号)第三條(特別減稅の額の控除)」と、同項第五号中「又は当該申告書」とあるのは「若しくは当該申告書」と、政令で定める金額がある場合には、当該金額」とあるのは「政令で定める金額又は平成七年分所得稅の特別減稅のための臨時措置法第八條若しくは第十條(居住者の平成七年一月から同年六月までの間に支払われた給与等に係る特別減稅額の控除等)の規定により還付を受けた所得稅の額がある場合には、これらの金額」とする。
(居住者の確定申告書の提出の特例)
第六條 居住者の平成七年分の所得稅に係る確定申告書の提出については、次に定めるところによる。

一 所得稅法第二百十條第一項の規定の適用については、同項中「配當控除の額」とあるのは、「配當控除の額と平成七年分所得稅の特別減稅のための臨時措置法第三條(特別減稅の額の控除)の規定により控除される特別減稅の額の合計額」とする。
二 所得稅法第二百十條第三項第三号の規定の適用については、同号中「交付される源泉徴収票」とあるのは、「交付される源泉徴収票(当該給与所得に係る第二十八條第一項(給与所得)に規定する給与等のうち第八十五條第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等については、当該給与等との金額その他必要な事項を証する書類として大蔵省令で定めるものを含む。)」とする。
(非居住者の確定申告に係る特別減稅の額の控除等)
第七條 前二條の規定は、非居住者の平成七年分の所得稅に係る所得稅の額の計算及び確定申告書の提出について準用する。
(居住者の平成七年一月から同年六月までの間に支払われた給与等に係る特別減稅額の控除)
第八條 給与等の支払者(以下この項、次條第二項及び第十一條において「給与支払者」という。)は、当該給与支払者から平成七年一月一日から同年六月三十日までの間に主たる給与等(居住者が所得稅法第九十四條第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した給与支払者から支払を受ける給与等をいう。以下この項及び第十一條において同じ。)の支払を受ける居住者で、かつ、同年六月一日において当該給与支払者から主たる給与等の支払を受ける者であるものに對し、同年六月当該給与支払者がこの項の規定による還付を同月以外の月において行うことにつき相当の理由があるとして認められる場合には、政令で定めるところにより、源泉徴収に係る所得稅の納稅地の所轄稅務署長が当該還付を行うことが適當であると認められた月)において、同年一月一日から同年六月三十日までの間に支払われた当該居住者に対する同年中の主たる給与等(次條第一項の規定の適用を受けたものを除く。)につき同法第四編第二章第一節の規定及び同法別表第二から別表第四までにより徴収された所得稅の額の合計額に百分の十五を乗じて計算した金額(当該金額が二万五千円を超える場合には、二万五千円)に相當する所得稅を還付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による所得稅の還付をする場合におけるその還付の方法、源泉徴収に関する所得稅法の規定の適用その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
(居住者の年末調整に係る給与特別減稅額の控除)
第九條 居住者の平成七年中に支払の確定した給与等に対する所得稅法第九十條の規定の適用については、同條第一号に掲げる所得稅の額の合計額は、当該合計額に相當する金額から前條第一項の規定により還付を受けた所得稅の額を控除した金額に相當する金額とし、同法第九十條第二号に掲げる稅額は、当該稅額に相當する金額から給与特別減稅額を控除した金額に相當する金額とする。
2 前項に規定する給与特別減稅額とは、居住者が所得稅法第九十四條第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した給与支払者から平成七年中に支払を受けた給与等につき同法第九十條の規定(租稅特別措置法第四十一條の二の規定、租稅特別措置法の第一部を改正する法律(平成三年法律第十六号)附則第九條の規定又は租稅特別措置法の第一部を改正する法律(平成五年法律第六十八号)附則第二條の規定)の適用がある場合には、これらの規定を含む。)を適用して求めた所得稅法第九十條第二号に掲げる稅額に百分の十五を乗じて計算した金額(当該金額が五万円を超える場合には、五万円)とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における所得稅法第二條第一項第四十五号の規定の適用については、同号中「第六章まで(源泉徴収)」とあるのは、「第六章まで(源泉徴収)及び平成七年分所得稅の特別減稅のための臨時措置法第九條第一項(居住者の年末調整に係る給与特別減稅額の控除)」とする。
(居住者の平成七年中に支払われた公的年金等に係る特別減稅額の控除)
第十條 所得稅法第二百三條の二に規定する公的年金等(以下この項及び次條において「公的年金

第三條 居住者又は非居住者の平成七年分の所得稅については、この法律の定めるところにより、その者の特別減稅前の所得稅額から特別減稅の額を控除する。

第三條 居住者又は非居住者の平成七年分の所得稅については、この法律の定めるところにより、その者の特別減稅前の所得稅額から特別減稅の額を控除する。

第三條 居住者又は非居住者の平成七年分の所得稅については、この法律の定めるところにより、その者の特別減稅前の所得稅額から特別減稅の額を控除する。

第三條 居住者又は非居住者の平成七年分の所得稅については、この法律の定めるところにより、その者の特別減稅前の所得稅額から特別減稅の額を控除する。

第三條 居住者又は非居住者の平成七年分の所得稅については、この法律の定めるところにより、その者の特別減稅前の所得稅額から特別減稅の額を控除する。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

等」という。の支払をする者(以下この項及び次条において「公的年金支払者」という。は、当該公的年金支払者から平成七年中に公的年金等(居住者が同法第二百三條の五第四項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の際に經由した公的年金支払者から支払を受けるものに限る。以下この項及び次条において同じ)の支払を受ける居住者で、かつ、次の各号に掲げる者に該当するものに対し、当該各号に定める期間に属する最終の支払月(当該公的年金支払者がこの項の規定による還付を当該最終の支払月以外の月において行うことにつき相当地の理由があると認められる場合には、政令で定めるところにより、源泉徴収に係る所得税の納税地の所轄税務署長が当該還付を行うことが適当であると認められた月)において、当該各号に定める期間内に支払われた当該居住者に対する同年中の公的年金等につき同法第四編第三章の二の規定により徴収された所得税の額の合計額に百分の十五を乗じて計算した金額(当該金額が二万五千円を超える場合には、二万五千円)に相当する所得税を、それぞれ還付しなければならぬ。

一 平成七年六月一日(政令で定める公的年金等にあつては、政令で定める日)において当該公的年金支払者から公的年金等の支払を受ける者である者 同年一月から同年六月までの期間

二 平成七年十二月一日(政令で定める公的年金等にあつては、政令で定める日)において当該公的年金支払者から公的年金等の支払を受ける者である者 同年七月から同年十二月までの期間

前項に定めるもののほか、同項の規定による所得税の還付をする場合におけるその還付の方法、源泉徴収に関する所得税法の規定の適用その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

平成六年十一月二十五日 参議院會議録第九号

(還付金の支払明細書)

第十一条 主たる給与等の支払を受ける居住者又は公的年金等の支払を受ける居住者に対し第八條第一項又は前条第一項の規定により所得税の還付をする給与支払者又は公的年金支払者は、大蔵省令で定めるところにより、その還付金の額その他必要な事項を記載した支払明細書を、その還付の際、その還付を受ける者に交付しなければならぬ。

(政令への委任)

第十二条 第五條から前条までに定めるもののほか、この法律の適用がある場合における所得税法その他の法令の規定に關する必要な技術的脱替えその他この法律の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成七年一月一日から施行する。

2 平成七年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例

第一項に規定する予定納税基準額の計算については、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)附則第三條第一項第一号中「控除した金額」とあるのは「控除した金額(以下この号において「特別減税調整後所得税額」という。)から当該特別減税調整後所得税額の百分の十五に相当する金額(当該金額が五万円を超える場合には、五万円)を控除した金額」と、同項第二号中「それぞれ控除した額」とあるのは「当該各種所得のうち給与所得がある場合には政令で定めるところにより給与所得の金額を課税総所得金額とみなして新所得税法第八十九條第一項の規定を適用して計算した所得税の額の百分の十五に相当する金額(当該金額が五万円を超える場合には、五万円)を、それぞれ控除した残額」と、同条第二項中

平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

「基準所得税額の」とあるのは「平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法(平成六年法律第 号)附則第二項(平成七年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例)の規定の適用がないものとした場合における基準所得税額の」と、「基準所得税額から十四万五千円」とあるのは「当該基準所得税額から十九万五千円(当該各種所得のうち給与所得がある場合には、政令で定めるところにより、給与所得の金額を課税総所得金額とみなして新所得税法第八十九條第一項の規定を適用して計算した所得税の額の百分の十五に相当する金額(当該金額が五万円を超える場合には、五万円)を控除した金額)」とする。

審査報告書

地方税法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成六年十一月二十四日

地方行政委員長 岩本 久人

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、活力ある豊かな福祉社会の実現を目指す観点に立つた今次の税制改革等の一環として、個人住民税について税率適用区分の見直し、基礎控除等の引上げ等を行い、及び平成七年度において定率による特別減税を実施するとともに、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、消費費と税に代えて、消費に広く負担を求める地方消費税を創設することにより地方税源の充実を図ることとし、あわせて税制改革に伴い、消費税に係る地方交付税の率を引き上げるほか、個人住民税に係る減税による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じようとする。

地方税法等の一部を改正する法律案

するものであつて、おおむね妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴い、地方税制の改正により平年度七千八百九十億円の増収、消費費と税の廃止により平年度一兆四千三百億円の減収、消費税に係る地方交付税の率の引上げにより平年度一兆五千七百七十億円の増収が、それぞれ見込まれる。

附帯決議

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続き厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

一、地方分権の推進や今後の少子、高齢化の進展に伴う地域福祉の充実等にかんがみ、地方団体が自主的に責任ある行政運営を推進できるよう、自主財源である地方税源の拡充を図るため、国と地方の税源配分の見直しを検討すること。あわせて、地方団体の円滑な財政運営を確保する上で必要となる地方交付税総額の拡充を図るなど地方一般財源の充実確保に努めること。

二、公平・公正な税制を確立し、税制に対する国民の理解と信頼を確保するため、引き続き格段の努力を行い、地方税における非課税等特別措置の在り方について、国民生活の向上に役立つ政策意図の明確なものを除き、政策目的を終えた措置や政策効果が少ないものについては、今後とも速やかに廃止・合理化等を行うこと。また、赤字法人等の課税の適正化等の観点を含め事業税における外形標準課税の導入について、積極的に検討すること。

三、利子及び株式譲渡益に対する個人住民税の課税の在り方については、課税の公平・適正化の観点等を勘案し、見直しに努めること。あわせて、納税者番号制度の導入等所得把握の環境整備

の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 事業者 個人事業者(事業を行う個人を

いう。次条第二項において同じ。及び法人をいう。

二 譲渡割 消費税法第四十五条第一項第四号に掲げる消費税額を課税標準として課する地方消費税をいう。

三 貨物割 消費税法第四十七条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額又は同法第五十条第二項の規定により徴収すべき消費税額(消費税に係る延滞税の額を含まないものとする)を課税標準として課する地方消費税をいう。

(地方消費税の納税義務者等)

第七十二条の七十八 地方消費税は、事業者が行った消費税法第二十一条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等(同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。以下本節において「課税資産の譲渡等」という。)については、当該事業者(同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)に対し、次項に規定する道府県が譲渡割によつて、同法第二十一条第一項第十一号に規定する課税貨物(輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律(昭和三十一年法律第三十七号)その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。)については、当該課税貨物を消費税法第二十一条第二号に規定する課税地域から引き取る者に対し、当該課税地域所在の道府県が貨物割によつて課する。

2 譲渡割を課する道府県は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める場所の所在する道府県とする。

- 一 国内に住所を有する個人事業者 その住所
- 二 国内に住所を有せず、居所を有する個人事業者 その居所

三 国内に住所及び居所を有しない個人事業者で、国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(以下本号及び第六号において「事務所等」という。)を有する個人事業者 その事務所等の所在地(その事業所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地)

四 前三号に掲げる個人事業者以外の個人事業者 政令で定める場所

五 国内に本店又は主たる事務所を有する法人(次号において「国内法人」という。)その本店又は主たる事務所の所在地

六 国内法人以外の法人で国内に事務所等を有する法人 その事務所等の所在地(その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地)

七 前二号に掲げる法人以外の法人 政令で定める場所

3 前項各号(第四号及び第七号を除く。)に定める場所は、それぞれ同項の譲渡割の課税標準である消費税額の算定に係る課税期間(消費税法第十九条に規定する課税期間をいう。以下本節において同じ。)の開始の日現在における場所による。

4 法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下地方消費税について「人格のない社團等」という。)は、法人とみなして、本節の規定を適用する。

5 消費税法第六十条第一項の規定により一の法人が行う事業とみなされる国若しくは地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業又は国若しくは地方公共団体が特別会計を設けて行う事業は、当該一般会計又は特別会計(一)の法人が行う事業とみなして、本節の規定を適用する。

6 輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第八十一条の規定に基づき税関長が消費税を徴収する場合その他消費税に関する法律の規定で政令で定めるものに基づき税務署長又は税関長が消費税を徴収する場合には、当該消費税額を課税標準として、地方消費税を課するものとし、税務署長が消費税を徴収する場合に課すべき地方消費税にあつては譲渡割に、税関長が消費税を徴収する場合に課すべき地方消費税にあつては貨物割に含まれるものとして、本節(第一項から第三項まで及び本項を除く。)の規定を適用する。この場合において、譲渡割に含まれるものとされる地方消費税の徴収については、普通徴収の方法によるものとする。

7 輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第五十一条第一項の規定に基づき外国貨物の保税地域からの引取りとみなす場合その他消費税に関する法律の規定で政令で定めるものに基づき外国貨物の保税地域からの引取りとみなして消費税法の規定を適用する場合に、当該外国貨物の引取りを第一項に規定する課税貨物の引取りとみなして、本節の規定を適用する。この場合において、同項中「当該課税地域所在の道府県」とあるのは、「輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第五十一条第一項の規定その他第七項に規定する政令で定める法律の規定に基づいて適用される消費税法の規定により課される消費税に係る税関長の所屬する税関所在の道府県」とする。

8 前二項の規定による本節の規定の適用に必要と認められる者が必要事項は、政令で定める。

(課税資産の譲渡等を行う者が名義人である場合における譲渡割の納税義務者)
第七十二条の七十九 法律上課税資産の譲渡等を行ったとみられる者が単なる名義人であつて、その課税資産の譲渡等に係る対価を享受せず、その者以外の者がその課税資産の譲渡等に係る対価を享受する場合には、当該課税資産の譲渡等は、当該対価を享受する者が行ったものとして、本節の規定を適用する。

(譲渡割と信託財産)
第七十二条の八十 信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者がその信託財産を有するものとみなして、本節の規定を適用する。ただし、合同運用信託、証券投資信託、法人税法第三十七条第五項に規定する特定公益信託又は同法第八十四条第一項に規定する過格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約若しくは国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項若しくは第二百三十七条の十五第四項に規定する契約に係る信託の信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等については、この限りでない。

- 一 受益者が特定している場合 その受益者
- 二 受益者が特定していない場合又は存在していない場合 その信託財産に係る信託の委託者
- 2 前項の合同運用信託とは、信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。)が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいい、前項の証券投資信託とは、証券投資信託法第二条第一項に規定する証券投資信託(同法第二条の二に規定する信託を含む。)及びこれらに類する外国の信託をいう。

3 第一項の場合において、受益者が特定しているかどうか又は存在しているかどうかの判

定は、同項に規定する信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等が行われた時の現況による。

(地方消費税の課税免除の特例)

第七十二条の八十一 第六条及び第七条の規定は、地方消費税については適用しない。

(地方消費税の課税標準額の端数計算の特例)

第七十二条の八十二 地方消費税については、第二十条の四の二第一項の規定にかかわらず、消費税額を課税標準額とする。

(地方消費税の税率)

第七十二条の八十三 地方消費税の税率は、百分の二十五とする。

(譲渡割に係る徴税吏員の質問検査権)

第七十二条の八十四 道府県の徴税吏員は、譲渡割の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者、納税義務があると認められる者又は第七十二条の八十八第二項の規定による申告書を提出した者

二 前号に掲げる者に金銭の支払若しくは課税資産の譲渡等をする義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭の支払若しくは課税資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限

は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(譲渡割に係る検査拒否等に関する罪)

第七十二条の八十五 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを提示した者

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。第七十二条の九十一第二項、第七十二条の九十二第二項、第七十二条の九十五第三項、第七十二条の百二第二項及び第七十二条の百九第三項において同じ。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二款 譲渡割

(譲渡割の徴収の方法)

第七十二条の八十六 譲渡割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(譲渡割の中間申告納付)

第七十二条の八十七 消費税法第四十二条第一項(同法第四十三条第一項の規定が適用される場合を含む。)の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある事業者(同法第五十九条の規定により当該義務を承継した相続人(以下第七十二条の八十九までにおいて「承継相続人」という。)を含む。)は、当該申告書の提出期限までに、同法第四十二条第一項第一号に掲げる金額(同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額)、当該金額に百分の二十五を乗じて得た金額その他の必要な事項を記載した申告書を第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所の所在する道府県(以下本条及び次条において「譲渡割課税道府県」という。)の知事に提出し、及びその申告した金額に相当する譲渡割を当該譲渡割課税道府県に納付しなければならない。

この場合において、当該事業者が当該申告書を当該提出期限までに提出しなかつたときは、当該提出期限までに提出しなかつたときは、当該申告書の提出期限において当該譲渡割課税道府県の知事に対し、政令で定めるところにより計算した金額を記載した申告書の提出があつたものとみなし、当該事業者は当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る金額に相当する譲渡割を当該譲渡割課税道府県に納付しなければならない。

2 消費税法第四十二条第四項(同法第四十三条第一項の規定が適用される場合を含む。)の

規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある事業者(承継相続人を含む。)は、当該申告書の提出期限までに、同法第四十二条第四項第一号に掲げる金額(同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額)、当該金額に百分の二十五を乗じて得た金額その他の必要な事項を記載した申告書を譲渡割課税道府県の知事に提出し、及びその申告した金額に相当する譲渡割を当該譲渡割課税道府県に納付しなければならない。この場合において、当該事業者が当該申告書を当該提出期限までに提出しなかつたときは、前項後段の規定を準用する。

3 消費税法第四十二条第六項(同法第四十三条第一項の規定が適用される場合を含む。)の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある事業者(承継相続人を含む。)は、当該申告書の提出期限までに、同法第四十二条第六項第一号に掲げる金額(同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額)、当該金額に百分の二十五を乗じて得た金額その他の必要な事項を記載した申告書を譲渡割課税道府県の知事に提出し、及びその申告した金額に相当する譲渡割を当該譲渡割課税道府県に納付しなければならない。この場合において、当該事業者が当該申告書を当該提出期限までに提出しなかつたときは、第一項後段の規定を準用する。

4 消費税法第四十二条第八項(同法第四十三条第一項の規定が適用される場合を含む。)の

規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある事業者(承継相続人を含む)は、当該申告書の提出期限までに、同法第四十二条第八項第一号に掲げる金額(同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額)、当該金額に百分の二十五を乗じて得た金額その他必要な事項を記載した申告書を譲渡割課税道府県に提出し、及びその申告した金額に相当する譲渡割を当該譲渡割課税道府県に納付しなければならない。この場合において、当該事業者が当該申告書を当該提出期限までに提出しなかつたときは、第一項後段の規定を準用する。

(譲渡割の確定申告納付)

第七十二条の八十八 消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある事業者(承継相続人を含む)、当該申告書に記載すべき同項第四号に掲げる消費税額がある者(以下「納付義務者」という)は、当該申告書の提出期限までに、当該消費税額、これを課税標準として算定した譲渡割額その他必要な事項を記載した申告書を譲渡割課税道府県に提出し、及びその申告に係る譲渡割額を当該譲渡割課税道府県に納付しなければならない。この場合において、当該事業者のうち前条各項の規定により譲渡割を納付すべき者が納付すべき譲渡割額は、当該事業者が当該申告書に記載した譲渡割額から当該申告書に係る課税期間につき同条各項の規定により納付すべき譲渡割の額(その額につき次条第二項若しくは第三項の規定による申告書の提出又

は第七十二条の九十三第二項若しくは第四項の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の譲渡割の額(第三項並びに第七十二条の九十三第二項及び第四項において「譲渡割の中間納付額」という。)を控除した額とする。

2 消費税法第五十二条第一項の規定により消費税の還付を受ける事業者(承継相続人を含む)は、同項の不足額、当該不足額に百分の二十五を乗じて得た金額その他必要な事項を記載した申告書を譲渡割課税道府県に提出し、提出することができる。この場合において、当該譲渡割課税道府県は、政令で定めるところにより、当該申告書を提出した者に對し、当該金額に相当する譲渡割額を還付し、又はその者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

3 第一項の場合において、事業者が同項の規定により提出する申告書に係る消費税額に基づいて算定した譲渡割額が、当該譲渡割額に係る譲渡割の中間納付額に満たないとき若しくはないとき、又は前項の場合において、同項の規定による申告書に係る課税期間において譲渡割の中間納付額があるときその他政令で定めるときは、譲渡割課税道府県は、政令で定めるところにより、その満たない金額に相当する譲渡割の中間納付額若しくは譲渡割の中間納付額の全額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

(譲渡割の期限後申告及び修正申告納付)

第七十二条の八十九 前条第一項の規定により申告書を提出すべき事業者は、当該申告書の

提出期限後においても、第七十二条の九十三第五項の規定による決定の通知があるまでは、前条第一項の規定により申告書を提出し、及びその申告に係る譲渡割額を納付することができる。

2 第七十二条の八十七各項、前条第一項若しくは第二項若しくは前項若しくは本項の規定により申告書を提出した事業者(承継相続人を含む)は、以下本項において同じ。又は第七十二条の九十三の規定による更正若しくは決定を受けた事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、次項に該当する場合を除くほか、遅滞なく、自治省令で定める様式により、当該申告書を提出し又は当該更正若しくは決定をした道府県知事に、当該申告書に記載し又は当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された譲渡割額又は譲渡割に係る還付金の額を修正する申告書を提出し、及びその申告により増加した譲渡割額(第二号の場合にあつては、その申告により減少した還付金の額に相当する譲渡割額)を納付しなければならない。

一 先の申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載し、又は当該更正若しくは決定により納付すべきものとして当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された譲渡割額に不足額があるとき。

二 先の申告書に記載し、又は当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された譲渡割額に係る還付金の額に相当する税額が過大であるとき。

三 先の申告書に納付すべき譲渡割額を記載

しなかつた場合又は納付すべき譲渡割額がない旨の更正を受けた場合において、その納付すべき譲渡割額があるとき。

3 前条第一項又は第二項の事業者が消費税に係る修正申告書の提出又は消費税に係る更正若しくは決定の通知により前項各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該事業者は、当該修正申告又は当該更正若しくは決定により納付すべき税額を納付すべき日までに、同項の規定により申告納付しななければならない。

(更正の請求の特例)

第七十二条の九十 第七十二条の八十八第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の申告書を提出した事業者は、当該申告書に係る譲渡割額の算定の基礎となつた消費税の額又は第七十二条の八十八第二項の不足額に相当する還付金の額について税務官署の更正を受けたことに伴い当該申告書に係る譲渡割額が過大となる場合又は譲渡割に係る還付金の額の過少となる場合には、税務官署が当該更正の通知をした日から二月以内に限り、自治省令で定めるところにより、道府県知事に對し、当該譲渡割額又は譲渡割に係る還付金の額につき、第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求をすることができる。

(譲渡割に係る虚偽の中間申告に関する罪)

第七十二条の九十一 第七十二条の八十七各項の規定による申告書で消費税法第四十三条第一項第四号に掲げる金額を記載したものに虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(譲渡割に係る故意不申告の罪)
第七十二条の九十二 正当な理由がなくて第七十二条の八十八第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができ。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(譲渡割の更正及び決定等)
第七十二条の九十三 道府県知事は、第七十二

条の八十八第一項若しくは第二項の規定による申告書又は第七十二条の八十九各項の規定による申告書(第七十二条の八十七各項の規定による申告書に係るものを除く。)の提出があつた場合において、当該申告に係る消費税額若しくはこれを課税標準として算定した譲渡割額がその調査により、消費税に関する法律の規定により申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された消費税額(以下本項において「確定消費税額」という。)若しくはこれを課税標準として算定すべき譲渡割額と異なることを発見したとき、又は当該申告に係る譲渡割に係る還付金の額がその調査したところと異なることを発見したときは、当該申告に係る確定消費税額若しくはこれを課税標準として算定した譲渡割額(第三項及び第四項において「譲渡割額等」という。)又は譲渡割に係る還付金の額を更正するものとする。

2 道府県知事は、第七十二条の八十七各項の規定による申告書又は当該申告書に係る第七十二条の八十九各項の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告に係る譲渡割の中間納付額がその調査したところと異なることを発見したときは、当該譲渡割の中間納付額を更正するものとする。

3 道府県知事は、納税者が第七十二条の八十八第一項の規定による申告書を提出しなかつた場合においては、その調査により申告すべき譲渡割額等を決定するものとする。

4 道府県知事は、第一項、第二項若しくは本項の規定による更正又は前項の規定による決定をした場合において、当該更正又は決定を

した譲渡割額等、譲渡割に係る還付金の額又は譲渡割の中間納付額がその調査したところと異なることを発見したときは、当該譲渡割額等、譲渡割に係る還付金の額又は譲渡割の中間納付額を更正するものとする。

5 道府県知事は、前各項の規定により更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

6 道府県の徴税吏員は、第一項、第二項若しくは第四項の規定による更正又は第三項の規定による決定があつた場合において、不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいい、譲渡割に係る還付金の額に相当する税額が過大であつたことによる納付すべき額を含む。)があるときは、前項の規定による通知をした日から一月を経過した日を納期限としてこれを徴収しなければならない。

(課税資産の譲渡等に係る消費税に関する書類の供覧等)
第七十二条の九十四 道府県知事が譲渡割の賦課徴収について、政府に對し、課税資産の譲渡等に係る消費税の納税義務者が政府に提出した申告書又は政府がした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、政府は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

2 政府は、課税資産の譲渡等に係る消費税に係る更正又は決定の通知をした場合においては、遅滞なく、当該更正又は決定に係る課税資産の譲渡等の対価の額及び消費税額を当該

更正又は決定に係る消費税額の算定に係る課税期間の開始の日現在における第七十二条の八十七第一項の規定する譲渡割課税道府県の知事に通知しなければならない。

(譲渡割の脱税に関する罪)
第七十二条の九十五 偽りその他不正の行為によつて、譲渡割の全部若しくは一部を免れ、又は第七十二条の八十八第二項若しくは第三項の規定による還付を受けた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額又は還付を受けた金額が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額又は還付を受けた金額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、本条の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

5 人格のない社団等について第三項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規

定を準用する。

(譲渡割に係る犯罪事件に関する国税犯則取締法の準用)

第七十二条の九十六 譲渡割に関する犯罪事件については、国税犯則取締法の規定(同法第十九条ノ二及び第二十一条の規定を除く。)を準用する。

第七十二条の九十七 前条の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に関する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の収税官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行うものとする。この場合において、道府県知事は、譲渡割に関する犯罪事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行う者がその職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第七十二条の九十八 第七十二条の九十六の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する道府県の区域外においても譲渡割に関する犯罪事件の調査を行うことができる。

第七十二条の九十九 第七十二条の九十六の場合において、譲渡割に関する犯罪事件は、間接国税以外の国税に関する犯罪事件とする。

第三款 貨物割

(貨物割の賦課徴収等)
第七十二条の百 貨物割の賦課徴収は、第七十二条の百七の規定を除くほか、前章第二節から第十四節までの規定にかかわらず、国が、

消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と併せて行うものとする。

2 貨物割に係る延滞税(その賦課徴収について消費税の例によることとされる貨物割について納付される延滞税をいう。第七十二条の百六において同じ。)は、貨物割として、本款の規定を適用する。

(貨物割の申告)

第七十二条の百一 消費税法第四十七条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者は、前章第二節から第十四節までの規定にかかわらず、当該申告書に記載すべき同項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額、これを課税標準額として算定した貨物割額その他必要な事項を記載した申告書と併せて、税関長に提出しなければならない。

(貨物割に係る故意不申告の罪)

第七十二条の百二 正当な理由がなく前条の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管

理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(貨物割の納付等)

第七十二条の百三 貨物割の納税義務者は、前章第二節から第十四節までの規定にかかわらず、貨物割を、消費税の納付の例により、消費税の納付と併せて国に納付しなければならない。

2 貨物割及び消費税の納付があつた場合においては、その納付額を第七十二条の百又は第七十二条の百一の規定により併せて賦課され又は申告された貨物割及び消費税の額にあん分した額に相当する貨物割及び消費税の納付があつたものとする。

3 国は、貨物割の納付があつた場合においては、当該納付があつた月の翌々月の末日までに、政令で定めるところにより、貨物割として納付された額を当該貨物割に係る第七十二条の七十八第一項の保税地域所在の道府県(同条第六項又は第七項の規定の適用がある場合にあつては、当該税関長の所属する税関所在の道府県)に払い込むものとする。

(貨物割の還付等)

第七十二条の百四 国は、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の規定により消費税の全部又は一部に相当する金額を還付する場合においては、消費税の還付の例により、前条第一項の規定により当該消費税と併せて納付された貨物割の全部又は一部に相当する金額を還付しなければならない。この場

合においては、当該還付すべき消費税に係る還付金に相当する額に百分の二十五を乗じて得た額を還付するものとする。

2 国は、貨物割に係る過誤納金があるときは、前章第二節から第十四節までの規定にかかわらず、消費税に係る過誤納金の還付の例により、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

3 前二項の規定による貨物割に係る還付金又は過誤納金(過誤納金に計算すべき還付加算金を含む。以下本項、次条及び第七十二条の百七において「還付金等」という。)の還付は、消費税に係る還付金等の還付と併せて行わなければならない。

(貨物割に係る還付金等の道府県への払込額からの控除等)

第七十二条の百五 国は、前条の規定により貨物割に係る還付金等を還付した場合には、当該還付金等に相当する額を、当該貨物割に係る第七十二条の百三第三項に規定する道府県に同項の規定により払い込む貨物割として納付された額で当該還付金等を還付した日の属する月に納付されたものの総額から控除するものとする。

2 貨物割として納付された額の総額から前項の規定によりその相当額が控除された還付金等について返納があつた場合その他政令で定める事由が生じた場合には、当該返納があつた額その他政令で定める額に相当する額を、第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込む貨物割として納付された額で当該返納があつた又は政令で定める事由が生

した日の属する月に納付されたものの総額に加算するものとする。

3 第一項の規定により控除すべき還付金等に相当する額が、当該還付金等を還付した日の属する月に貨物割として納付された額の総額(同月に前項の規定による加算すべき額がある場合にあつては、これを加算した額)を超える場合には、当該超える額に相当する還付金等をその翌月に還付したものとみなして、第一項の規定を適用する。

(貨物割に係る延滞税等の計算)

第七十二条の百六 貨物割に係る延滞税及び消費税に係る延滞税並びにこれらの延滞税の免除に係る金額(以下本条において「延滞税等」という。)の計算については、貨物割及び消費税の合算額によつて行い、算出された延滞税等をその計算の基礎となつた貨物割及び消費税の額にあん分した額に相当する金額を貨物割又は消費税に係る延滞税等の額とする。

2 貨物割及び消費税に係る還付加算金の計算については、貨物割及び消費税に係る過誤納金の合算額によつて行い、算出された還付加算金をその計算の基礎となつた貨物割及び消費税に係る過誤納金の額にあん分した額に相当する金額を貨物割又は消費税に係る還付加算金の額とする。

3 前二項の規定により貨物割及び消費税に係る延滞税等及び還付加算金の計算をする場合の端数計算は、貨物割及び消費税を一の税とみなしてこれを行う。

(貨物割に係る充当等の特例)

第七十二条の百七 国税通則法第五十七条の規

定は、次の各号のいずれかに該当する還付金等については適用しない。

一 第七十二条の百の規定により併せて更正され若しくは決定され若しくは第七十二条の百一の規定により併せて申告され又は第七十二条の百三の規定により併せて納付された貨物割及び消費税に係る還付金等の還付を受けるべき者につき納付すべきこととなつてゐる国税がある場合における当該還付金等

二 国税に係る還付金等(前号に該当するものを除く。)の還付を受けるべき者につき第七十二条の百又は第七十二条の百一の規定により併せて賦課され又は申告された貨物割及び消費税で納付すべきこととなつてゐるもの(次項及び第三項において「未納貨物割等」という。)がある場合における当該還付金等

2 前項第一号に規定する場合にあつては、同号の還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき税関長に対し、当該還付金等(未納貨物割等又は納付すべきこととなつてゐるその他の国税に係る金額に相当する額を限度とする。)により未納貨物割等又は納付すべきこととなつてゐるその他の国税を納付することを委託したものとみなす。

3 第一項第二号に規定する場合にあつては、同号の還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき税関長に対し、当該還付金等(未納貨物割等に係る金額に相当する額を限度とする。)により未納貨物割等を納付することを委託したものとみなす。

4 前二項の規定が適用される場合には、これらの規定の委託をするのに適することとなつた時として政令で定める時に、その委託納付に相当する額の還付及び納付があつたものとみなす。

5 第二項又は第三項の規定が適用される場合には、これらの規定による納付をした税関長は、遅滞なく、その旨をこれらの規定により委託したものとなされた者に通知しなければならぬ。

(貨物割に係る処分に関する不服審査等の特例)

第七十二条の百八 第七十二条の百第一項の規定により税関長が消費税の賦課徴収の例により消費税と併せて賦課徴収を行う貨物割に関する処分は、不服申立て及び訴訟については、国税に関する法律に基づく処分とみなして、国税通則法第八章の規定を適用する。この場合において、同法第五十五条第二項中「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税若しくは地方消費税の貨物割」と、同条第三項中「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税又は地方消費税の貨物割」と、同条第四項中「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税又は地方消費税の貨物割」と、当該国税」とあるのは「当該国税若しくは地方消費税の貨物割」と、同条第五項中「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税又は地方消費税の貨物割」と、同条第六項中「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税又は地方消費税の貨物割」とする。

2 前項の規定により国税に関する法律に基づ

く処分とみなされた処分に係る貨物割又は消費税に係る国税通則法第五十八条第一項第一号イに規定する更正決定等(以下本項において「更正決定等」という。)について不服申立てがなされている場合において、当該貨物割又は消費税と納税義務者が同一である他の消費税又は貨物割についてされた更正決定等があるときは、同法第九十条第一項若しくは第二項、第一百四十二条又は第一百五十一条第二号の規定の適用については、当該他の消費税又は貨物割についてされた更正決定等は、当該貨物割又は消費税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

(貨物割の脱税に関する罪)

第七十二条の百九 偽りその他不正の行為によつて貨物割の全部又は一部を免れ、又は免れようとした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れ、又は免れようとした税額が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れ、又は免れようとした税額に相当する額以下の額とすることができ。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

5 人格のない社団等について第三項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十二条の百十 偽りその他不正の行為によつて第七十二条の百四第一項の規定による還付を受けた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の還付を受けた金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超え当該相当額の三倍以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、本条の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(貨物割に係る犯則取締りの特例)

第七十二条の百十一 貨物割に関する犯則事件

については、税関長又は税関職員を国税局長若しくは税務署長又は収税官吏とみなして、国税犯則取締法の規定(同法第十一条及び第十二条第一項の規定を除く。)を適用する。

2 国税犯則取締法第十一条第五項の規定は、前項の犯則事件を国税庁、国税局又は税務署の収税官吏及び税関職員が発見した場合について準用する。この場合において、同条第五項中「所轄税務署ノ収税官吏」とあるのは、「所轄税務署ノ収税官吏(税関職員が最初二発見シタルトキハ当該発見地又ハ犯則物件ノ輸入地所轄税関ノ税関職員)」と、「所轄国税局ノ収税官吏」とあるのは、「所轄国税局ノ収税官吏(税関職員が最初二発見シタルトキハ当該発見地又ハ犯則物件ノ輸入地所轄税関ノ税関職員)」と読み替へるものとする。

3 第一項の場合において、貨物割に関する犯則事件は、間接国税に関する犯則事件とする。(貨物割の賦課徴収又は申告納付に関する報告等)

第七十二条の百十二 税関長は、政令で定めるところにより、道府県知事に対し、貨物割の申告の件数、貨物割額、貨物割に係る滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2 道府県知事は、税関長に對し、必要があると認める事項を示して、当該税関長に係る貨物割の賦課徴収又は申告納付に関する事項について、これらに関する書類を閲覧し、又は記録することを請求することができる。この場合において、当該請求に理由があると認めるときは、税関長は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録

させるものとする。

3 税関長は、貨物割の賦課徴収を行うため必要があるときは、道府県知事及び市町村長に對し、当該事務に関し参考となるべき資料又は情報の提供その他の協力を求めることができる。

(貨物割に係る徴収取扱費の支払)

第七十二条の百十三 道府県は、国が貨物割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、政令で定めるところにより、徴収取扱費を国に支払わなければならない。

2 国は、政令で定めるところにより、前項の徴収取扱費の算定に関し必要な事項を道府県知事に通知しなければならない。

3 道府県知事は、前項の規定による通知があつた場合においては、その通知があつた日から三十日以内に、第一項の徴収取扱費を支払うものとする。

第四款 清算及び交付

(地方消費税の清算)

第七十二条の百十四 道府県は、当該道府県に納付された譲渡割額に相当する額及び第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額に相当する額から前条第一項の規定により国に支払つた金額に相当する額を減額した額を、政令で定めるところにより、各道府県ごとの消費に相当する額に充てあつた額を、当該道府県に對し、その他の道府県に係る額を他の道府県に對し、それぞれ支払うものとする。

2 前項の規定により他の道府県に支払うべき

金額と同項の規定により他の道府県から支払を受けるべき金額は、関係道府県間で、それぞれ相殺するものとする。

3 第一項の各道府県ごとの消費に相当する額とは、各道府県ごとに、当該道府県の小売年間販売額(統計法(昭和二十二年法律第十八号)第二条に規定する指定統計である商業統計の最近に公表された結果に基づき自治省令で定める額をいう。)と当該道府県の当該小売年間販売額に相当する消費以外の消費に相当する額(消費に関連する指標で政令で定めるものを基準として政令で定めるところにより算定した額をいう。)とを合計して得た額をいう。

4 前三項に定めるもののほか、これらの規定の実施のための手続その他その執行のために必要な事項は、自治省令で定める。

(地方消費税の市町村に対する交付)

第七十二条の百十五 道府県は、当該道府県に納付された譲渡割額に相当する額及び第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額に相当する額から第七十二条の百三第一項の規定により国に支払つた金額に相当する額を減額した額に、前条の規定により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同条の規定により他の道府県に支払つた金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村に對し、官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村の人口及び統計法第一条に規定する指定統計である事業所

統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数にあん分して交付するものとする。

2 前項の場合においては、市町村に対して交付すべき額の二分の一の額を同項の人口で、他の二分の一の額を同項の従業者数であん分するものとする。

(政令への委任)

第七十二条の百十六 第七十二条の七十八から前条までに定めるもののほか、本節の規定の実施のための手続その他その施行に關し必要な事項は、政令で定める。

第二百九十二条第一項第七号及び第八号中「三十五万円を二十八万円」に改める。

第三百十三条第四項第一号イ中「八十万円を八十六万円」に改め、同号ロ中「四十七万円を五十万円」に改める。

第三百十四条の二第一項第十号中「三十一万円を三十三万円」に、「三十六万円を三十八万円」に改め、同項第十号の二中「を有する」を「で前年の合計所得金額が七十六万円未満であるものを有する」に改め、同号イ(1)を削り、同号イ(2)中「五万円以上」を削り、「三十万円を三十三万円」に改め、同号イ(2)を同号イ(1)とし、同号イ(3)中「三十万円を三十三万円」に改め、「の金額が」の下に「三十三万円未満であり、かつ、」を加え、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ(1)中「四十万円を四十五万円」に、「三十一万円を三十三万円」に改め、同号ロ(2)及び(3)を次のように改める。

(2) 前年の合計所得金額が四十五万円以上七十五万円未満である者 三十八万

円からその者の前年の合計所得金額のうち三十八万円を超える部分の金額(当該超える部分の金額が五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額でないときは、五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額で当該超える部分の金額に満たないもののうち最も多い金額とする。)を控除した金額

(3) 前年の合計所得金額が七十五万円以上である者 三万円

第三百十四条の二第一項第十一号中「三十一万円を三十三万円」に、「三十九万円を四十一万円」に、「三十六万円を三十八万円」に改め、同条第二項中「三十一万円を三十三万円」に改め、同条第四項中「五十二万円を五十四万円」に、「五十七万円を五十九万円」に、「六十万円を六十二万円」に改め、同条第五項中「四十三万円を四十五万円」に、「六十四万円を六十六万円」に改める。

第三百十四条の三第一項の表及び第三百二十八条の三の表中「百六十万円を二百万円」に、「五百五十万円を七百万円」に改める。

附則第三条の四の見出し及び同条第一項中「平成六年度分を平成七年度分」に改め、同条第二項中「百分の二十を百分の十五」に、「二十万円を二万円」に改め、同条第三項中「平成六年度分を平成七年度分」に改める。

附則第三条の五の見出し及び同条第一項中「平成六年度分を平成七年度分」に改める。

附則第三条の六の見出し中「平成六年度分」を「平成七年度分」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「平成六年度分」を「平成七年度分」に改める。

に、「十分の一」を「十一分の一」に、「八月」を「七月」に改め、「属する月の翌月」とあるのは「属する月の翌月(当該翌月が七月である場合には、八月)」とを削り、同項を同条とする。

附則第九条の三の次に次の十三条を加える。

(譲渡割の賦課徴収の特例等)

第九条の四 譲渡割の賦課徴収は、当分の間、

附則第九条の十の規定を除くほか、第一章第二節から第十四節まで、第七十二条の八十四、第七十二条の八十八第二項後段及び第三項、第七十二条の九十、第七十二条の九十三並びに第七十二条の九十四の規定にかかわらず、国が、消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と併せて行うものとする。この場合において、国税通則法第七十一条第一号の規定に基づき同法第五十八条第一項第一号イに規定する更正決定等(附則第九条の十一第二項において「更正決定等」という。)をすることができ、期間については、譲渡割及び消費税は、同一の税目に属する国税とみなして、同法第七十一条第一号の規定を適用するものとする。

2 譲渡割に係る延滞税及び加算税(その賦課徴収について消費税の例によることとされる譲渡割について納付される延滞税及び課される加算税をいう。附則第九条の九において同じ。)は、譲渡割として、本条から附則第九条の十六までの規定を適用する。

(譲渡割の申告の特例)

第九条の五 譲渡割の申告は、当分の間、第一章第二節から第十四節まで及び第七十二条の八十九の規定にかかわらず、消費税の申告の

例により、消費税の申告と併せて、税務署長にしなければならない。この場合において、第七十二条の八十七各項並びに第七十二条の八十八第一項及び第二項前段の規定による申告については、第七十二条の八十七第一項中「第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所の所在する道府県(以下本条及び次条において「譲渡割課税道府県」という。)の知事」とあるのは「税務署長」と、「当該譲渡割課税道府県の知事」とあるのは「当該税務署長」と、同条第二項から第四項まで並びに第七十二条の八十八第一項及び第二項前段中「譲渡割課税道府県の知事」とあるのは「税務署長」とする。

(譲渡割の納付の特例等)

第九条の六 譲渡割の納税義務者は、当分の間、第一章第二節から第十四節まで及び第七十二条の八十九の規定にかかわらず、譲渡割を、消費税の納付の例により、消費税の納付と併せて国に納付しなければならない。この場合において、第七十二条の八十七各項及び第七十二条の八十八第一項の規定による納付については、これらの規定中「当該譲渡割課税道府県」とあるのは、「国」とする。

2 譲渡割及び消費税の納付があつた場合においては、その納付額を附則第九条の四又は前条の規定により併せて賦課され又は申告された譲渡割及び消費税の額にあん分した額に相当する譲渡割及び消費税の納付があつたものとする。

3 国は、譲渡割の納付があつた場合において、当該納付があつた月の翌々月の末日まで

に、政令で定めるところにより、譲渡割として納付された額を当該譲渡割に併せて納付された消費税の納税地所在の道府県に払い込むものとする。この場合において、当該払込みを受けた道府県は、当該払込みを受けた金額のうち他の道府県の譲渡割に係るものを当該他の道府県に支払うものとする。

4 前項の規定により国から払込みを受けた道府県が他の道府県に支払うべき金額と他の道府県から支払を受けるべき金額は、政令で定めるところにより、関係道府県間でそれぞれ相殺するものとする。

(譲渡割の還付の特例等)

第九条の七 譲渡割に係る還付金又は過誤納金の還付は、当分の間、第一章第二節から第十四節まで並びに第七十二条の八十八第二項後段及び第三項の規定にかかわらず、国が、消費税の還付の例により、消費税に係る還付金又は過誤納金(これらに加算すべき還付加算金を含む。次条及び附則第九条の十において「還付金等」という。)と併せて行わなければならない。

(譲渡割に係る還付金等の道府県への払込額からの控除等)

第九条の八 国は、前条の規定により譲渡割に係る還付金等を還付した場合には、当該還付金等に相当する額を、当該譲渡割に係る附則第九条の六第三項に規定する道府県に同項の規定により払い込む譲渡割として納付された額で当該還付金等を還付した日の属する月に納付されたものの総額から控除するものとする。

2 譲渡割として納付された額の総額から前項の規定によりその相当額が控除された還付金等について返納があつた場合その他政令で定める事由が生じた場合には、当該返納があつた額その他政令で定める額に相当する額を、附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込む譲渡割として納付された額で当該返納があつた又は政令で定める事由が生じた日の属する月に納付されたものの総額に加算するものとする。

3 第一項の規定により控除すべき還付金等に相当する額が、当該還付金等を還付した日の属する月に譲渡割として納付された額の総額(同月に前項の規定による加算すべき額がある場合にあつては、これを加算した額)を超える場合で、同月に第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額があるときは、当該超える額を同月に当該貨物割として納付された額の総額から控除するものとする。この場合において、控除しきれなかつた額があるときは、当該控除しきれなかつた額に相当する還付金等をその翌月に還付したものとみなして、第一項の規定を適用する。

4 第一項の規定により控除すべき還付金等に相当する額が、当該還付金等を還付した日の属する月に譲渡割として納付された額の総額(同月に第二項の規定による加算すべき額がある場合にあつては、これを加算した額)を超える場合で、同月に第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額がないときは、当該

超える額に相当する還付金等をその翌月に還付したものとみなして、第一項の規定を適用する。

5 その月に附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額(第一項又は第二項の規定による控除し、又は加算すべき額がある場合にあつては、当該控除又は加算をした後の額)がある場合(同月に第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額がある場合を除く。)においては、同項中「当該超える額に相当する還付金等」とあるのは、「当該超える額を、同月に附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額から控除するものとする。この場合において、控除しきれなかつた額があるときは、当該控除しきれなかつた額に相当する還付金等」とする。

(譲渡割に係る延滞税等の計算の特例)

第九条の九 譲渡割に係る延滞税及び加算税並びに消費税に係る延滞税及び加算税並びにこれらの延滞税の免除に係る金額(以下本条において「延滞税等」という。)の計算については、譲渡割及び消費税の合算額によつて行い、算出された延滞税等をその計算の基礎となつた譲渡割及び消費税の額にあん分した額に相当する金額を譲渡割又は消費税に係る延滞税等の額とする。

2 譲渡割及び消費税に係る還付加算金の計算については、譲渡割及び消費税に係る還付金又は過誤納金の合算額によつて行い、算出さ

れた還付加算金をその計算の基礎となつた譲渡割及び消費税に係る還付金又は過誤納金の額にあん分した額に相当する金額を譲渡割又は消費税に係る還付加算金の額とする。

3 前二項の規定により譲渡割及び消費税に係る延滞税等及び還付加算金の計算をする場合の端数計算は、譲渡割及び消費税を一の税とみなしてこれを行う。

(譲渡割に係る充当等の特例)

第九条の十 国税通則法第五十七条の規定は、次の各号のいずれかに該当する還付金等については適用しない。ただし、附則第九条の四の規定により併せて更正され若しくは決定され又は附則第九条の五の規定により併せて申告された譲渡割及び消費税に係る還付金をその額の計算の基礎とされた課税期間(第七十二条の七十八第三項に規定する課税期間をいう。次条第二項において同じ。)の譲渡割及び消費税で納付すべきこととなつていゝものに充当する場合は、この限りでない。

一 附則第九条の四の規定により併せて更正され若しくは決定され若しくは附則第九条の五の規定により併せて申告され又は附則第九条の六の規定により併せて納付された譲渡割及び消費税に係る還付金等の還付を受けるべき者につき納付すべきこととなつていゝ国税がある場合における当該還付金等

二 国税に係る還付金等(前号に該当するものを除く。)の還付を受けるべき者につき附則第九条の四又は第九条の五の規定により併せて賦課され又は申告された譲渡割及び消費税で納付すべきこととなつていゝもの

(次項及び第三項において「未納譲渡割等」という。)がある場合における当該還付金等

2 前項第一号に規定する場合にあつては、同号の還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき国税局長又は税務署長に対し、当該還付金等(未納譲渡割等又は納付すべきこととなつてゐるその他の国税に係る金額に相当する額を限度とする。)により未納譲渡割等又は納付すべきこととなつてゐるその他の国税を納付することを委託したものとみなす。

3 第一項第二号に規定する場合にあつては、同号の還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき国税局長又は税務署長に対し、当該還付金等(未納譲渡割等に係る金額に相当する額を限度とする。)により未納譲渡割等を納付することを委託したものとみなす。

4 前二項の規定が適用される場合には、これらの規定の委託をするのに適することとなつた時として政令で定める時に、その委託納付に相当する額の還付及び納付があつたものとみなす。

5 第二項又は第三項の規定が適用される場合には、これらの規定による納付をした国税局長又は税務署長は、遅滞なく、その旨をこれらの規定により委託したものとみなされた者に通知しなければならない。

(譲渡割に係る処分に関する不服審査等の特例)

第九条の十一 附則第九条の四第一項の規定により税務署長が消費税の賦課徴収の例により消費税と併せて賦課徴収を行う譲渡割に関する

る処分は、不服申立て及び訴訟については、国税に関する法律に基づく処分とみなして、国税通則法第八章の規定を適用する。この場合において、同法第八十五条第一項中「消費税」とあるのは「消費税、地方消費税の譲渡割」と、同法第八十六条第一項中「消費税」とあるのは「消費税、地方消費税の譲渡割」と、「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税又は地方消費税の譲渡割」と、同法第五十五条第二項中「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税若しくは地方消費税の譲渡割」と、同条第三項中「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税又は地方消費税の譲渡割」と、同条第四項中「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税又は地方消費税の譲渡割」と、「当該国税」とあるのは「当該国税若しくは地方消費税の譲渡割」と、同条第五項中「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税又は地方消費税の譲渡割」と、同条第六項中「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税若しくは地方消費税の譲渡割」とする。

2 前項の規定により国税に関する法律に基づく処分とみなされた処分に係る譲渡割又は消費税に係る更正決定等について不服申立てがされている場合において、当該譲渡割又は消費税と納税義務者及び課税期間が同一である他の消費税又は譲渡割についてされた更正決定等があるときは、国税通則法第九十条第一項若しくは第二項、第四百四条第二項又は第四百五十五条第二項第二号の規定の適用については、当該他の消費税又は譲渡割についてされた更正決定等は、当該譲渡割又は消費税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は

税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

(譲渡割に係る犯罪取締りの特例)

第九条の十二 譲渡割に関する犯罪事件については、当分の間、第七十二条の九十六から第七十二条の九十九までの規定にかかわらず、間接国税以外の国税に関する犯罪事件とみなして、国税犯罪取締法の規定を適用する。

(譲渡割の賦課徴収又は申告納付に関する報告等)

第九条の十三 税務署長は、政令で定めるところにより、道府県知事に対し、譲渡割の申告の件数、譲渡割額、譲渡割に係る滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2 道府県知事は、税務署長に対し、必要があるとする事項を示して、当該税務署長に係る譲渡割の賦課徴収又は申告納付に関する事項について、これらに関する書類を閲覧し、又は記録することを請求することができる。

この場合において、当該請求に理由があると認めるときは、税務署長は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

3 税務署長は、譲渡割の賦課徴収を行うために必要があるときは、道府県知事及び市町村長に対し、当該事務に関し参考となるべき資料又は情報の提供その他の協力を求めることができる。

(譲渡割に係る徴収取扱費の支払)

第九条の十四 道府県は、国が譲渡割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、政令で定めるところにより、徴収取扱費を国に支払わなければならない。

2 国は、政令で定めるところにより、前項の徴収取扱費の算定に関し必要な事項を道府県知事に通知しなければならない。

3 道府県知事は、前項の規定による通知があつた場合においては、その通知があつた日から三十日以内に、第一項の徴収取扱費を支払うものとする。

(地方消費税の清算等の特例)

第九条の十五 第七十二条の百十四第一項及び第七十二条の百十五第一項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「納付された譲渡割額に相当する額及び第七十二条の百十三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額」とあるのは「第七十二条の百十三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び附則第九条の六第三項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額から同項後段の規定により他の道府県に支払うべき金額に相当する額を減額し、他の道府県から支払を受けるべき金額に相当する額を加算して得た額」と、第七十二条の百十四第一項中「前条第一項」とあるのは「前条第一項及び附則第九条の十四第一項」と、第七十二条の百十五第一項中「第七十二条の百十三第三項」とあるのは「第七十二条の百十三第三項及び附則第九条の十四第一項」とする。

(政令への委任)

第九条の十六 附則第九条の四から前条までに定めるもののほか、これらの規定に規定する譲渡割の賦課徴収等の特例の実施のための手続その他必要な事項は、政令で定める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表 (第五十条の六、第五十条の八、附則第七条関係)

以	上	未	満	税	額	以	上	未	満	税	額	以	上	未	満	税	額
8,000	8,000	12,000	12,000	0	0	100,000	104,000	108,000	112,000	900	900	200,000	204,000	208,000	212,000	1,800	348,000
8,000	8,000	12,000	12,000	0	0	104,000	108,000	112,000	116,000	900	900	204,000	208,000	212,000	216,000	1,800	356,000
12,000	12,000	16,000	16,000	100	100	108,000	112,000	116,000	120,000	900	900	208,000	212,000	216,000	220,000	1,800	364,000
16,000	16,000	20,000	20,000	100	100	112,000	116,000	120,000	124,000	1,000	1,000	212,000	216,000	220,000	224,000	1,900	372,000
20,000	20,000	24,000	24,000	100	100	116,000	120,000	124,000	128,000	1,000	1,000	216,000	220,000	224,000	228,000	1,900	380,000
24,000	24,000	28,000	28,000	100	100	120,000	124,000	128,000	132,000	1,100	1,100	220,000	224,000	228,000	232,000	2,000	388,000
28,000	28,000	32,000	32,000	200	200	124,000	128,000	132,000	136,000	1,100	1,100	224,000	228,000	232,000	236,000	2,000	396,000
32,000	32,000	36,000	36,000	200	200	128,000	132,000	136,000	140,000	1,100	1,100	228,000	232,000	236,000	240,000	2,000	404,000
36,000	36,000	40,000	40,000	300	300	132,000	136,000	140,000	144,000	1,200	1,200	232,000	236,000	240,000	244,000	2,100	412,000
40,000	40,000	44,000	44,000	300	300	136,000	140,000	144,000	148,000	1,200	1,200	236,000	240,000	244,000	248,000	2,100	420,000
44,000	44,000	48,000	48,000	300	300	140,000	144,000	148,000	152,000	1,300	1,300	240,000	244,000	248,000	252,000	2,200	428,000
48,000	48,000	52,000	52,000	400	400	144,000	148,000	152,000	156,000	1,300	1,300	244,000	248,000	252,000	256,000	2,200	436,000
52,000	52,000	56,000	56,000	400	400	148,000	152,000	156,000	160,000	1,400	1,400	248,000	252,000	256,000	260,000	2,300	444,000
56,000	56,000	60,000	60,000	500	500	152,000	156,000	160,000	164,000	1,400	1,400	252,000	256,000	260,000	264,000	2,400	452,000
60,000	60,000	64,000	64,000	500	500	156,000	160,000	164,000	168,000	1,400	1,400	256,000	260,000	264,000	268,000	2,400	460,000
64,000	64,000	68,000	68,000	500	500	160,000	164,000	168,000	172,000	1,500	1,500	260,000	264,000	268,000	272,000	2,500	468,000
68,000	68,000	72,000	72,000	600	600	164,000	168,000	172,000	176,000	1,500	1,500	264,000	268,000	272,000	276,000	2,500	476,000
72,000	72,000	76,000	76,000	600	600	168,000	172,000	176,000	180,000	1,500	1,500	268,000	272,000	276,000	280,000	2,600	484,000
76,000	76,000	80,000	80,000	600	600	172,000	176,000	180,000	184,000	1,500	1,500	272,000	276,000	280,000	284,000	2,700	492,000
80,000	80,000	84,000	84,000	700	700	176,000	180,000	184,000	188,000	1,600	1,600	276,000	280,000	284,000	288,000	2,700	500,000
84,000	84,000	88,000	88,000	700	700	180,000	184,000	188,000	192,000	1,600	1,600	280,000	284,000	288,000	292,000	2,800	508,000
88,000	88,000	92,000	92,000	700	700	184,000	188,000	192,000	196,000	1,600	1,600	284,000	288,000	292,000	296,000	2,800	516,000
92,000	92,000	96,000	96,000	800	800	188,000	192,000	196,000	200,000	1,700	1,700	288,000	292,000	296,000	300,000	2,900	524,000
96,000	96,000	100,000	100,000	800	800	192,000	196,000	200,000	204,000	1,700	1,700	292,000	296,000	300,000	304,000	3,000	532,000
						196,000	200,000	204,000	208,000	1,700	1,700	300,000	304,000	308,000	312,000	3,000	540,000
												304,000	308,000	312,000	316,000	3,000	548,000

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税
		以	上		以	上		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
548,000	556,000	748,000	756,000	6,700	1,032,000	1,044,000	9,200	1,332,000	1,344,000	11,900
556,000	564,000	756,000	764,000	6,800	1,044,000	1,056,000	9,300	1,344,000	1,356,000	12,000
564,000	572,000	764,000	772,000	6,800	1,056,000	1,068,000	9,500	1,356,000	1,368,000	12,200
572,000	580,000	772,000	780,000	6,900	1,068,000	1,080,000	9,600	1,368,000	1,380,000	12,300
580,000	588,000	780,000	792,000	7,000	1,080,000	1,092,000	9,700	1,380,000	1,392,000	12,400
588,000	596,000	792,000	804,000	7,100	1,092,000	1,104,000	9,800	1,392,000	1,404,000	12,500
596,000	604,000	804,000	816,000	7,200	1,104,000	1,116,000	9,900	1,404,000	1,416,000	12,600
604,000	612,000	816,000	828,000	7,300	1,116,000	1,128,000	10,000	1,416,000	1,428,000	12,700
612,000	620,000	828,000	840,000	7,400	1,128,000	1,140,000	10,100	1,428,000	1,440,000	12,800
620,000	628,000	840,000	852,000	7,500	1,140,000	1,152,000	10,200	1,440,000	1,452,000	12,900
628,000	636,000	852,000	864,000	7,600	1,152,000	1,164,000	10,300	1,452,000	1,464,000	13,000
636,000	644,000	864,000	876,000	7,700	1,164,000	1,176,000	10,400	1,464,000	1,476,000	13,100
644,000	652,000	876,000	888,000	7,800	1,176,000	1,188,000	10,500	1,476,000	1,488,000	13,200
652,000	660,000	888,000	900,000	7,900	1,188,000	1,200,000	10,600	1,488,000	1,500,000	13,300
660,000	668,000	900,000	912,000	8,100	1,200,000	1,212,000	10,800	1,500,000	1,512,000	13,500
668,000	676,000	912,000	924,000	8,200	1,212,000	1,224,000	10,900	1,512,000	1,524,000	13,600
676,000	684,000	924,000	936,000	8,300	1,224,000	1,236,000	11,000	1,524,000	1,536,000	13,700
684,000	692,000	936,000	948,000	8,400	1,236,000	1,248,000	11,100	1,536,000	1,548,000	13,800
692,000	700,000	948,000	960,000	8,500	1,248,000	1,260,000	11,200	1,548,000	1,560,000	13,900
700,000	708,000	960,000	972,000	8,600	1,260,000	1,272,000	11,300	1,560,000	1,576,000	14,000
708,000	716,000	972,000	984,000	8,700	1,272,000	1,284,000	11,400	1,576,000	1,592,000	14,100
716,000	724,000	984,000	996,000	8,800	1,284,000	1,296,000	11,500	1,592,000	1,608,000	14,300
724,000	732,000	996,000	1,008,000	8,900	1,296,000	1,308,000	11,600	1,608,000	1,624,000	14,400
732,000	740,000	1,008,000	1,020,000	9,000	1,308,000	1,320,000	11,700	1,624,000	1,640,000	14,600
740,000	748,000	1,020,000	1,032,000	9,100	1,320,000	1,332,000	11,800	1,640,000	1,656,000	14,700

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		
1,656,000	1,672,000	14,900	2,056,000	2,072,000	18,500	2,456,000	2,472,000	22,100	2,920,000
1,672,000	1,688,000	15,000	2,072,000	2,088,000	18,600	2,472,000	2,488,000	22,200	2,940,000
1,688,000	1,704,000	15,100	2,088,000	2,104,000	18,700	2,488,000	2,504,000	22,300	2,960,000
1,704,000	1,720,000	15,300	2,104,000	2,120,000	18,900	2,504,000	2,520,000	22,500	2,980,000
1,720,000	1,736,000	15,400	2,120,000	2,136,000	19,000	2,520,000	2,536,000	22,600	3,000,000
1,736,000	1,752,000	15,600	2,136,000	2,152,000	19,200	2,536,000	2,552,000	22,800	3,020,000
1,752,000	1,768,000	15,700	2,152,000	2,168,000	19,300	2,552,000	2,568,000	22,900	3,040,000
1,768,000	1,784,000	15,900	2,168,000	2,184,000	19,500	2,568,000	2,584,000	23,100	3,060,000
1,784,000	1,800,000	16,000	2,184,000	2,200,000	19,600	2,584,000	2,600,000	23,200	3,080,000
1,800,000	1,816,000	16,200	2,200,000	2,216,000	19,800	2,600,000	2,620,000	23,400	3,100,000
1,816,000	1,832,000	16,300	2,216,000	2,232,000	19,900	2,620,000	2,640,000	23,500	3,120,000
1,832,000	1,848,000	16,400	2,232,000	2,248,000	20,000	2,640,000	2,660,000	23,700	3,140,000
1,848,000	1,864,000	16,600	2,248,000	2,264,000	20,200	2,660,000	2,680,000	23,900	3,160,000
1,864,000	1,880,000	16,700	2,264,000	2,280,000	20,300	2,680,000	2,700,000	24,100	3,180,000
1,880,000	1,896,000	16,900	2,280,000	2,296,000	20,500	2,700,000	2,720,000	24,300	3,200,000
1,896,000	1,912,000	17,000	2,296,000	2,312,000	20,600	2,720,000	2,740,000	24,400	3,220,000
1,912,000	1,928,000	17,200	2,312,000	2,328,000	20,800	2,740,000	2,760,000	24,600	3,240,000
1,928,000	1,944,000	17,300	2,328,000	2,344,000	20,900	2,760,000	2,780,000	24,800	3,260,000
1,944,000	1,960,000	17,400	2,344,000	2,360,000	21,000	2,780,000	2,800,000	25,000	3,280,000
1,960,000	1,976,000	17,600	2,360,000	2,376,000	21,200	2,800,000	2,820,000	25,200	3,300,000
1,976,000	1,992,000	17,700	2,376,000	2,392,000	21,300	2,820,000	2,840,000	25,300	3,320,000
1,992,000	2,008,000	17,900	2,392,000	2,408,000	21,500	2,840,000	2,860,000	25,500	3,340,000
2,008,000	2,024,000	18,000	2,408,000	2,424,000	21,600	2,860,000	2,880,000	25,700	3,360,000
2,024,000	2,040,000	18,200	2,424,000	2,440,000	21,800	2,880,000	2,900,000	25,900	3,380,000
2,040,000	2,056,000	18,300	2,440,000	2,456,000	21,900	2,900,000	2,920,000	26,100	3,400,000

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額	税	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税
		以	上		以	上		以	上	
3,420,000	30,700	3,920,000	3,940,000	35,200	4,420,000	4,440,000	39,700	4,920,000	4,940,000	44,200
3,440,000	30,900	3,940,000	3,960,000	35,400	4,440,000	4,460,000	39,900	4,940,000	4,960,000	44,400
3,460,000	31,100	3,960,000	3,980,000	35,600	4,460,000	4,480,000	40,100	4,960,000	4,980,000	44,600
3,480,000	31,300	3,980,000	4,000,000	35,800	4,480,000	4,500,000	40,300	4,980,000	5,000,000	44,800
3,500,000	31,500	4,000,000	4,020,000	36,000	4,500,000	4,520,000	40,500	5,000,000	5,020,000	45,000
3,520,000	31,600	4,020,000	4,040,000	36,100	4,520,000	4,540,000	40,600	5,020,000	5,040,000	45,100
3,540,000	31,800	4,040,000	4,060,000	36,300	4,540,000	4,560,000	40,800	5,040,000	5,060,000	45,300
3,560,000	32,000	4,060,000	4,080,000	36,500	4,560,000	4,580,000	41,000	5,060,000	5,080,000	45,500
3,580,000	32,200	4,080,000	4,100,000	36,700	4,580,000	4,600,000	41,200	5,080,000	5,100,000	45,700
3,600,000	32,400	4,100,000	4,120,000	36,900	4,600,000	4,620,000	41,400	5,100,000	5,120,000	45,900
3,620,000	32,500	4,120,000	4,140,000	37,000	4,620,000	4,640,000	41,500	5,120,000	5,140,000	46,000
3,640,000	32,700	4,140,000	4,160,000	37,200	4,640,000	4,660,000	41,700	5,140,000	5,160,000	46,200
3,660,000	32,900	4,160,000	4,180,000	37,400	4,660,000	4,680,000	41,900	5,160,000	5,180,000	46,400
3,680,000	33,100	4,180,000	4,200,000	37,600	4,680,000	4,700,000	42,100	5,180,000	5,200,000	46,600
3,700,000	33,300	4,200,000	4,220,000	37,800	4,700,000	4,720,000	42,300	5,200,000	5,220,000	46,800
3,720,000	33,400	4,220,000	4,240,000	37,900	4,720,000	4,740,000	42,400	5,220,000	5,240,000	46,900
3,740,000	33,600	4,240,000	4,260,000	38,100	4,740,000	4,760,000	42,600	5,240,000	5,260,000	47,100
3,760,000	33,800	4,260,000	4,280,000	38,300	4,760,000	4,780,000	42,800	5,260,000	5,280,000	47,300
3,780,000	34,000	4,280,000	4,300,000	38,500	4,780,000	4,800,000	43,000	5,280,000	5,300,000	47,500
3,800,000	34,200	4,300,000	4,320,000	38,700	4,800,000	4,820,000	43,200	5,300,000	5,320,000	47,700
3,820,000	34,300	4,320,000	4,340,000	38,800	4,820,000	4,840,000	43,300	5,320,000	5,340,000	47,800
3,840,000	34,500	4,340,000	4,360,000	39,000	4,840,000	4,860,000	43,500	5,340,000	5,360,000	48,000
3,860,000	34,700	4,360,000	4,380,000	39,200	4,860,000	4,880,000	43,700	5,360,000	5,380,000	48,200
3,880,000	34,900	4,380,000	4,400,000	39,400	4,880,000	4,900,000	43,900	5,380,000	5,400,000	48,400
3,900,000	35,100	4,400,000	4,420,000	39,600	4,900,000	4,920,000	44,100	5,400,000	5,420,000	48,600

以 上	未 満	税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
			以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
5,420,000	5,440,000	48,700	5,920,000	5,940,000	53,200	6,420,000	6,440,000	57,700	6,920,000	6,940,000	62,200
5,440,000	5,460,000	48,900	5,940,000	5,960,000	53,400	6,440,000	6,460,000	57,900	6,940,000	6,960,000	62,400
5,460,000	5,480,000	49,100	5,960,000	5,980,000	53,600	6,460,000	6,480,000	58,100	6,960,000	6,980,000	62,600
5,480,000	5,500,000	49,300	5,980,000	6,000,000	53,800	6,480,000	6,500,000	58,300	6,980,000	7,000,000	62,800
5,500,000	5,520,000	49,500	6,000,000	6,020,000	54,000	6,500,000	6,520,000	58,500	7,000,000	7,020,000	63,000
5,520,000	5,540,000	49,600	6,020,000	6,040,000	54,100	6,520,000	6,540,000	58,600	7,020,000	7,040,000	63,100
5,540,000	5,560,000	49,800	6,040,000	6,060,000	54,300	6,540,000	6,560,000	58,800	7,040,000	7,060,000	63,300
5,560,000	5,580,000	50,000	6,060,000	6,080,000	54,500	6,560,000	6,580,000	59,000	7,060,000	7,080,000	63,500
5,580,000	5,600,000	50,200	6,080,000	6,100,000	54,700	6,580,000	6,600,000	59,200	7,080,000	7,100,000	63,700
5,600,000	5,620,000	50,400	6,100,000	6,120,000	54,900	6,600,000	6,620,000	59,400	7,100,000	7,120,000	63,900
5,620,000	5,640,000	50,500	6,120,000	6,140,000	55,000	6,620,000	6,640,000	59,500	7,120,000	7,140,000	64,000
5,640,000	5,660,000	50,700	6,140,000	6,160,000	55,200	6,640,000	6,660,000	59,700	7,140,000	7,160,000	64,200
5,660,000	5,680,000	50,900	6,160,000	6,180,000	55,400	6,660,000	6,680,000	59,900	7,160,000	7,180,000	64,400
5,680,000	5,700,000	51,100	6,180,000	6,200,000	55,600	6,680,000	6,700,000	60,100	7,180,000	7,200,000	64,600
5,700,000	5,720,000	51,300	6,200,000	6,220,000	55,800	6,700,000	6,720,000	60,300	7,200,000	7,220,000	64,800
5,720,000	5,740,000	51,400	6,220,000	6,240,000	55,900	6,720,000	6,740,000	60,400	7,220,000	7,240,000	64,900
5,740,000	5,760,000	51,600	6,240,000	6,260,000	56,100	6,740,000	6,760,000	60,600	7,240,000	7,260,000	65,100
5,760,000	5,780,000	51,800	6,260,000	6,280,000	56,300	6,760,000	6,780,000	60,800	7,260,000	7,280,000	65,300
5,780,000	5,800,000	52,000	6,280,000	6,300,000	56,500	6,780,000	6,800,000	61,000	7,280,000	7,300,000	65,500
5,800,000	5,820,000	52,200	6,300,000	6,320,000	56,700	6,800,000	6,820,000	61,200	7,300,000	7,320,000	65,700
5,820,000	5,840,000	52,300	6,320,000	6,340,000	56,800	6,820,000	6,840,000	61,300	7,320,000	7,340,000	65,800
5,840,000	5,860,000	52,500	6,340,000	6,360,000	57,000	6,840,000	6,860,000	61,500	7,340,000	7,360,000	66,000
5,860,000	5,880,000	52,700	6,360,000	6,380,000	57,200	6,860,000	6,880,000	61,700	7,360,000	7,380,000	66,200
5,880,000	5,900,000	52,900	6,380,000	6,400,000	57,400	6,880,000	6,900,000	61,900	7,380,000	7,400,000	66,400
5,900,000	5,920,000	53,100	6,400,000	6,420,000	57,600	6,900,000	6,920,000	62,100	7,400,000	7,420,000	66,600

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以	上		以	上		以	上		以	上	
7,420,000	7,440,000	68,700	7,720,000	7,740,000	69,400	8,000,000	14,000,000	14,000,000円以上	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に1.8%を乗じて算出した金額から126,000円を控除した金額		
7,440,000	7,460,000	68,900	7,740,000	7,760,000	69,600						
7,460,000	7,480,000	67,100	7,760,000	7,780,000	69,800						
7,480,000	7,500,000	67,300	7,780,000	7,800,000	70,000						
7,500,000	7,520,000	67,500	7,800,000	7,820,000	70,200						
7,520,000	7,540,000	67,600	7,820,000	7,840,000	70,300						
7,540,000	7,560,000	67,800	7,840,000	7,860,000	70,500						
7,560,000	7,580,000	68,000	7,860,000	7,880,000	70,700						
7,580,000	7,600,000	68,200	7,880,000	7,900,000	70,900						
7,600,000	7,620,000	68,400	7,900,000	7,920,000	71,100						
7,620,000	7,640,000	68,500	7,920,000	7,940,000	71,200						
7,640,000	7,660,000	68,700	7,940,000	7,960,000	71,400						
7,660,000	7,680,000	68,900	7,960,000	7,980,000	71,600						
7,680,000	7,700,000	69,100	7,980,000	8,000,000	71,800						
7,700,000	7,720,000	69,300									

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第二 退職所得に係る市町村民税の特別徴収税額表 (第三百二十八条の六、第三百二十八条の十三、
附則第七条関係)

以	上	未	満	税	額	以	上	未	満	税	額	以	上	未	満	税	額	以	上	未	満	税	額
8,000	円未満	12,000	16,000	20,000	24,000	28,000	32,000	36,000	40,000	44,000	48,000	52,000	56,000	60,000	64,000	68,000	72,000	76,000	80,000	84,000	88,000	92,000	96,000
100	0	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100,000	104,000	108,000	112,000	116,000	120,000	124,000	128,000	132,000	136,000	140,000	144,000	148,000	152,000	156,000	160,000	164,000	168,000	172,000	176,000	180,000	184,000	188,000	192,000
1,300	1,400	1,400	1,500	1,500	1,600	1,600	1,700	1,700	1,800	1,800	1,900	1,900	2,000	2,100	2,100	2,200	2,200	2,300	2,300	2,400	2,400	2,500	2,500
200,000	204,000	208,000	212,000	216,000	220,000	224,000	228,000	232,000	236,000	240,000	244,000	248,000	252,000	256,000	260,000	264,000	268,000	272,000	276,000	280,000	284,000	288,000	292,000
2,700	2,700	2,800	2,800	2,900	2,900	3,000	3,000	3,100	3,100	3,200	3,200	3,300	3,300	3,400	3,400	3,500	3,500	3,600	3,600	3,700	3,700	3,800	3,800
348,000	356,000	364,000	372,000	380,000	388,000	396,000	404,000	412,000	420,000	428,000	436,000	444,000	452,000	460,000	468,000	476,000	484,000	492,000	500,000	508,000	516,000	524,000	532,000
4,600	4,800	4,900	5,000	5,100	5,200	5,300	5,400	5,500	5,600	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	6,700	6,800	6,900	7,000
540,000	548,000	556,000	564,000	572,000	580,000	588,000	596,000	604,000	612,000	620,000	628,000	636,000	644,000	652,000	660,000	668,000	676,000	684,000	692,000	700,000	708,000	716,000	724,000
7,200	7,300	7,400	7,500	7,600	7,700	7,800	7,900	8,000	8,100	8,200	8,300	8,400	8,500	8,600	8,700	8,800	8,900	9,000	9,100	9,200	9,300	9,400	9,500

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
548,000	556,000	7,300	748,000	756,000	10,000	1,032,000	1,044,000	13,900	1,332,000	1,344,000	17,900	1,332,000	1,344,000	17,900	
556,000	564,000	7,500	756,000	764,000	10,200	1,044,000	1,056,000	14,000	1,344,000	1,356,000	18,100	1,344,000	1,356,000	18,100	
564,000	572,000	7,600	764,000	772,000	10,300	1,056,000	1,068,000	14,200	1,356,000	1,368,000	18,300	1,356,000	1,368,000	18,300	
572,000	580,000	7,700	772,000	780,000	10,400	1,068,000	1,080,000	14,400	1,368,000	1,380,000	18,400	1,368,000	1,380,000	18,400	
580,000	588,000	7,800	780,000	792,000	10,500	1,080,000	1,092,000	14,500	1,380,000	1,392,000	18,600	1,380,000	1,392,000	18,600	
588,000	596,000	7,900	792,000	804,000	10,600	1,092,000	1,104,000	14,700	1,392,000	1,404,000	18,700	1,392,000	1,404,000	18,700	
596,000	604,000	8,000	804,000	816,000	10,800	1,104,000	1,116,000	14,900	1,404,000	1,416,000	18,900	1,404,000	1,416,000	18,900	
604,000	612,000	8,100	816,000	828,000	11,000	1,116,000	1,128,000	15,000	1,416,000	1,428,000	19,100	1,416,000	1,428,000	19,100	
612,000	620,000	8,200	828,000	840,000	11,100	1,128,000	1,140,000	15,200	1,428,000	1,440,000	19,200	1,428,000	1,440,000	19,200	
620,000	628,000	8,300	840,000	852,000	11,300	1,140,000	1,152,000	15,300	1,440,000	1,452,000	19,400	1,440,000	1,452,000	19,400	
628,000	636,000	8,400	852,000	864,000	11,500	1,152,000	1,164,000	15,500	1,452,000	1,464,000	19,600	1,452,000	1,464,000	19,600	
636,000	644,000	8,500	864,000	876,000	11,600	1,164,000	1,176,000	15,700	1,464,000	1,476,000	19,700	1,464,000	1,476,000	19,700	
644,000	652,000	8,600	876,000	888,000	11,800	1,176,000	1,188,000	15,800	1,476,000	1,488,000	19,800	1,476,000	1,488,000	19,800	
652,000	660,000	8,800	888,000	900,000	11,900	1,188,000	1,200,000	16,000	1,488,000	1,500,000	20,000	1,488,000	1,500,000	20,000	
660,000	668,000	8,900	900,000	912,000	12,100	1,200,000	1,212,000	16,200	1,500,000	1,512,000	20,200	1,500,000	1,512,000	20,200	
668,000	676,000	9,000	912,000	924,000	12,300	1,212,000	1,224,000	16,300	1,512,000	1,524,000	20,400	1,512,000	1,524,000	20,400	
676,000	684,000	9,100	924,000	936,000	12,400	1,224,000	1,236,000	16,500	1,524,000	1,536,000	20,500	1,524,000	1,536,000	20,500	
684,000	692,000	9,200	936,000	948,000	12,600	1,236,000	1,248,000	16,600	1,536,000	1,548,000	20,700	1,536,000	1,548,000	20,700	
692,000	700,000	9,300	948,000	960,000	12,700	1,248,000	1,260,000	16,800	1,548,000	1,560,000	20,800	1,548,000	1,560,000	20,800	
700,000	708,000	9,400	960,000	972,000	12,900	1,260,000	1,272,000	17,000	1,560,000	1,576,000	21,000	1,560,000	1,576,000	21,000	
708,000	716,000	9,500	972,000	984,000	13,100	1,272,000	1,284,000	17,100	1,576,000	1,592,000	21,200	1,576,000	1,592,000	21,200	
716,000	724,000	9,600	984,000	996,000	13,200	1,284,000	1,296,000	17,300	1,592,000	1,608,000	21,400	1,592,000	1,608,000	21,400	
724,000	732,000	9,700	996,000	1,008,000	13,400	1,296,000	1,308,000	17,400	1,608,000	1,624,000	21,700	1,608,000	1,624,000	21,700	
732,000	740,000	9,800	1,008,000	1,020,000	13,600	1,308,000	1,320,000	17,600	1,624,000	1,640,000	21,900	1,624,000	1,640,000	21,900	
740,000	748,000	9,900	1,020,000	1,032,000	13,700	1,320,000	1,332,000	17,800	1,640,000	1,656,000	22,100	1,640,000	1,656,000	22,100	

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満	以 上	未 満		以 上	未 満	以 上	未 満		以 上	未 満	以 上	未 満	
1,656,000	1,672,000	22,300	2,056,000	2,072,000	27,700	2,456,000	2,472,000	33,100	2,920,000	2,940,000	39,400			
1,672,000	1,688,000	22,500	2,072,000	2,088,000	27,900	2,472,000	2,488,000	33,300	2,940,000	2,960,000	39,600			
1,688,000	1,704,000	22,700	2,088,000	2,104,000	28,100	2,488,000	2,504,000	33,500	2,960,000	2,980,000	39,800			
1,704,000	1,720,000	23,000	2,104,000	2,120,000	28,400	2,504,000	2,520,000	33,800	2,980,000	3,000,000	40,200			
1,720,000	1,736,000	23,200	2,120,000	2,136,000	28,600	2,520,000	2,536,000	34,000	3,000,000	3,020,000	40,500			
1,736,000	1,752,000	23,400	2,136,000	2,152,000	28,800	2,536,000	2,552,000	34,200	3,020,000	3,040,000	40,700			
1,752,000	1,768,000	23,600	2,152,000	2,168,000	29,000	2,552,000	2,568,000	34,400	3,040,000	3,060,000	41,000			
1,768,000	1,784,000	23,800	2,168,000	2,184,000	29,200	2,568,000	2,584,000	34,600	3,060,000	3,080,000	41,300			
1,784,000	1,800,000	24,000	2,184,000	2,200,000	29,400	2,584,000	2,600,000	34,800	3,080,000	3,100,000	41,500			
1,800,000	1,816,000	24,300	2,200,000	2,216,000	29,700	2,600,000	2,620,000	35,100	3,100,000	3,120,000	41,800			
1,816,000	1,832,000	24,500	2,216,000	2,232,000	29,900	2,620,000	2,640,000	35,300	3,120,000	3,140,000	42,100			
1,832,000	1,848,000	24,700	2,232,000	2,248,000	30,100	2,640,000	2,660,000	35,600	3,140,000	3,160,000	42,300			
1,848,000	1,864,000	24,900	2,248,000	2,264,000	30,300	2,660,000	2,680,000	35,900	3,160,000	3,180,000	42,600			
1,864,000	1,880,000	25,100	2,264,000	2,280,000	30,500	2,680,000	2,700,000	36,100	3,180,000	3,200,000	42,900			
1,880,000	1,896,000	25,300	2,280,000	2,296,000	30,700	2,700,000	2,720,000	36,400	3,200,000	3,220,000	43,200			
1,896,000	1,912,000	25,500	2,296,000	2,312,000	30,900	2,720,000	2,740,000	36,700	3,220,000	3,240,000	43,400			
1,912,000	1,928,000	25,800	2,312,000	2,328,000	31,200	2,740,000	2,760,000	36,900	3,240,000	3,260,000	43,700			
1,928,000	1,944,000	26,000	2,328,000	2,344,000	31,400	2,760,000	2,780,000	37,200	3,260,000	3,280,000	44,000			
1,944,000	1,960,000	26,200	2,344,000	2,360,000	31,600	2,780,000	2,800,000	37,500	3,280,000	3,300,000	44,200			
1,960,000	1,976,000	26,400	2,360,000	2,376,000	31,800	2,800,000	2,820,000	37,800	3,300,000	3,320,000	44,500			
1,976,000	1,992,000	26,600	2,376,000	2,392,000	32,000	2,820,000	2,840,000	38,000	3,320,000	3,340,000	44,800			
1,992,000	2,008,000	26,800	2,392,000	2,408,000	32,200	2,840,000	2,860,000	38,300	3,340,000	3,360,000	45,000			
2,008,000	2,024,000	27,100	2,408,000	2,424,000	32,500	2,860,000	2,880,000	38,600	3,360,000	3,380,000	45,300			
2,024,000	2,040,000	27,300	2,424,000	2,440,000	32,700	2,880,000	2,900,000	38,800	3,380,000	3,400,000	45,600			
2,040,000	2,056,000	27,500	2,440,000	2,456,000	32,900	2,900,000	2,920,000	39,100	3,400,000	3,420,000	45,900			

官 報 (号 外)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額			
以上	未満		以上	未満		以上	未満				
3,420,000	3,440,000	46,100	3,920,000	3,940,000	52,900	4,420,000	4,440,000	69,100	4,920,000	4,940,000	87,100
3,440,000	3,460,000	46,400	3,940,000	3,960,000	53,100	4,440,000	4,460,000	69,800	4,940,000	4,960,000	87,800
3,460,000	3,480,000	46,700	3,960,000	3,980,000	53,400	4,460,000	4,480,000	70,500	4,960,000	4,980,000	88,500
3,480,000	3,500,000	46,900	3,980,000	4,000,000	53,700	4,480,000	4,500,000	71,200	4,980,000	5,000,000	89,200
3,500,000	3,520,000	47,200	4,000,000	4,020,000	54,000	4,500,000	4,520,000	72,000	5,000,000	5,020,000	90,000
3,520,000	3,540,000	47,500	4,020,000	4,040,000	54,700	4,520,000	4,540,000	72,700	5,020,000	5,040,000	90,700
3,540,000	3,560,000	47,700	4,040,000	4,060,000	55,400	4,540,000	4,560,000	73,400	5,040,000	5,060,000	91,400
3,560,000	3,580,000	48,000	4,060,000	4,080,000	56,100	4,560,000	4,580,000	74,100	5,060,000	5,080,000	92,100
3,580,000	3,600,000	48,300	4,080,000	4,100,000	56,800	4,580,000	4,600,000	74,800	5,080,000	5,100,000	92,800
3,600,000	3,620,000	48,600	4,100,000	4,120,000	57,600	4,600,000	4,620,000	75,600	5,100,000	5,120,000	93,600
3,620,000	3,640,000	48,800	4,120,000	4,140,000	58,300	4,620,000	4,640,000	76,300	5,120,000	5,140,000	94,300
3,640,000	3,660,000	49,100	4,140,000	4,160,000	59,000	4,640,000	4,660,000	77,000	5,140,000	5,160,000	95,000
3,660,000	3,680,000	49,400	4,160,000	4,180,000	59,700	4,660,000	4,680,000	77,700	5,160,000	5,180,000	95,700
3,680,000	3,700,000	49,600	4,180,000	4,200,000	60,400	4,680,000	4,700,000	78,400	5,180,000	5,200,000	96,400
3,700,000	3,720,000	49,900	4,200,000	4,220,000	61,200	4,700,000	4,720,000	79,200	5,200,000	5,220,000	97,200
3,720,000	3,740,000	50,200	4,220,000	4,240,000	61,900	4,720,000	4,740,000	79,900	5,220,000	5,240,000	97,900
3,740,000	3,760,000	50,400	4,240,000	4,260,000	62,600	4,740,000	4,760,000	80,600	5,240,000	5,260,000	98,600
3,760,000	3,780,000	50,700	4,260,000	4,280,000	63,300	4,760,000	4,780,000	81,300	5,260,000	5,280,000	99,300
3,780,000	3,800,000	51,000	4,280,000	4,300,000	64,000	4,780,000	4,800,000	82,000	5,280,000	5,300,000	100,000
3,800,000	3,820,000	51,300	4,300,000	4,320,000	64,800	4,800,000	4,820,000	82,800	5,300,000	5,320,000	100,800
3,820,000	3,840,000	51,500	4,320,000	4,340,000	65,500	4,820,000	4,840,000	83,500	5,320,000	5,340,000	101,500
3,840,000	3,860,000	51,800	4,340,000	4,360,000	66,200	4,840,000	4,860,000	84,200	5,340,000	5,360,000	102,200
3,860,000	3,880,000	52,100	4,360,000	4,380,000	66,900	4,860,000	4,880,000	84,900	5,360,000	5,380,000	102,900
3,880,000	3,900,000	52,300	4,380,000	4,400,000	67,600	4,880,000	4,900,000	85,600	5,380,000	5,400,000	103,600
3,900,000	3,920,000	52,600	4,400,000	4,420,000	68,400	4,900,000	4,920,000	86,400	5,400,000	5,420,000	104,400

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
5,420,000	5,440,000	105,100	5,920,000	5,940,000	123,100	6,420,000	6,440,000	141,100	6,920,000	6,940,000	159,100
5,440,000	5,460,000	105,800	5,940,000	5,960,000	123,800	6,440,000	6,460,000	141,800	6,940,000	6,960,000	159,800
5,460,000	5,480,000	106,500	5,960,000	5,980,000	124,500	6,460,000	6,480,000	142,500	6,960,000	6,980,000	160,500
5,480,000	5,500,000	107,200	5,980,000	6,000,000	125,200	6,480,000	6,500,000	143,200	6,980,000	7,000,000	161,200
5,500,000	5,520,000	108,000	6,000,000	6,020,000	126,000	6,500,000	6,520,000	144,000	7,000,000	7,020,000	162,000
5,520,000	5,540,000	108,700	6,020,000	6,040,000	126,700	6,520,000	6,540,000	144,700	7,020,000	7,040,000	162,700
5,540,000	5,560,000	109,400	6,040,000	6,060,000	127,400	6,540,000	6,560,000	145,400	7,040,000	7,060,000	163,400
5,560,000	5,580,000	110,100	6,060,000	6,080,000	128,100	6,560,000	6,580,000	146,100	7,060,000	7,080,000	164,100
5,580,000	5,600,000	110,800	6,080,000	6,100,000	128,800	6,580,000	6,600,000	146,800	7,080,000	7,100,000	164,800
5,600,000	5,620,000	111,600	6,100,000	6,120,000	129,600	6,600,000	6,620,000	147,600	7,100,000	7,120,000	165,600
5,620,000	5,640,000	112,300	6,120,000	6,140,000	130,300	6,620,000	6,640,000	148,300	7,120,000	7,140,000	166,300
5,640,000	5,660,000	113,000	6,140,000	6,160,000	131,000	6,640,000	6,660,000	149,000	7,140,000	7,160,000	167,000
5,660,000	5,680,000	113,700	6,160,000	6,180,000	131,700	6,660,000	6,680,000	149,700	7,160,000	7,180,000	167,700
5,680,000	5,700,000	114,400	6,180,000	6,200,000	132,400	6,680,000	6,700,000	150,400	7,180,000	7,200,000	168,400
5,700,000	5,720,000	115,200	6,200,000	6,220,000	133,200	6,700,000	6,720,000	151,200	7,200,000	7,220,000	169,200
5,720,000	5,740,000	115,900	6,220,000	6,240,000	133,900	6,720,000	6,740,000	151,900	7,220,000	7,240,000	169,900
5,740,000	5,760,000	116,600	6,240,000	6,260,000	134,600	6,740,000	6,760,000	152,600	7,240,000	7,260,000	170,600
5,760,000	5,780,000	117,300	6,260,000	6,280,000	135,300	6,760,000	6,780,000	153,300	7,260,000	7,280,000	171,300
5,780,000	5,800,000	118,000	6,280,000	6,300,000	136,000	6,780,000	6,800,000	154,000	7,280,000	7,300,000	172,000
5,800,000	5,820,000	118,800	6,300,000	6,320,000	136,800	6,800,000	6,820,000	154,800	7,300,000	7,320,000	172,800
5,820,000	5,840,000	119,500	6,320,000	6,340,000	137,500	6,820,000	6,840,000	155,500	7,320,000	7,340,000	173,500
5,840,000	5,860,000	120,200	6,340,000	6,360,000	138,200	6,840,000	6,860,000	156,200	7,340,000	7,360,000	174,200
5,860,000	5,880,000	120,900	6,360,000	6,380,000	138,900	6,860,000	6,880,000	156,900	7,360,000	7,380,000	174,900
5,880,000	5,900,000	121,600	6,380,000	6,400,000	139,600	6,880,000	6,900,000	157,600	7,380,000	7,400,000	175,600
5,900,000	5,920,000	122,400	6,400,000	6,420,000	140,400	6,900,000	6,920,000	158,400	7,400,000	7,420,000	176,400

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
以	上		以	上		以	上		以	上	
7,420,000	7,440,000	177,100	7,720,000	7,740,000	187,900	8,000,000	14,000,000	14,000,000円以上	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.95%を乗じて算出した金額から279,000円を控除した金額		
7,440,000	7,460,000	177,800	7,740,000	7,760,000	188,600						
7,460,000	7,480,000	178,500	7,760,000	7,780,000	189,300						
7,480,000	7,500,000	179,200	7,780,000	7,800,000	190,000						
7,500,000	7,520,000	180,000	7,800,000	7,820,000	190,800						
7,520,000	7,540,000	180,700	7,820,000	7,840,000	191,500						
7,540,000	7,560,000	181,400	7,840,000	7,860,000	192,200						
7,560,000	7,580,000	182,100	7,860,000	7,880,000	192,900						
7,580,000	7,600,000	182,800	7,880,000	7,900,000	193,600						
7,600,000	7,620,000	183,600	7,900,000	7,920,000	194,400						
7,620,000	7,640,000	184,300	7,920,000	7,940,000	195,100						
7,640,000	7,660,000	185,000	7,940,000	7,960,000	195,800						
7,660,000	7,680,000	185,700	7,960,000	7,980,000	196,500						
7,680,000	7,700,000	186,400	7,980,000	8,000,000	197,200						
7,700,000	7,720,000	187,200									

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

(地方財政法の一部改正)

第二条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)

の一部を次のように改正する。

第三十三條の二を次のように改める。

(個人の道府県民税又は市町村民税に係る減税に伴う地方債の特例)

第三十三條の二 地方公共団体は、平成六年度から平成八年度までの間に限り、地方税法等の一部を改正する法律(平成六年法律第

号。次項において「地方税法等改正法」とい

う。)の施行による個人の道府県民税又は市町村民税に係る当該各年度の減収額を埋めるため、第五條の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

2 前項の規定により起すことができる当該各年度の地方債の額は、地方税法等改正法による改正前の地方税法(次項において「旧地方税法」という。)の規定を適用するものとした場合における当該地方公共団体の当該各年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の収入見込額から当該地方公共団体の当該各年度の個人の道府県民税又は市町村民税の

所得割の収入見込額を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額とする。

3 平成八年度において前項の控除した額を算定する場合における平成八年度分の個人の道府県民税又は市町村民税に係る旧地方税法の規定の適用については、旧地方税法第二十三條第四項及び第二百九十二條第四項中「前年」とあるのは、「前々年」とする。

(地方交付税法の一部改正)

第三條 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第六條中「百分の二十四」を「百分の二十九・五」に改める。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第四條 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項中「平成二十年度まで」を「平成三十七年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	控	除	額
平成七年度			四千四百九十二億四千万円
平成八年度			四千二百六十五億円
平成九年度			四千六百九十二億円
平成十年度			五千百十八億円
平成十一年度			五千五百九十三億円
平成十二年度			七千二百七十八億三千八百万円
平成十三年度			七千六百三十五億八千二百八十二万九千円
平成十四年度			千四百二十七億円

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第五十條の四、第三百二十八條の三、別表第一及び別表第二の改正規定並びに第二条及び第四条の規定並びに次条第三項並びに附則第九條、第十條第三項及び第十二條の規定並びに附則第十九條の規定

(地方交付税法附則第四條の改正規定に限る。) 平成七年一月一日

二 第一条中地方税法第二十三條第一項第七号及び第八号、第三十二條第四項第一号、第二百九十二條第一項第七号及び第八号並びに第三百十三條第四項第一号の改正規定並びに次条第四項並びに附則第八條及び第十條第四項の規定 平成八年四月一日

三 第一条中地方消費税に関する改正規定及び第三条の規定並びに附則第三條から第七條ま

平成十五年度	千五百七十二億円
平成十六年度	千七百四十七億円
平成十七年度	千九百二十四億円
平成十八年度	二千百一十一億円
平成十九年度	二千三百二十三億円
平成二十年度	二千五百五十億円
平成二十一年度	二千七百九十七億円
平成二十二年	五十五億円
平成二十三年	五十七億円
平成二十四年	六十億円
平成二十五年	六十億円
平成二十六年	六十億円
平成二十七年	六百二十七億円
平成二十八年	六百五十五億円
平成二十九年	六百八十五億円
平成三十年	七百十五億円
平成三十一年	七百四十八億円
平成三十二年	七百八十一億円
平成三十三年	八百十六億円
平成三十四年	八百五十三億円
平成三十五年	八百九十二億円
平成三十六年	千三百七十二億円
平成三十七年	千四百三十四億円

で及び第十三条から第十六条までの規定、附則第十七条の規定(地方財政法第四条の第三項及び第五項第一号の改正規定に限る。)、附則第十八条の規定、附則第十九条の規定(地方交付税法附則第四条の改正規定を除く。並びに附則第二十条から第三十三条までの規定 平成九年四月一日

(道府県民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。))の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成七年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成六年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十四条第一項第十号の二の規定の適用については、平成七年度分の個人の道府県民税に限り、同号中「七十六万円」とあるのは「七十万円」と、同号イ(1)中「十万円」とあるのは「五万円」と、同号イ(2)中「十万円」とあるのは「五万円」と、「三十三万円」とあるのは「三十万円」と、同号ロ(1)中「四十五万円」とあるのは「四十万円」と、同号ロ(2)中「四十五万円」とあるのは「四十万円」と、「七十五万円」とあるのは「六十万円」と、「三十八万円から」とあるのは「三十二万円から」と、同号ロ(3)中「七十五万円」とあるのは「六十五万円」と、「三万円」とあるのは「五万円」とする。

3 新法第五十条の四及び別表第一の規定は、平成七年一月一日以後に支払うべき退職手当等(新法第五十条の二に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。))に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等

に係る所得割については、なお従前の例による。

4 新法第二十三条第一項第七号及び第八号並びに第三十二条第四項第一号の規定は、平成八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置等)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新法第二章第三節及び附則第九条の四から第九条の十六までの規定は、平成九年四月一日(以下附則第六条までにおいて「適用日」という。))以後に事業者が行う課税資産の譲渡等消費税法昭和六十六年法律第八号(第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。附則第五条及び第六条において同じ。))及び適用日以後に保稅地域から引き取られる課税貨物(同項第十一号に規定する課税貨物をいう。附則第五条及び第六条において同じ。))に係る地方消費税について適用する。

第四条 新法第七十二条の八十七(新法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段において読み替えて適用する場合を含む。))の規定は、消費税法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項に規定する課税期間が適用日以後に開始する場合について適用する。

第五条 新法第七十二条の八十七の事業者は、消費税法第四十三条第一項の規定が適用される場合に限り、同項第四号に掲げる金額の計算の基礎となる金額に経過措置対象課税資産の譲渡等又は経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれているときは、新法第七十二条の八十

七の規定による申告書に係る同項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなして次条第一項の規定を適用して算出した金額を当該中間申告対象期間に係る新法第七十二条の八十七各項の規定に規定する消費税法第四十三条第一項第四号に掲げる金額として、当該申告書を提出することができる。

2 前項の経過措置対象課税資産の譲渡等とは、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成六年法律第 号。以下この条及び次条において「所得税法等改正法」という。))附則第七条、第十条から第十四条まで、第二十二條又は第二十四条の規定により、所得税法等改正法第三条の規定による改正前の消費税法(次条において「旧消費税法」という。))第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等をいう。

3 第一項の経過措置対象課税仕入れ等とは、次に掲げるものをいう。

- 一 適用日前に事業者が行った課税仕入れ(消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下この項及び次条第一項第二号において同じ。))
- 二 適用日前に事業者が保稅地域から引き取った課税貨物
- 三 所得税法等改正法附則第十条第七項(所得税法等改正法附則第十三条第三項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける課税仕入れ
- 四 所得税法等改正法附則第十八条又は第十九条の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等
- 五 前各号に掲げるもののほか、所得税法等改

正法附則の規定の適用を受ける課税仕入れ等で政令で定めるもの

第六条 新法第七十二条の八十八第一項の事業者が、適用日以後に終了する課税期間(新法第七十二条の七十八第三項に規定する課税期間をいう。以下この条において同じ。))に係る新法第七十二条の八十八第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して残額があるときは、当該残額を当該課税期間に係る新法第七十二条の八十八第一項に規定する消費税額として同項の規定を適用する。

一 当該課税期間中に当該事業者が行った課税資産の譲渡等(前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等を除く。))に係る消費税額の合計額

二 当該課税期間中に当該事業者が行った課税仕入れ又は当該課税期間中に保稅地域から引き取った課税貨物(前条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等を除く。))につき、消費税法第三章の規定を適用した場合に同章の規定により当該課税期間の同法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イからハまでに掲げる消費税額の合計額(当該課税期間が適用日前に開始する場合で、所得税法等改正法附則第二十条の規定によりなお効力を有することとされる

旧消費税法第四十条の規定の適用があるときは、当該合計額と同条の規定を適用して算出される同条第一項に規定する限界控除税額に相当する消費税額を十二で除し、これに適用日から当該課税期間の末日までの月数当該月数に一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。を乗じて計算した金額との合計額。

2 新法第七十二条の八十八第一項の事業者が、適用日以後に終了する課税期間に係る同項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、前項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して控除しきれなかった金額があるときは、当該事業者を新法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者と、当該控除しきれなかった金額を同項に規定する不足額とみなして、同項の規定を適用する。

3 新法第七十二条の八十八第二項の事業者(消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。)が、適用日以後に終了する課税期間に係る新法第七十二条の八十八第二項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、か

つ、第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して控除しきれなかった金額があるときは、当該控除しきれなかった金額を当該課税期間に係る新法第七十二条の八十八第二項に規定する不足額として同項の規定を適用する。

4 新法第七十二条の八十八第二項の事業者(消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。)が、適用日以後に終了する課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して控除しきれなかった金額があるときは、当該事業者を新法第七十二条の八十八第一項に規定する事業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該消費税額」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)附則第六条第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した残額」とする。

5 新法第七十二条の八十八第二項の事業者(消費税法第四十六条第一項の規定により消費税の申告書を提出しようとする者に限る。)が、適用日以後に終了する課税期間に係る新法第七十二条の八十八第二項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に前条第

三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれているときは、第一項第二号に掲げる金額を当該課税期間に係る新法第七十二条の八十八第二項に規定する不足額として同項の規定を適用する。

6 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における新法第二章第三節及び附則第九条の四から第九条の十六までの規定の適用に關し必要な技術的統替えその他必要な事項は、政令で定める。

第七條 新法附則第九条の六第三項前段の規定により国から払込みを受けた道府県が同項後段の規定により他の道府県に支払うべき金額は、当分の間、当該道府県が当該他の道府県から支払を受けるべき金額と同額とみなす。

第八條 新法第二章第三節第三款及び附則第九条の四から第九条の十六までの規定により国が地方消費税の貨物割及び譲渡割の賦課徴収等を消費税の賦課徴収等と併せて行うことに伴い、平成八年度において必要となる電子計算機による情報処理システムの整備その他の準備に要する経費で政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、道府県が負担する。

第九條 附則第三条から前条までに定めるもののほか、地方消費税に係る延滞金、滞納処分その他新法第二章第三節の規定に關し必要な事項は、別に法律で定める。

(市町村民税に關する経過措置)
第十條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に關する部分は、平成七年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成六年度分までの個人の市町村民税

については、なお従前の例による。

2 新法第三百十四条の二第一項第十号の二の規定の適用については、平成七年度分の個人の市町村民税に限り、同号中「七十六万円」とあるのは「七十万円」と、同号イ(1)中「十万円」とあるのは「五万円」と、同号イ(2)中「十万円」とあるのは「五万円」と、「三十三万円」とあるのは「三十万円」と、同号ロ(1)中「四十五万円」とあるのは「四十万円」と、同号ロ(2)中「四十五万円」とあるのは「四十万円」と、「七十五万円」とあるのは「六十五万円」と、「三十八万円から」とあるのは「三十二万円から」と、同号ロ(3)中「七十五万円」とあるのは「六十五万円」と、「三万円」とあるのは「五万円」とする。

3 新法第三百二十八条の三及び別表第二の規定は、平成七年一月一日以後に支払うべき退職手当等(新法第三百二十八条に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。)に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

4 新法第二百九十二条第一項第七号及び第八号並びに第三百十三条第四項第一号の規定は、平成八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十一條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置その他必要な事項は、政令で定める。
(検討)
第十二條 地方消費税の税率については、社会福

社等に要する費用の財源を確保する観点、地方の行財政改革の推進状況、非課税等特別措置等に係る課税の適正化の状況、地方財政の状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成八年九月三十日まで所要の措置を講ずるものとする。

(消費譲与税法の廃止)

第十三条 消費譲与税法(昭和六十三年法律第百十一号)は、廃止する。

(消費譲与税法の廃止に伴う経過措置)

第十四条 平成九年三月から同年五月までの間の収納に係る平成八年度の消費譲与税の収入額の五分の一に相当する額は、廃止前の消費譲与税に相当する額として、廃止前の消費譲与税法第三条、第六条、第八条及び第九条の規定の例により、平成九年七月に譲与するものとする。

2 前項に定めるもののほか、各都道府県及び市町村に対して譲与すべき額の計算における端数金額の処理その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、自治省令で定める。

(関税定率法の一部改正)

第十五条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「対してを」とついでに、「及び内国消費税を」と、内国消費税に改め、「いう。」の下に「及び地方消費税を加える。」(郵便法の一部改正)

第十六条 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第九十三条の前の見出し中「消費税法の一部改正」の下に「等」を加え、同条第一項中「所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成六

年法律第 号)第三条の規定」の下に「及び地方税法等の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)第一条中地方消費税に関する規定」を加える。

(地方財政法の一部改正)

第十七条 地方財政法の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項中「消費譲与税を削る。

第五条第一項第五号中「普通税(」の下に「地方消費税、」を加える。

第三十三条第一項中「限り、」の下に「地方税法等の一部を改正する法律(平成六年法律第 号。次条第一項において「地方税法等改正法」という。第一条の規定による改正前の「を、」地方税法の下に「(次項第一号並びに次条第二項及び第三項において「旧地方税法」という。))を加え、同条第二項第一号中「地方税法」を「旧地方税法」に改める。

第三十三条の二第一項中「地方税法等の一部を改正する法律(平成六年法律第 号。次項において「地方税法等改正法」という。))を「地方税法等改正法」に改め、同条第二項中「地方税法等改正法による改正前の地方税法(次項において「旧地方税法」という。))を「旧地方税法」に改める。

第十八条 前条の規定による改正後の地方財政法第四条の三第一項の規定は、平成九年度以後の年度における同項の規定による一般財源の額の算定について適用し、平成八年度における同項の規定による一般財源の額の算定については、

なお従前の例による。この場合において、平成九年度における同項の規定による一般財源の額の算定については、同項中「地方交付税の額の合算額」とあるのは、「地方交付税の額の合算額に地方税法等の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)附則第十四条第一項の規定により譲与される廃止前の消費譲与税に相当する額を加えた額」とする。

(地方交付税法の一部改正)

第十九条 地方交付税法の一部を次のように改正する。

第二条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「消費譲与税に係るものを除く。以下同じ。」を削り、同条第六号及び第七号中「且つ」を「かつ」に改める。

第十四条第一項中「ゴルフ場利用税の収入見込額については」を「地方消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の地方消費税の収入見込額から地方税法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付す

るものとされる地方消費税に係る交付金(以下「地方消費税交付金」という。)の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額とし、ゴルフ場利用税の収入見込額については「地方税法第百三条を「同法第百三条」に改め、「当該道府県の消費譲与税の収入見込額の百分の八十の額を削り、「当該市町村のゴルフ場利用税交付金」を「当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村のゴルフ場利用税交付金」に改め、「当該市町村の消費譲与税の収入見込額の百分の七十五の額を削り、「当該指定市のゴルフ場利用税交付金」を「当該指定市の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市のゴルフ場利用税交付金」に改め、「当該指定市の消費譲与税の収入見込額の百分の七十五の額を削り、同条第三項の表道府県の項中第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第三号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次のように加える。

三 地方消費税	
1 譲渡割	前年度の譲渡割の課税標準等の額
2 貨物割	前年度の貨物割の課税標準等の額
第十四条第三項の表市町村の項中第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次のように加える。	
九 地方消費税交付金	前年度の地方消費税交付金の交付額

附則第四条の見出し及び同条第一項中「平成二十一年度」を「平成三十八年度」に改める。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成九年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 平成九年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地方

交付税法第十四条第三項の表道府県の項中

とあるのは	
1 譲渡割	前年度の譲渡割の課税標準等の額
2 貨物割	前年度の貨物割の課税標準等の額
3 譲渡割	当該年度の譲渡割の課税標準等の額
4 貨物割	当該年度の貨物割の課税標準等の額

額として自治大臣が定める額
額として自治大臣が定める額

付金の交付額

交付金の交付見込額として自治大臣が定

とあるのは	
1 九 地方消費税交	当該年度の地方消費税交
2 付金	める額

第二十一条 平成九年度分の地方交付税に限り、
地方交付税法第十四条の規定による基準財政収

入額は、附則第十九条の規定による改正後の地
方交付税法第十四条第一項の規定によって算定

した額に、道府県においては当該道府県の消費
譲与税相当額(附則第十四条第一項の規定によ
り譲与される廃止前の消費譲与税に相当する額
をいう。以下この条において同じ。)の収入見込

地方団体の種類	収入の項目	収入見込額の算定の基礎
道府県	消費譲与税相当額	前年度の消費譲与税の譲与額
市町村	消費譲与税相当額	前年度の消費譲与税の譲与額

(会社更生法の一部改正)

第二十二條 会社更生法(昭和二十七年法律第百
七十二号)の一部を次のように改正する。

第百九条中「石油税」の下に、「地方消費税」
を加える。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の
一部改正)

第二十三條 酒税の保全及び酒類業組合等に関す
る法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次の
ように改正する。

平成六年十一月二十五日 参議院會議録第九号 地方税法等の一部を改正する法律案

第八十六条中「及び酒税相当額」を、「酒税及
び地方消費税相当額」に改める。

(国税収納金整理資金に関する法律の一部改正)
第二十四條 国税収納金整理資金に関する法律
(昭和二十九年法律第三十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第二條第一項中「収入金を含む。」の下に
「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六
号)第七十二条の百三第一項の規定により国税
と併せて収納された地方税(以下「特定地方税」
という。)を加え、「第三條」を「次條」に改め、
「返納金」の下に「(以下「返納金」という。)」を
加え、同條第二項中「国税を」を「国税及び特定地
方税に」、「及び」を「並びに」に改め、「金額の
下に」並びに「地方税法第七十二条の百三第三項
の規定による払込金を加える。」

第八條第一項中「含む。」の下に、「特定地方
税を加え、「資金からする支払金の」を削る。
第十四條第一項中「資金からする支払金の」を
削る。

「国税に係る」に改め、「定めるもの」の下に「並
びに特定地方税及びこれに係る返納金」を、「過
誤納金の還付金等」の下に「(特定地方税に係る
過誤納金の還付金等を除く。第三項において同
じ。)」を加え、同條第三項中「償還金」の下に
「(特定地方税に係る償還金を除く。)」を加え
る。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、
同項の次に次の一項を加える。

3 第二條の規定の適用については、当分の
間、同條第一項中「第七十二条の百三第一項」
とあるのは「第七十二条の百三第一項及び附

則第九條の六第一項」と、「及び」とあるのは
「並びに」と、同條第二項中「第七十二条の百
三第三項」とあるのは「第七十二条の百三第三
項及び附則第九條の六第三項」とする。

(関税法の一部改正)
第二十五條 関税法(昭和二十九年法律第六十一
号)の一部を次のように改正する。

第九條の三第一項第一号中「印紙をもつて」を
削る。

第九條の四中「関税を」を「関税(郵便物に係る
関税を除く。以下この条において同じ。)」を「に
改め、「第七十七條第三項(郵便物の関税の納
付)の規定により印紙をもつて納付する場合を
除く」を削る。

第十一條第七項第三号及び第十四條第一項中
「第七十七條第五項」を「第七十七條第六項」に改
める。

第七十二條中「掲げる内国消費税」の下に「及
び地方消費税」を加える。

第七十七條第三項中、「印紙をもつて」を削
り、同條第七項中「第五項」を「第六項」に改め、
同項を同條第八項とし、同條第四項から第六項
までを一項ずつ繰り下げ、同條第三項の次に次
の一項を加える。

4 前項の規定により関税を納付しようとする
者は、その税額に相当する金銭に納付書を添
えて、これを郵便局に納付しなければならない
。ただし、証券をもつてする歳入納付に関
する法律の定めるところにより、証券で納付
することを妨げない。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)
第二十六条 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を次のように改正する。

第三十条中、「消費譲与税に充てられる消費税」及び「消費譲与税法(昭和六十二年法律第百一十一号)による消費譲与税の譲与金」を削る。

第四十条中、「(消費譲与税に係るものを除く。)」を削り、「百分の二十四」を「百分の二十九・五」に改める。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置)
第二十七条 前条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成九年

度分の予算から適用する。

2 平成九年年度に限り、前条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法第三条中「及び特別とん税」とあるのは、「特別とん税及び消費譲与税相当額(地方税法等の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)附則第十四条第一項の規定により譲与される廃止前の消費譲与税に相当する額をいう。以下この条において同じ。)の譲与金に充てられる消費税」と、並びにこれらに関する諸費」とあるのは、「消費譲与税相当額の譲与金並びにこれらに関する諸費」とする。

(輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律の一部改正)
第二十八条 輸入品に対する国内消費税の徴収等

に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一

部を次のように改正する。

第七條第三項中「する者は」の下に、「関税法第六十三條第一項(保税運送)の承認に係る書類で第十一條第一項の規定の適用を受けるべきことを記載したものを郵政官署に呈示して当該郵便物を受け取る場合を除き」を加え、「印紙をもつて同項を」前項に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、国税通則法第三十四条第一項(納付の手續)の規定の適用については、同項中「日本銀行(国税の収納を行なう代理店を含む。)、郵便局又はその国税の収納を行なう税務署の職員」とあるのは、「郵便局」とする。

第七條第五項を削り、同条第六項中「第七十七條第五項及び第六項を」第七十七條第六項及び第七項(関税の納付前における郵便物の受取り)に改め、同項を同条第五項とする。

(砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正)
第二十九條 砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項、第十八條の四第二項、第十八條の六第一項第一号及び第三号並びに第二項第二号口及び第三号口並びに第三十二條第一項第二号及び第三号中「消費税」の下に「及び地方消費税」を加える。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)
第三十條 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法

律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百五十五條」を「第百五十五條の三」に改める。
第八章第十三節中第百五十五條の次に次の二條を加える。

(地方消費税に関する特例)

第百五十五條の二 第八十五條の規定は、沖縄県の区域から出城する旅客が個人的用途に供するため購入する物品で、当該物品につき地方消費税に関する法令の規定により課される税の額がある場合について準用する。

第百五十五條の三 偽りその他不正の行為により前条において準用する第八十五條第一項の規定による地方消費税の払戻しを受け、又は受けようとした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪に係る地方消費税の払戻金に相当する金額の三倍が五十万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該払戻金に相当する金額の三倍以下とすることができ。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時

効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

5 地方税法第七十二條の百十一の規定は、第一項及び第三項の犯則事件の調査及び処分について準用する。

(たばこ事業法の一部改正)

第三十一條 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「及びたばこ税法」を、「たばこ税法」に、「に相当する」を「及び地方税法(昭和五十九年法律第百二十六号)第二章第三節に規定する地方消費税に相当する」に改め、同条第六項中「たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)に規定するたばこ税」を「地方税法(昭和五十九年法律第百二十六号)第二章第三節に規定する地方消費税」に、「地方税法(昭和五十九年法律第百二十六号)第二章第四節を」同章第五節に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)
第三十二條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第四十五号の次に次の一号を加える。
四十五の二 地方税法(昭和五十九年法律第百二十六号)第二章第三節に規定する地方消費税の貨物割の賦課徴収に関するこ

と。

第五條第十六号の次に次の一号を加える。
十六の二 地方税法第二章第三節に規定する地方消費税の貨物割を賦課徴収すること。
附則に次の一項を加える。

5 当分の間、第四条第三十五号及び第五条第十二号中「内国税」とあるのは、「内国税及び地方税法附則第九条の四から第九条の十六までに規定する地方消費税の譲渡割」と読み替えるものとする。

(自治省設置法の一部改正)

第三十三条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十五号から第三十七号までの規定中「消費譲与税、」を削る。

第五条第三十三号中「消費譲与税、」を削り、同条第三十四号中「都道府県及び市町村に譲与すべき消費譲与税、」を削る。

第十条第四号の二中「都道府県及び市町村に譲与すべき消費譲与税、」を削る。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局	
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一冊 三三九円 (税 九円を含む)